

第八十七回国 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第八号

昭和五十四年四月二十五日(水曜日)
午前十時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 塩出 啓典君
理事 源田 実君
長谷川 信君
松前 達郎君
藤原 房雄君
佐藤 昭夫君

委員 岩上 二郎君
熊谷 弘君
後藤 正夫君
永野 龍雄君
望月 邦夫君
山崎 竜男君
森下 昭司君
吉田 正雄君
中村 利次君

国務大臣 国務大臣 金子 岩三君
(科学技術庁長官)

政府委員 科学技術庁長官 半澤 治雄君
科学技術庁原子力局長 山野 正登君
科学技術庁原子力安全局長 牧村 信之君
資源エネルギー庁長官官房審議官 児玉 勝臣君

事務局側 常任委員会専門員 町田 正利君

説明員

原子力安全委員 吹田 徳雄君
会委員長 警察庁警備局警備課長 依田 智治君
国土庁長官官房 防犯企画課長 柳 晃君
消防庁地域防災課長 中川 登君

本日の会議に付した案件

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

○委員長(塩出啓典君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続きこれより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩上二郎君 今回、核物質並びに原子炉の規制に関する法律の一部改正法律案を審議するに当たりまして、数点について大臣並びに関係局長に御質問を申し上げます。

申し上げるまでもございませんが、日本の原子力行政の基本姿勢は自主・民主・公開・平和、これを基調として、さらにまた安全性確保という体制がなければならぬとされてまいりまして、このほど安全委員会が誕生したわけでございますが、本年三月二十八日未明に起こりましたスリーマイルアイランド原子力発電所の事故に関連して安全委員会の最初の処断、これはきわめて妥当なものでありまして、その勇断を高く評価するものでございます。しかもこれが契機となりまして、

従来きわめておろそかになっておりました防災対策、さらにはより安全への総点検等が実施され、今日までの国民の不信や不安を取り除くための体制へ走り出したわけでございますが、今回の事故を他山の石としまして遺憾なきを期するように御期待を申し上げます。

私は、何事によらず、地球上にいろいろと人類の創意工夫によりまして経済開発あるいはまた科学至上主義のもとにメリットとデメリット、これはお互いに矛盾しながら共存するものであるという認識を持っておりませんが、これが解決はきわめて至難なものでございますが、その際何よりも優先的にとらえるべきものは何かと言え、たとえは経済開発の場合でも、土地を失いあるいは生活の変化を強いられる住民の側の厚い対策、これが先行しなければならぬ。と同様に、原子力の時代を迎えた今日、やはり原子力関係者は常にこの科学至上主義を超えたいわゆる見えざる手というか、神というか、そういうものに對する恐れ、敬虔な認識を持つ、こういうことがきわめて大事なことでないかと、このように思いますので、特にこの安全性や住民対策、これが優先して配慮されるべきものであると、このような認識を持つていくわけであります。

ところが、核燃料サイクルの環として今回ようやく提起されました再処理工場設置の問題との関連における法律案でございますが、これは当然やはりもっと前に提起をされるべきものではなかったであろうかと、このような考えを持つと同時に、やはり環境問題、さらには廃棄物の処理問題、口から入るものを急ぐの余りおしりに詰まってしまうという、そういうふうな態度では、これはもう非常に原子力の場合には特に注意を要するものではなからうかと、このように思ふんです。ともすれば、いろいろと社会的なニードに迫られ

ましてあせり過ぎる、開発を急ぐ、そういうことのために、この開発の裏側にひそんでいる問題提起をおろそかにしがちであるというのが一般にとられがちであるように思われてなりません。そしてその結果がかえって需要に即応できないというようなことを生みやすいわけでありまして、これはひとり原子力の問題ばかりではございませぬ、成田空港の問題あるいは「むつ」原子力船の処置の問題その他の処理の仕方においてもそういう面がなしとしない、このように感ずるわけでありませぬ。

フィンランドの原子力発電所の事故、これはきのう電気事業連の方からの御報告をいただきましたが、結果として自然放射能の1%程度のものであったという報告を受けたわけでございませぬが、この際、従来のように、起り得ないとかあり得ないという、この神話というか、そういうようなものをやはりもっと厳しく分析をし、さらに国民の理解と原子力に対する認識を深める、そういう努力をしていただきたいと思ふのであります。

そういう立場から、この際原子力に対する認識を深めるため、より積極的なありのままの姿を知らせ理解してもらうための教育・広報の開拓がさらに必要であると、このように考えます。

特にこの際つけ加えて申し上げたいことは、今回のスリーマイルアイランドの事故にかんがみまして、特に原子力に対しては、従来から言われておりますアズ・ロー・アズ・プラクティカル、いわゆる、より低目にとり、この精神を生かしていただく、そして科学はより神に接近するといふか、そういうふうな姿勢に従いまして、科学技術の上からもよく言われております多重防護、ディフェンス・イン・デプスというこの設計思想、こういうふうなものをさらに深めていただいて、シビアに、教育訓練をさらに重視をしていただいて、

あらゆる角度からその内容を深めていただきたいと思うのでありますが、大臣の所見をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(金子岩三君) ただいま岩上先生からいろいろと御所見を交えて御質問がございまして、原子力といへば、やはりかつての戦争において原子力の恐ろしさを認識した印象が、今日まで三十数年、国民の中には一応強い一つの感情として残っておりますので、たとえてお話を申し上げると、「むつ」の問題、一つを取り上げても、被爆県であるがゆえに大変な大きな騒ぎが起こったということもいろいろございまして、したがって平和利用にどのような原子力が価値あるものであるかということも国民に知らせることは、もう何より今後の原子力の平和利用にとつては優先すべきであつて、当然広報活動も必要でございまして。

ただ、私は、前も申し上げたとおり、科学技術庁に入りまして、科学技術がどんなものであるかということも認識なくして、自來いろいろと勉強してきておるその中で、むずかしい科学技術を国民に認識させるためには、何といつてもやっぱり小学校から中学校——義務教育からこの教育の基本に科学技術を取り上げることが何より先決である、それがためにはやはり、ちやうど五十四年度に筑波学園で科学技術世界博覧会の計画の調査費を要求しておりましたが、これはずいぶん大蔵で抵抗がありましたけれども、大蔵を説得して予算もつけましたので、五十四年度から出発して六十年度の春から秋にかけてこの世界科学技術博覧会をひとつ実行したいという考え方に全力を挙げて取り組んでおります。それはやはり、科学技術のむずかしさをよく私は認識しまして反省するとともに、日本で科学技術がすぐれておると言われますけれども、やはりアメリカあるいはヨーロッパの先進諸国と比較するとずいぶん立ちおくれおるのをごいいます。やはり、国民に科学技術の何たるかを、特に科学がどのようなものであるか、資源のない、全く資源の乏しいわが国が、

今後はやはり科学する力と技術によって世界の先進国にやはり追いついていかなきゃならないということも考えますならば、予算もある程度、この財政困難なときに無理をして食つても、やはりこれはわが国にとつては重要ないわゆる当面の政策であるという考え方に立つてこの博覧会の実行に取り組んでおるわけでございまして。

そのような意味からして、やはり科学に非常に疎い、全く無知である、それがために必要以上の心配をかけるということは、何といつてもやはり今後の原子力の平和利用、開発に大きな支障になることとございまして、御意見のとおり、またことに私は岩上先生の御所見に全く同感でございまして、ひとつそのような御意見を尊重して、今後の原子力の平和利用、いわゆる原子力の開発に一層力を入れて邁進したい、このように考えております。

○岩上二郎君 この前のスリーマイルアイランド原子力発電所の事故について科学技術庁から出された資料の中で、「トラブル」という言葉が使われておるわけですが、これは毎日新聞の英字新聞で使われておる、最初はインシデントと使われておりましたが、最初はインシデントと、このように、事故というものは一体何なんだろうかという、文字の使い方についていささか疑問を感じまして若干調べてみたわけでございまして、事故なのか故障なのか、あるいはまた、よく使われておる偶発事故、ランダムフェーラーとも言われておりますが、あるいは組織的というのか系統的というふうに言うのかよくわかりませんが、システムチックフェーラー、こういう言葉も出てきておりますし、また最近いろいろな言葉の中にミスの「トラブル」というのはそういうものを総称して言うのかどうか。初歩的な段階のものは、トラブルでありまして、あるいは単なるミスでありまして、しかし原子力の世界の中で、スリーマイルアイランドの事故の発生にかんがみまして、こういう初歩的なものであつたかもしれない、

あるいは機械のミスであつたかもしれない。そういうふうなものがやはり重なり合つて出てきた事故、こういうふうなものを考えてみると、一体この「トラブル」というのはどういう意味なんだろう。初歩的なミス、あるいは損耗ミスとか、さらにはポンプの故障、バルブの漏れ、あるいはまた電気回路の故障とか、あるいはPWRの燃料棒の曲がりだとか、さらにはBWRのステンレスの腐食割れ、こういうふうなものは一つの故障といふか。よく蒸気発生器の細管が故障したといふふうなこともございまして、そういうふうなものはどういふふうにとらえるべきものなんだろう。いかにもまた、小さいものは報告しなくてもいい、しかし小さいものでも重なつて連鎖反応を起こしたといふことになつてまいりますと、これまた一体そういうものでいいんでしょうか。そういうふうなことを考えてまいりますと、やはり小さいものでも大小漏らさず事業者が報告すべきではないか。これを報告しないでおくと、新聞等からは隠している、このように言われるわけですね。

そうなる、新聞に出れば住民の不安といふものが一層かき立てられる、国会からおしかりをいただくといふことになると、「じゃ厳重に注意を与えます」、こういうふうな答弁がはね返ってくる。こういうふうなことの繰り返しの繰り返し、悪循環というのか、そういうふうなものを繰り返す現実の中で「トラブル」といふものを総称して言うとするならば、やはり大小を問わず報告をさせる。そしてその内容、これをやはり十分にきちんとして報告をしていただくことが大事なことで、これはなからうか。それが新聞に書き立てられると何か恐ろしい感じがする、またそういうことが起きるかもしれない、住民の不安感を一層かき立ててしまふような結果を生みやすいわけだ、ございまして、やはり報告といふものは大小漏らさず報告をさせる。そしてまたその内容をはつきり区分して一般住民に知らせる。そういうふうな積極的な姿勢がこの際必要ではなからうか、このように思ふのです。やはりこの原子力基本法にありまふように、公開の原則というものがあつて、トラブルという用語、それからフェーラーという用語、あるいはインシデントという用語、アクシデントという用語、ミスという用語、そこあたりをひとつ、せつかくできた安全委員会において十分に御検討をお願いいたすように、これはきょう御出席を要求しておりますので、安全局長の方からお伝えをお願いしたい、このように思います。

それから次に本論に入つてまいりますけれども、大変時間がございますので簡単にひとつお答えを願ひたいと思ひますが、昨年の八月に東海再処理施設において発生した故障、そしてその故障によりまして現在試運転が中断をされておるわけでございまして、今回の、トラブルといふのかかわりませんが、事故については今後の開発に貴重な教訓を与えてくれるものであろうと、このように思ひますが、今日までこの事故についての判明した内容とその対策について、そしてまたもう一つ、今後の見通しについてお伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之君) 最初の、原子力委員会に對します事故あるいは故障、トラブル等の使用方につきましては御指摘につきまして、安全委員会の方に御報告して先生の御期待に沿うような努力をしてみたいと思ひております。

それから動燃の再処理施設におきます酸回収蒸発かんの故障につきまして、いままでとりまいた対策、今後の見通しにつきまして御説明させていただきます。

先生御指摘のように、昨年の八月の二十四日でございますが、酸回収蒸発かんに故障が発生いたしました。現在試運転を中止してございまして、その後この蒸発かんの入つておりますセルあるいはセル内の機器類等の除染に鋭意努めまして、その後除染の終了後酸回収蒸発かんの上部に穴をあけま

してこの蒸発かんの中の漏洩箇所の発見に努めたわけでございます。それらの調査が本年三月には一応終わった次第でございます。

その結果でございますが、従来その酸蒸発かんの加熱部のチューブに約一ミリ以下の穴があいているんではないかという様な推定をしておいたわけでございます。またそれも上部の管板付近であるということでございますが、詳細調査をいたしました結果、加熱部の百八十七本ございましてチューブのうち五本のチューブの上部の方の溶接部に微小なリークがあることが確認をされたわけでございます。で、このリークがいかなる理由により起きたかということの原因調査をいろいろいたしました結果、この溶接部に潜在しております傷と申しますか、欠陥がいろいろな運搬途中におきまして腐食を受けて、あるいは熱応力等を受けたものが重畳いたしまして顕在化してリークに至ったというふうに判断しております。で、検査の結果、その他の材質につきましてはほとんど大きな減肉が認められなかったという結果が出ております。したがって、今回の故障を起しましたこのリークは溶接部の欠陥であったということが判明したわけでございます。

この結果に基づきまして、動燃事業団といたしましては、故障いたしました蒸発かんを全部撤去をいたしまして新規の蒸発かんを製作することにいたしております。その際、欠陥が出ました溶接につきましては、溶接手順あるいは溶接方法の試験を事前に十分行いまして、最適な溶接方法を確認した上で蒸発かんの製作を行うということをしていまして、この結果でございます。で、この工事は、まず撤去の工事が必要でございますが、その撤去の工事が本年五月ごろから始まりまして来年の秋ごろには新しい蒸発かんを据えつけ試運転にもっていきたいというふうなことを予定しておるわけでございます。

この事故の原因あるいは今後の工事の進め方につきましては科学技術庁に詳細の報告を受けております。また、その技術的な中身につきましては、

安全委員会にも報告いたして、安全委員会のもとにございまして核燃料安全専門審査会の専門家の意見も聞いておるところでございますが、そういうことを十分行つた上、今後とも安全確保に万全を期するよう工事中といえども十分注意をして事故等が起らないようなことを指導するつもりでございます。また、試運転に当たりましては、このような故障等あるいはこの試運転中にもいろいろトラブルが起きておりますので、そういうことを起こさないように十分再発防止に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

○岩上二郎君 それでは時間もありませんで次に進ましていただきます。

今回、第二再処理工場の建設、運転については電力業界を中心とする民間が主体となると、こういうことになっていくわけでございますが、この立地問題はきわめて困難を予想されるわけでございますが、どのような条件のところに立地を認めようとしているのか。よもや、できないために東海村にまたこの第二再処理工場を立地しようという考え方はあるまいと思ひますが、その点についての確認をいたしたいと思ひますのでお伺いします。

なお、時間もありませんので、質問をさらに二、三点一緒に申し上げます。あわせてお答えをいただければ幸いと思ひますが、第二再処理工場の計画を円滑に進めていくために資金面あるいは技術面等において国が積極的に支援していく必要があるわけでございますが、政府はどう考えているのかという御質問であります。

それから、再処理工場の施設の安全確保に万全を期していくことは当然であります。各原子力発電所から再処理工場までの使用済み燃料の輸送の安全、これもきわめて大事な問題でございます。で、この使用済み燃料の輸送の安全性をどのように確保していくつもりなのか、あわせて御質問を申し上げます。

さらにもう一つ、動燃事業団の東海再処理施設の核物質の防護対策、これの現状についてどうい

う状態になっているか。それから再処理工場を民営化した場合における核物質防護対策に問題はなにかどうか。その点についてそれぞれお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(山野正登君) まず第一の第二再処理工場の立地の御質問にお答え申し上げますが、第二再処理工場の立地につきましては、従来電力業界におきまして昭和四十九年以来しかるべき準備組織をつくりまして、いろいろな敷地の条件を考慮に入れながら図面上において調査をしてま

いていくわけでございます。

この際の立地の諸要件というものにつきまして現在電気事業連合会が考えておりますものをよく大ざっぱに申し上げますと、まず使用済み燃料の輸送に便利なところという趣旨におきまして海岸に隣接していることが望ましい、それから所要のサイトの面積は全体で二百万坪程度は必要であらうと思ひます。さらにこの二百万坪のうち施設用地としておましては五十万坪程度というものを頭においておるようでございます。この施設用地の中に主要なものとしましては使用済み燃料の受け入れ貯蔵施設、再処理施設、転換施設、廃棄物の処理貯蔵施設といったふうなものを置くというふうな構想を持っておるわけでございます。で、そのような観点から図上でいろいろ諸調査を進めてきたという状況でございます。これは現在電気事業連合会の中に過去の準備組織を引き継ぎまして再処理会社の設立準備のための新しい組織ができておりますが、その組織におきましても引き続き同様の調査をいたしておりますけれども、残念ながらまだ具体的な立地地点というものをメ

ンションする様な段階に至っておりません。これにつきましては、ただいま御審議をいただいております本法案の成立を待ちまして具体的な選定の作業に入るといふふうなことになるかと思ひますので、現在の時点におきまして具体的な地名を挙げまして候補地候補地でないかということとを申し上げる段階にはまだないというふうな状況にございます。

それから第二点の、今後民間の再処理工場を建設するに際しまして国はどのような指導なり援助をしていくかという点でございますが、これは先生も御指摘のように、第二再処理工場建設につきましては資金面、技術面等で数々の問題があるわけでございますので、私も同様にこの第二再処理工場というものが建設され運搬に移行し得るようになれるだけの指導と援助とを行つてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

で、いかなる具体的な施策でこれを支援していくかということにつきましては、これは新しくでございます会社要望、具体的な要望を待つて決めるわけでございますが、私も予想いたして決めるわけは、たとえば資金面の援助につきましては、日本開発銀行の融資といったふうなことを考えまして建設資金調達の円滑化を図るとか、あるいは技術面につきましては、これまで動燃が東海の再処理工場で培つてまいりました技術というものをできるだけスムーズに民間の再処理会社の方に移行させるような支援を考えるといたした方が必要じゃないかというふうに考えております。

○政府委員(牧村信之君) お答えいたします。前に、先ほどの私の答弁で動燃の再処理工場の試運転の開始を来年秋ごろと申し上げましたが、本年秋ごろの間違ひでございますので訂正させていただきます。

それでは使用済み燃料の輸送の安全確保の問題についてからお答え申し上げますが、使用済み燃料の輸送につきましては、この輸送というものが国際的なフィールドで行われることもございまして、IAEA—国際原子力機関がこの使用済み燃料の輸送につきまして一つの規則を定めております。一九七三年に放射性物質安全輸送規則というものを定めております。世界各国ともこの輸送規則に準拠してそれぞれ国内法の整備を図つて輸送の安全の確保を行つておるわけでございます。日本におきましてもこの規則をもとに原子力委員会並びに放射線審議会の審議を経ましてわが国における輸送の安全基準を制定し法制化しておるわ

けでございます。したがって、この基準にのっとって使用済み燃料の輸送も行われるわけでございます。

先生御指摘のように、使用済み燃料の輸送の安全確保ということとはきわめて大事なことでございまして、昨年の六月に原子力基本法の一部改正をお願いしたわけでございますが、この中に使用済み燃料の輸送につきまして政府の規制の強化が行われたわけでございまして、その強化の中身は、法令に定められた技術上の基準に適合することについて行政庁の確認を受けなければ輸送ができないという規制の強化を行ったところでございます。

こさないようなきわめて堅牢な厳しい容器を使用させるというようなことにつきましても基準の中に明定されておるところでございます。

それから、東海村におきます核物質防護の現状についての御質問にお答えいたしますが、御承知のように動燃事業団の東海工場、東海施設には再処理を初めいたしましてプルトニウム燃料の加工施設等もございまして多量のプルトニウムを貯蔵あるいは使用しておられるわけでございます。この核燃料物質の防護ということとはきわめて重要な問題となつてきておられるわけでございますが、動燃事業団ではすでに昭和四十八年ごろから核物質防護の重要性につきましても認識をいたしておられて、政府といつていろいろ相談しつつその対策を進めてきたわけでございます。

その進め方につきましては、これも国際原子力機関（IAEA）の勧告がございまして、世界各国ともおむねこの勧告の線での防護対策を講じておられるわけでございますが、日本におきましてもこの勧告の線を守るといふことでいままで努力を進めてきたわけでございます。現段階におきましては、この動燃事業団における核物質防護の措置というものは、ほぼIAEAの勧告を十分満足しておられるといふふうに言えるのではないかと考えておる次第でございます。

なお、一昨年の九月に旧原子力委員会が核物質防護専門部会というものを開催しておりました。わが国がとるべき核物質防護対策というものの一つの指針を決定しております。この指針はIAEAの勧告を踏まえてのものでございまして、ほぼ同様のレベルのものでございまして、それにもおむね満足した状態にあるといふことが言えると思ひます。

それでは、具体的にどういふような防護措置をとっているかということでございますが、まず核物質が置かれておられるところの防護区域をまず設定するというところでございまして、その防護区域をフェンス等の障壁で十分隔離するということがまず第一点でございます。

それから二番目に、そういう区域への人とか物あるいは車等の出入りの管理を厳重にするということが第二点でございます。

それから第三点として、警備人を配置いたしまして構内の巡視あるいは侵入警報装置等を設けるというようなことで、外部からの侵入を防止するという措置をとっております。

それから四番目に、核物質の使用場所を限定いたしまして厳重な管理をさせるということでございまして。

これらが施設者が実施する防護措置の主なものでございまして、異常時におきまして外部からの暴徒等の侵入に対しましての対策といたしましては、警察との直通電話等を常時設けておきまして連絡通報体制を整備していくということが最後に行われているところでございまして。

それから最後の御質問の再処理工場を民営化した場合にも問題はなにかという御指摘でございますが、本来この核物質の防護というものは施設の性格に応じて防護対策を立てるわけでございまして、国営であろうと民営であろうと、ひとしく講じなければならぬといふような性格のものであらうかと考えておられるわけでございます。これは国際的にもこういうことをしなければ、日本のような核燃料物質のほとんどを外国に頼つておる国としては一つの義務になつてきておられるわけでございまして、国営、民営を問わずひとしく行つていくのが正しい方法であらうかというふうに考えておる次第でございますので、再処理事業を民営化に持つていった場合におきましても、動燃の再処理施設で行つていたと同様に厳重な核物質防護の措置をとらなければいけないといふふうに考えておられるわけでございます。したがって、民営化してもそういう措置をとることによって核物質の防護上何ら問題になるということは考えていないところでございまして。

○岩上二郎君 第二再処理工場をよもや東海の方に見受けまうので、その点について確認をしたい。

で答えたいということと、それから政府といたして特殊法人である動燃でやられております再処理施設と、今度新しくできるであろう民間でやろうとしているこの施設について、安全規定というものについて、もしその政策の相違があれば伺つておきたい。いわゆる従来やつておりました安全規定というものをそのまま民間にも適用するものかどうか、いやそうではないということであるのかどうか、その相違点があればちよつと伺つておきたい。その二点だけを御質問申し上げます。

○政府委員（山野正登君） 東海村地区が第二再処理工場の予定地域になるからなにかという点でございますが、これは先ほども申し上げましたように、現在電気事業連合会の中の準備組織がいろいろ図面上で調査をしておる段階でございまして、率直に申し上げまして、私も自身との話し合いの中でも具体的な名前というものは挙げて議論をされておられないような状況でございまして、私も従来図面上の候補地点がどういふところであらうかということも正直のところ承知していません。そういうふうなことでございまして、ただいまの段階で具体的な地名については、それは電力業界等が考えておられます候補の中でございまして、か外でございまして、いふことを言ひ得る状況にもないと思ひます。この点をぜひ御理解いただきたいと思ひます。従来東海地区にいろいろな各種の原子力の研究開発施設を集めるに立地さしていただいておりますという事情だけで、すぐに東海地区を最有力の候補地にしようといふたような短絡した考え方というものは持つていないだらうといふふうに私は想像いたしておりますけれども、先ほど申し上げましたような事情で、具体的な地名について御答弁申し上げるのはいましばらく時間をかしていただきたいといふふうに考えておられるわけでございます。御了承をお願いいたします。

○政府委員（牧村信之君） 現行法では、再処理事業を行えるものは動燃と原研のみになっておるわけ

けでございすが、これを民間にも道を開くという指定制度を今回法律改正をお願いしておるわけでございますが、現在の安全規制の面におきまして国の機関、国に準ずる機関が行つておるといふことで、安全規制の規定よりは民間の事業者が行うに当たりましての規制に對しましては非常に不備な面があるかと思ひまして、実は本法案の改正に当たりましては規制の強化の改善をお願いしておるところでございます。

具体的に中身を若干申し上げますと、指定に当たりましては嚴重な安全審査をする規定を設けております。また施設検査につきましても、それを強化するという観点の改正がございします。また民間で事業を行うわけでございしますので、事業の開始の届け出であるとか、使用計画の届け出であるとか、安全規制にも関連いたしまして、その規制が万全に行ひ得るような必要の改正を行つておるところでございます。

○岩上二郎君 いまの第二再処理施設問題で、東海の問題については何かはつきりしない御答弁ございしましたけれども、元来、東海村では二百十トンという処理能力しかないわけでございまして、さらに拡張してやつていくということになると、政府で言つております二百万坪、五十万坪の施設をつくる、エリアは二百万坪であるというようなことからすれば、東海地区にはもう場所があるはずがないわけですね。したがつて、従来この二百十トンの処理能力を持つておるところの再処理施設工場について、さらに拡大するおそれはないかというのを私は知事時代に何回となく質問をし、それについては「絶対ありません」というお答えがはね返つてきておるところはもう数回にわたつておるわけですね。今回の答弁によりまして、ひよつとしてあるかもしれないという印象を私は受けましたので、少なくともよその地域においていろいろと場所選定その他についてはお考えおきいただいておるようでございますけれども、これはもう東海地区等にそういうふうな施設があつてはならないわけでございますので、その点は從

来の政府の姿勢をはつきりと踏襲していただくような態度で臨んでいただくことをお願いしたい。もしそうでないといふことになつてまいりますので、その点は十分に考えおきいただきたい。もしお答えができれば幸いですけれども、再度確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) 現在、動燃事業団が東海に建設いたしております日置・七トンの再処理工場というものを拡大いたしまして、これを民営の第二再処理工場にしていくという考え方は、これはみじんもございせん、あくまでも第二再処理工場と申しますものは、現在動燃事業団が実証試験用につくつております施設とは全く独立した別の施設として民間によつて建設されていかれるべきものというふうな考えでございますので、先生がおっしゃいますように、現在の施設を増強してこれを第二再処理工場に充てるということとはあり得ないと考えております。それ以外の先生の強い御要望につきましては、十分私も胸にとどめて今後の施策に当たつていきたいというふうな考えております。

○熊谷弘君 これまで当委員会では本法案について幾つかの質問が行われてきたわけですが、これは本法案の必要性等をめぐるバックグラウンドに関する質問であつたわけでありまして、私は本法案の内容そのものについて御質問を進めていきたいと思ひます。

そこで、今回のこの法改正の眼目が、すでに岩上委員に対するお答えにもありましたように、やはり何といつても、第一にこの再処理事業の事業者の範囲の拡大であらうと思ふんですけれども、そこで、この事業者の範囲を拡大するに至る前提として、再処理需要というものを長期的にどう展望しているかということが基本にあるわけですね。この再処理需要というものが、わが国における再処理需要というものをどのよう展望しておられるのか、その展望に立つてどうしてこの事業者の範囲を拡大したのか、こうした点についてまず基本的な考え方を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) 将来、原子力発電によつてどの程度の使用済み燃料が出、つまり再処理需要が出るかという点でございすが、まず前提として昭和六十年の原子力発電の大きさを三千三百万キロワット、さらに六十五年の発電規模を六千万キロワットというふうな想定いたしまして今後の再処理需要を想定いたしますと、昭和六十五年までの累積で約八千三百トンに達するといふふうな考えておるわけでございします。

この再処理需要をどのように消化していくかという点でございすが、現在動燃事業団が東海につくつております再処理工場というのは、技術の実証に加えて、その規模におきまして所要の再処理需要も賄うという目的を持つておるわけでございします。この東海工場の活用をもちろん考えておりますが、これに加えて、将来第二再処理工場ができるまでの間にございましては、やむを得ず海外に再処理業務を委託するということを考えておるわけでございまして、これまで約四千七百トンばかりの再処理を海外に委託しておるわけでございします。で、この東海と海外の再処理委託両方を合算いたしますと大体八千トン弱になりまして、先ほど申し上げました需要に比しまして若干供給の方が不足きみといったふうな状況にあるわけでございします。私も、私どもとしてはできるだけこの再処理需給のバランスを、昭和六十五年には第二再処理工場の運転開始に入りたいといふふうな考えておるわけでございます。幸いにその目標が達成できれば何とかこの再処理の需給のバランスというものは確保し得るのではないかとこのように考えております。

○熊谷弘君 そこで、ちよつと話がまたわき道にそれるのですけれども、いまのお話は、前提として六十五年に六千万キロワットですが、原子力発電所が建設されるという想定に立つておるわけですね。けれども、もう再三委員会でも各委員から質問がありまして、たまたまアメリカで事故が起つた、場合によつては原子力発電所というの

は燃料源として基本的には依存できないんじゃないかといふような感情的な議論も一部にはあるわけですね。しかし、その後いろいろ各方面からの報道として伝えられるところによると、やはり日本のエネルギー事情というのは——日本だけではないうんだけれども、とりわけ基本的に大部分の燃料資源を海外に依存する日本のエネルギー事情といふのはきわめて深刻なものがあるんじゃないか。たとえば最近アメリカの上院の外交委員会が報告が出てる、サウジの石油にはそれほど依存できないぞといふような報道が伝えられておる。またIEAで消費節約といふようなものを促す政策を合意された、こつこつといふ報道が伝えられるわけでありまして、この二つについて通産省の方で承知している範囲でこつこつと要点を御説明願ひたい。同時に、そうした二つの報道についてどういふふうな基本的な認識を持つておられるのか、エネルギー政策を所掌している通産省としてどういふふうな考え方を持つておられるのか、あわせて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生がおっしゃいました米の上院外交委員会の報告と申しますのは、四月十五日に発表された報告書でございまして、これはただいま先生おっしゃいますように、サウジアラビアというものが全世界の石油生産の中で、一九七八年の平均で申し上げますと一三・四%という非常に大きなシェアを持つておるわけでございます。このサウジアラビアの生産動向というのが今後の石油のいわゆる供給の大きな方向性をあらわすこととしてこの動向が注目されているわけでございまして、その問題についてこの報告書が今後の動向についての見通しを述べたものでございします。

要点を申し上げますと、サウジアラビアといったしましてはかねがね、先ほど申し上げましたように、一日約八百万バレルの生産といふことが維持されておるんですが、それを一九八三年までに一日千六百万バレルにしようといふ目標が実はあつたわけでございします。ところがイラン問題等々の

問題がありまして、この委員会の調査によりまして、いろいろ問題が指摘されております。

第一の問題といたしましては、このような高水準の生産は多額の追加投資を必要とするであろうし、その生産のレベルは十五年から二十年ぐらいいく続かないというものであります。

また第二の指摘事項は、個々の油田からの増産につきましては、非常にこれは技術的な問題がありまして、大量に油を生産いたしますとその歩どまりが落ちるといふような性格を持つておるようでございます。

それから第三には、サウジアラビアといたしましては強力な資源温存の考えがあるということでありまして、すなわちサウジアラビアの経済を保つためには約五百万バレルぐらゐの生産を行つておればいいわけでありまして、それを超えて倍以上の生産をするというのはいわゆる自由諸国に対する石油の供給ということになるわけでありまして、そういう世界の需給のために貢献するということも大事ではあるが、自国の経済を守るという意味もありまして、生産の目標を下げざるを得ないであろうということでもあります。

それで一九七七年の十月に従来のいわゆる生産能力の増強目標を変更いたしました、一九八六年の生産目標といたしまして千二百萬バレル・パー・デーということにいたしましたわけでございます。そういうことといたしまして、そのような高い生産はだんだんと十五年から二十年を経ますと減産を余儀なくされると予測されます。まあそういうことのために石油消費国は将来の石油需要の増大に見合う量を約二百萬バレルばかりしよートするわけでありまして、サウジの増産に期待すべきではないということに改めて警告しているのがこの報告書の要旨でございます。

もう一つの点でございますが、これは三月の一日、二日に開催されました国際エネルギー機関の理事会におきまして、イランの情勢を背景に消費国が五％の石油消費の削減を行うということを含意いたしました。

わが国といたしましては、IEAとの協調という従来からの基本方針に基づきまして、国民生活及び経済全般にわたる影響を最小限に食い止めるように配慮しつつ、この目標達成に最大限の努力を払う所存でございます。このため省エネルギー・省資源対策推進会議におきまして三月十五日にその推進方針を決定いたしました、さらに四月二十日にはその周知徹底についての方策を決定したところでございます。

まあ具体的には、暖冷房温度の調整、それからマイカーの使用の自粛のほか電力部門における石炭、LNG、それから原子力等への燃料転換等所要の措置をきめ細かく行うことによりまして約五％、石油換算約千五百萬キロワット相当の節約を図つてまいりたい、こう考えております。

○熊谷弘君 私には、あえて寄り道をしてこういう質問をした理由というのは、何か大臣によると、ファッションショーみたいなまねをしてはしゃいでいる方もいるみたいですが、今回のこのエネルギー危機の問題というのは、もちろんIEAに基づいて五％の節約をするということも大事ではあるけれども、そんなことだけではとても無理なんだと、もっとそういう基本的な認識に立っていただかなきゃいけないんで、いまの方針にもあったように、カーター新政策、エネルギー新政策なんかによると、もっと国民にぐつと訴えるものを出しているわけですね。たとえばOPECのかさから離れてエネルギーの安全保障を確立する長期的な決め手は新エネルギー技術を開発していくことだといふようなことを強く出しておる。そういうものが実はわれわれにはびつこう来るものがない。そこら辺を本当はエネルギー政策を所掌しているところで本気になってやっていただかなきゃいけないんじゃないかというところを感ずるから申し上げたわけでありまして。

それでつまり、伝えられるいろいろな情報を総合勘案すれば、なまじつ、短期的に五％程度の消費節約で多少はやり切れることができるかもしれないけれども、問題はそんな短期的なものではなくてきわめて長期的な問題、構造的な問題である。それを乗り切つていくためには原子力を初めとする燃料転換というものに相当本格的に取り組んでいかなくちゃいけない、それこそもう死にもの狂いで取り組んでいかなくちゃいけないという感じを私は持つわけなんです。

そういう話になりますとまた長くなりますので、私はぜひこの点を、科学技術庁にとまらず、エネルギー庁も挙げて、その一環として今回の法案改正があるという認識をわれわれ持つておりますので、ひとつエネルギー政策を優先の、小手先の、いかにも主婦向けにアピールするようなものや、小手先でやっていふふりをするというやり方をそろそろ改めた方がいいんじゃないかという感じがいたしますので、要望として申し上げておきます。

そこで法案に戻るわけですが、今回のこの法案の事業者の範囲の拡大の中で、動力炉・核燃料開発事業団と日本原子力研究所以外のものの場合、つまり民間でやる場合は指定ということになっている。その他の場合は、つまり動燃事業団や原研でやる場合には承認制だ、こういうことになっているわけですが、これも、こういうふうに分けている理由というのを御説明願いたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) まず、指定制をとった理由について御説明させていただきます。いま

先生の御指摘の再処理事業というものはわが国の核燃料サイクルのなかめを占める事業であるわけでございます。きわめて重要な事業であらうかと考えておるところでございます。従来、民間が行います事業につきましては許可制が普通でございます。原子力発電所等は許可制でございますが、これは一定の資格さえあれば認めるといふのが許可制の通常の考え方でございます。で、再処理事業につきましてはそれほどの数が多い必要はないと思います。したがって、このような重要な事業につきまして最も適切と認められるものに

限つてやらせるというふうな考え方から、その業者を限定するという考え方から指定制をとらしていただいております。ところでございまして。

それから動燃事業団等につきまして承認制を新たに付け加えさせていただいた理由につきましてもございまして、本来、現行の規制法では、動燃、原研についてはすでに事業を行える者として位置づけられておるわけでございます。したがって、今回の改正に当たりまして指定を要しないような資格をすでに与えられておるわけでございます。しかしながら、今回の改正におきまして、動燃、原研におきましても民間と同じように安全規制を十分行わせるという考え方は同様に貫く必要があるというふうな考え方が一方ございまして。

それから、動燃事業団あるいは原研は国に準ずる機関としての特殊法人でございますから、たとえば民間の指定業者は平和利用の目的になつた事業を行うかといふような平和利用の担保等々の基準の審査を当然受けるわけでございますが、動燃事業団法あるいは原研法によりまして、そういうような平和利用の問題あるいは計画的な事業の遂行ということにつきましてはすでに法律で政府の監督のもとに行つていくことになっておりまして、そういうことも必要でございせん。したがって、必要なのは安全を確保するということ、災害の防止に支障がないことを審査するということ、が個々の施設について必要であらうかといふふうな考えておるわけでございます。そのようなことも踏まえまして承認の制度を設けたということでございます。したがって、承認の際の基準としては、「災害の防止に支障がないものであること。」に限つて、動燃事業団あるいは原研の施設について個々の施設の審査等を行つて、基準に適合すれば承認するといふ形の法制度をとらしていただくように改正をお願いしておるということでございます。

○熊谷弘君 いま局長のお話にもありましたように、もうすでに触れられたんですが、指定に当たつて要件が四十四条の二で列記されているわけですが、

ね。「内閣総理大臣は、指定の申請があった場合において、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。」とあって、四つの項目が挙げられております。この四つの項目のうち三番と四番、つまり「その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎」あるいは「災害の防止上支障がないものであること」、「この三番と四番というのは素人目でもすんなり頭に入るわけですから、一号にありまして「再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」、それから第二号の「その指定をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」というのは、二度三度読み返してみてもだんだん何かその立法趣旨がよくわからなくなる。つまり、一号について言いますと、再処理施設自体はこれは平和利用のためにつくるわけであって、プルトニウム等が運用される過程において何かおかしなことに利用されるようになるのではないかと、設置のときの話じゃなくて設置後の話じゃないかという感じがする。これを一号わざわざここに置いて「指定の基準」という形で設定した理由というのがどういふことなのか。それからその第二号の、たとえば民間、ここで言いますとその第二工場、民間業界が挙げてやったその第二工場が、第二号の「原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるという場合というのとは一体どういふ場合か。この二番がそもそもどう設定された理由で、一号と二番の指定基準として設定した理由というものを、ひとつ素人にもわかりやすい形で御説明を願いたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) まず「再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」、これは先生御指摘のように、わが国は基本法によりまして原子力の開発利用は平和目的に限るということが定められておるわけでございますが、この主要な施設につきましては規制法におきまして、たとえば原子力発電所におきましても同様の

基準が定められておるところでございます。で、これは「再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがない」ということにつきましては、いわば明々白々なところではございませうけれども、この再処理施設というのは、先ほども御説明申し上げましたように、使用済み燃料から残存するウラン並びに新しく生まれたプルトニウムを生産する工場でございます。この施設の運用を誤りますと、盗取その他によりまして、あるいはその運営によりましては外国からも非常に疑惑を招くおそれがあるわけでございます。日本はすでにNPTにも加盟しております。そういうことをしないんだということを世界に宣言しておるところではございますが、こういう施設がそういう平和の目的以外に利用されるような施設であつては困るわけでございます。

やや技術的に申し上げますと、この基準を将来ででき上がりましてから運営する場合にどういふことでこれを担保していくかということになりますと、保障措置を十分実施いたしまして、そういうことが絶対あり得ないように国は監督する責任、検査する責任を持つておるわけでございます。そういうような施設でございまして、そういう施設につきましましては、設置をいたしますときにそういう目的に照らした施設に十分なつておるかもあわせ審議でき得るようにならねばならないというところがこの基準を審査いたしますときの大きな項目になつてくさうかと思ひます。

それから「その指定をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」ということでございませうが、これは同じように原子力発電所等にもこういう基準がございませうけれども、仮に非常に過大な施設を持ちますと、これは計画的な遂行に支障を来すおそれもあると思ひます。また過小の場合も同様であらうかと思ひます。こういうように日本の原子力開発が計画的に遂行をされるということがきわめて大事でございますので、その計画の遂行上十分マツチしたものであるかということをはわが国の原子力

開発上きわめて重大であらうかということを十分検討する必要があると考えたわけでございませう。すなわち全体の原子力の開発の計画との整合性を図る必要があるということでございませう。また、この工場からは先ほども申し上げましたように、分離されるウラン、プルトニウムを十分計画的に使用することゝがまた重要でございませう。このような計画との、再処理事業との関連もまた重要な事柄であらうかと考えておるところでございまして、そのような観点からこの計画的利用についても十分審議する必要があるかと考えておるところでございませう。

○熊谷弘君 本法案の改正のもう一つの大きな眼目は、再処理施設の使用前検査等、あるいは定期検査、使用計画と、こういったものの制度の新設であらうと思つておるわけでございませう。この点で、基本的に再処理工場の安全規制についての考え方というのはすでに若上委員に対する回答でもうかがわれるわけですが、この使用前検査、それから定期検査、使用計画それぞれについて、定期検査と使用計画を新たに設けた理由、それから使用計画を新たに義務づけた理由というものを説明していただきたい。

○政府委員(牧村信之君) 使用前検査を設けた理由については御説明いたしますが、現行の規制法ではこの再処理施設をつくりましたときの施設が動きます前の検査は施設検査のみでございませう。で、施設検査というのは、設計どおり工事が行われているかどうか、また部分的にその機械等がどういふ性能があるかどうかということを検査するのが通常の検査方法でございませう。しかしながら、再処理という非常に大きな科学プラント、しかも一つの科学システムでつながつた施設でございまして、個々の施設が性能がありましても、施設全体としてうまく動かせないと工場という観点から十分に行い得ませんし、また安全確保という観点からも十分なものにならうかと考えられるところでございます。したがって、施設検査のみでございましての今回使用前検査とい

う検査方法に変えまして、従来の施設検査に加えまして、プラントができ上がったときに試運転を行つて、そのプラントの性能を確認した上で実際の運転に入らせるといふ使用前検査の制度に改善いたしまして、安全確保に万全を期することから改正をしていただきたいということでございませう。

それから定期検査を新設いたしました理由につきましても、再処理施設を認めるに当たりまして十分使用前検査を実施させるつもりではございませうけれども、何分にも大量の放射性廃棄物を扱うところでございますので、その施設につきましまして毎年一回法定の定期検査を設けまして、自主検査を行わせるとともに、国もこの検査に立ち会いまして施設全体の安全確保に万全を期するといふ考え方から設けました条項でございませう。これによりまして毎年一回国が検査を行った上で再度再処理工場を運転させるというふうなことにいたしましたということでございませう。

それから使用計画の届け出の義務づけでございます。これは先ほどからも申し上げておりますように、再処理工場というのは核燃料サイクルのなかでございまして、特にプルトニウムというのが生産されるわけでございませう。したがって、この再処理工場における使用済み燃料の受け入れ量あるいは出まいる製品品の量、あるいは製品の払い出し等は国としても十分に把握しておく必要があるかと考えております。これは査察を行う場合にも重要な問題でございませう。また安全確保の上からの定期検査その他の安全確保の安全規制行政からも重要な情報であらうかと思つております。そういうような観点から、今回の改正で施設の使用計画というものを制度化させていたでいて、その情報を十分つかんで安全規制並びに査察行政の確保ということをやねらひまして法律の改正をお願いしておりますところでございませう。

○熊谷弘君 この安全規制というものはきわめて大事な問題だと思つておるわけですが、報道によりますと英国の再処理工場で、きわめて短い報道で

すから具体的なことがよくわからないんですが、やはり放射能漏れがあったというようなことが伝えられるわけですね、この辺はどれぐらい科学技術庁は情報をつかんでおられるのか、説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(牧村信之) 新聞報道がございまして、直ちに外務省を通じて外交のチャンネルでいろいろ調査をいたしておるところでございますが、ただいままでに入手しました情報でございまして、三月にサイト内のボーリングをした穴から水のサンプルを採取いたしましたところ、放射能の汚染を検出したということがこの事故発見の最初でございまして、公社が調査いたしましたところが、高放射性廃棄物を濃縮する前の廃液貯槽の建物にございまして中間貯槽から漏洩があつて、それが地下にしみ込んでしまったというのが実態のようでございまして。この貯槽は鋼製のライニングをしたコンクリート槽のようでございまして、いろいろ調べてみますと、日本で行われておるような貯槽とはずいぶん違つた、わりあい簡単なもののようにございまして。しかもこれは比較的古いものであると、現在使用していない施設の中のものであるというふうなことも聞いておりますけれども、この漏洩を発生いたしました、直ちに受け槽の廃液は廃液処理工場の方へ送つてすでに空っぽにしたということで、さらにこれ以上の漏洩は起こり得ないというふうなイギリス原子力公社は言つておるようございまして。

また、サイト外への影響でございまして、漏洩量がサイトの中で地下に二万ないし三万キュリー程度、また量にいたしまして約十トン程度の廃液が流されたというふうな言われておるわけでございまして、イギリスの公社ではこれが外まで影響することはまずあり得ないと言つておるようございまして。また、従業員に対しても十分影響を与えないように処理できるとしておるようございまして。

なお、ウインズケールの再処理工場は、このト

ラブルと申します事故によりまして影響は受けていないようございまして、再処理工場は従来どおり操業を行つておるようございまして。

なお、私ももういふやうなトラブルが東海村の再処理工場で起こるのは非常に問題でございまして、直ちにこのやうな貯槽の設計を確認いたしましたところが、日本の場合にはステンレスの鋼で十分溶接構造をして二重の構造の建屋に入れるなどをしておること、またこのやうな受け槽につきましては、下にドリフトトレイと申しまして、受け槽のやうなものを必ず設けておるやうにして、漏洩があつた場合には直ちに検出できるやうになつております。また受け槽にある程度たまりまして、必ずそれを安全な貯槽等へ移送できるやうな装置が組み込まれておりますので、このやうな、たとえその受け槽からの漏れがありましても、それが環境の外の敷地の方に漏れ出るといふことはまずあり得ないやうな構造をとらしておること、まあ日本では起こり得ないというふうな確信しておるところでございまして。

○熊谷弘君 最後は、私もこの法案、いまの日本のエネルギー事情から見ても、もう可及的速やかに本院を通過してもらつて成立させたいと願つておるわけでありまして、仮にこの法案が成立いたしましたとしても、それはまあ私をついてその後が問題だろうと私も思つておるわけでありまして。すでに政府当局の資料を拝見いたしたとしても、仮にこの第二処理工場をつくつていくということを考えますと、用地の確保にいたしたとしても、資金調達あるいは技術の蓄積、要員の訓練等々、本当に民間企業だけではなしたくないやうな問題がある。こうした点について国が積極的に取り組んでいただくことが、この法案ができ政策が効果的に実施されるために最も必要なことだろうと私は思つておるわけでありまして、この点について科学技術庁及び通産省、関係の省庁から御意見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) 民間の再処理工場の

建設につきまして国の支援、援助がぜひとも必要であるという点は、まさに先生御指摘のとおりでございまして、私もこの法案が成立した次第、民間としましては民間電力各社が協力する形で準備体制を整えておるわけにございまして、これに對しまして、先方の具体的な要望に應じていただけるの施策を講じてまいりたいというふうに考えておるわけにございまして、先ほど若上先生に御答弁申し上げましたように、資金面においてできるだけ開銀等の資金の活用を図るとか、あるいは技術面におきまして動燃工場の技術が円滑にかつ円滑に技術移転するやうにいろいろ配慮するとか、さらにまた立地の選定等につきましても、国として広く一般国民に対して再処理の必要性、安全性といったやうな問題について御理解をいただくやうなことに對しての協力をすると、このやうに各般にわたつていただける政府としての支援、援助というものは努めていきたいというふうに考えております。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま原子力局長の方から御答弁がございましたが、それに若干追加させていただきますが、再処理工場の建設に当たりましては、先生御指摘のとおり多額の資金の確保、それから要員の訓練というものが必要でございまして。そういう意味で、この法律改正ができました場合には早速科学技術庁の方と協力いたしまして新会社の設立をさせまして、その後のいわゆる建設計画といひますか、その会社の運営の計画を立てた上で、国家としてどのような資金の援助をすべきかということが出てまいるわけにございまして、その際には財政投融资を含めまして通産省といたしましてその対策を十分とりたいと、こう思つております。

また要員の訓練の問題につきましては、現在動力炉・核燃料事業団において行われております再処理工場の中で、民間から出向者として百五十名程度の者がもうすでに参加してその訓練に携わつておるということにございまして、そういうやうな人々を十分活用してやっていきたいと、

こう考えております。

○吉田正雄君 当初に吹田原子力安全委員長に對して幾つかの点でお尋ねをし、さらに今後の原子力安全行政について要望もいたしたいというふうな思つておるわけですね。

当初に、三月三十日の原子力安全委員会の会議状況といひますか、内容等について若干お尋ねしたいと思つておるんですが、この日の委員会は午前九時半ころから午後七時半ころまで約十時間というきつめて長い時間にわたつて開催されたというふうな聞いておるわけですね。そして会議の冒頭、委員長の方から次の三点について示された。そしてそれが一番好ましいか検討を要請したという報道がなされておるわけですね。その三点と申しますのは、全部の原発をとめて点検させるということ、それから第二点としては、事故を起こしたPWR炉だけをとめる、第三点としては運転を続けたまま点検させる、こういう三点が委員長の方から当初に提案された。それをめぐつて論議が行われたということが報道されておるんですが、その事實はいかがでしょうか。

○説明員(吹田徳雄君) 当日は、いま先生のおっしゃつておりましたやうな三つのことから一つを選びなさいというやうな提案はしておりません。で、私といたしましては、どういふことを考えればよろしいかというのを議長といたしまして非常に幅広く検討するやうな姿勢をやはり最初から持つておりましたので、そういう中ではそういうことも含まれておりますが、三つの中から選択をするやうな、そういう考えは、あるいはそういう提案はいたしませんでした。ですから広い問題を委員の方に十分検討していただきたいという意味の中には含まれておりますけれども、そういう三つの選択を委員会が出したことはございませぬ。

○吉田正雄君 わかりました。ただし、いま申し上げた三点が幅広く検討してほしいという中には含まれておつたというふうには理解してよろしいわけですね。

○説明員(吹田徳雄君) そういうのはつきりした

ことはございませんが、その広い範囲の中にはそういった言葉もございましたと思うんです。

○吉田正雄君 当日の会議出席者について伺いたしませうけれども、安全委員は何人で、それから原子炉安全専門審査会のメンバーが何人出席をされて、それから科技庁、通産省の担当官からはどういふ人たちが出席をされたのか。また、この科技庁、通産の担当官というのはこの安全委員会の当初から最後までずっと一貫して出席をされたのかどうかです。まずその事実関係だけちょっとお聞きしておきます。

○政府委員(牧村信之君) まず三十日の委員会の審議でございますが、出席者は吹田委員長を始め、御園生委員、内田委員、山本委員のお三方でございます。で、この会議には、先ほども先生がお話しなさいましたように原子炉安全専門審査会の委員も御同席をお願いしておたところでございます。そこで審査委員の七名の先生の御出席をいただいております。それから事務局でございますが、私はほか次長、安全課長が、これはほかの仕事等もありまして出たり入ったりはございましたが出席しております。また通産省の方からは原子力発電安全管理課長ほかの方が同様に出席して委員会の求めに応じて説明を申し上げるという形で出席しております。

○吉田正雄君 四点到つた安全委員長談話というのが発表になっていくわけですが、その前に、科技庁、通産省の担当者も出席をいたしておられるわけですが、通産省側の発言内容といひますか、主要な点はどういふ発言内容が掲げてあります。要点だけちょっとお聞かせ願ひたいんです。

○政府委員(牧村信之君) この委員会への出席でございますが、通産省の出席は、通常、委員会への出席は通産省も安全委員会の事務局でございますので、その一員として出席することが多いわけでございます。で、出席いたします場合には委員会の求めに応じて意見を述べ、あるいは資料を提出いたしました場合にはその御説明を申し上げ

げて委員会の審議の参考に供するというようなことを行つておられるわけですが、この先生御指摘の日の安全委員会の審議につきましては、この事故の起こりました経緯にかんがみまして、日本の原子力発電所の安全規制を通産省がどういふふうな個々の施設について行つておるかということについて詳しい説明を委員会から求められたわけでございます。通産省が行つております事故に関連する機器等の定検の状況とか、詳細設計の審査の状況であるとか、運転マニュアルがどうなつておるかというふうな等につきましての説明があつたはずでございます。私たまたまそのときには国会がございまして出席しておりませんでしたが、そういうふうな聞いておるところでございます。

○吉田正雄君 この出席安全委員の方の中に、これは新聞報道なんですから、通産サイドと言つたらいひでしようか、通産のむしろ代弁的なそういう立場で発言をしておるのではないかと、うふうふなことが報道されておるわけですね。ですから、通産というのには推進側ですね、それから安全委員会というのにはむしろそれを規制をするという立場なんですね。そのための法改正まで行われたんですね。ところが、そういう安全委員会の委員としての立場よりも、むしろ通産サイドの発言というものが行われていくという点では問題があるんではないかという点が言われておるわけなんですけれども、そういう点では、委員長としてはそういう発言があつたというふうにお感じですか、どうなんですか。(委員長)と呼ぶ者あり) ちよつと待つて下さい。いま委員長に聞いておるんですよ、事務局に聞いておるんじゃない。

○説明員(吹田徳雄君) 私は、そういう通産の代弁をするような委員はおきませんとお答えいたします。

○吉田正雄君 委員長談話の内容について、その討議というのは委員会だけで行われたのかどうかということですね。事務局からは退席をしていただいて委員会だけ主体的に——まあ論議はあつた

でしょう、討議経過はあつたと思うんですが、最終的な談話のまとめの段階では委員だけで論議をされたのか。そうではなくて、事務局があの談話をまとめて、こんなものではないかと、どういふこと、委員としてよろかと、どういふことになつたのか。その辺はどうなんですか。

○説明員(吹田徳雄君) あれは四人の安全委員全員の合意のもとで作成いたしました。

○吉田正雄君 作成したというのは、文案は事務局に任せずに委員の皆さん方でやられたと、こういうことですか。

○説明員(吹田徳雄君) さようでございます。

○吉田正雄君 その第二項に絡んですけれども、この「わが国の原子力発電所では、この種の事故が本件に類する事故へ発展することはほとんどないものである」ということが、云々とありまして、「確認されている」ということが第二項であるわけですね。こういう表現、事故に対する判断ですね、判断が加つた理由というものが、大飯原発1号炉の運転停止なりというものに絡んで、やはりこういう事故判断をする必要があるんじゃないかというきわめて政治的な観点からこのことがつけ加つたというふうな一部では報道されているんですが、この点はどうなんですか。

○説明員(吹田徳雄君) あの三月三十日の委員長談話は、御承知のとおり、四つから成り立っております。あの四つを全部読んでいただきますと、私たちが委員の真意がおわかりかと思いますが、二項だけがひとり歩きをいたしまして非常に私たちがとしては遺憾だと思つておりますが、その二項は実は三と四を誘導するための実態を述べたものでございまして、大飯1号炉はあくまでもあの三の、つまり総点検と人為ミスを少なくするための運転管理その他のあの第三項と四項を考へて、その一環として私たちは特にあつた特殊な条件のもとでどうなるかということを取上げたいのでございまして、一般的にはあの第三項と四項を適用したのでございまして。

○吉田正雄君 もう一つ、これも報道なんです、結局、あの委員長談話については、特にこの第二項に關してなんですけれども、これに關しては、いま私が申し上げましたようなものと関連をして、特に某委員と通産省の人たちにしてやられたと、もし欠席委員がいなかったならばこの結論といふものがもうちよつと変わつておつたんじゃないかと、こういう声が内部に上がつておるという、内部にあるんじゃないかという報道もあるわけですね。つまり企業の味方である通産省のやり押しに安全委員会が屈服をしたという、そういうふうな評価をされても仕方がないんじゃないかという、こういうことも言われておるんですけれども、この面と向かつてお聞きをすれば、「そんなことはない」といふ答えが返つてくることは十分承知の上で、なおかつ私はそのことをお聞きしたいと思つたのです。

○説明員(吹田徳雄君) 安全委員会といたしましては、あの委員長談話の実態は三と四が非常に重要でございまして、一ではPWRの原子炉に対しては、ああいう事故というのはいわれわれとしては非常に教訓として受け取るべきであるといふのが一項でございまして、二は、何度も申し上げましたが、実態を示しまして、その中でああいう安全審査とか使用前検査とか定検といふのが一つの非常に重要な検査の対象でございまして、そういうのを三で十分総点検をやらないといふ、三、四を導くためのこととございまして、御懸念の通産のそういう考えは、われわれとしては全く白紙であつた問題に取り組んだのでございまして、通産からどういふいろいろなことがあつたか、ありまして、私たちは独自の立場で科学技術的に判断をしたものでございまして。

○吉田正雄君 そこまでおっしゃるわけですが、この前も佐藤委員の方からも第二点に關してのいろいろな質疑があつたわけですが、四月十三日の安全委員会、これは十四時間というきわめて長時間の論議が行われて十四日未明にまで及んだということが報道されているわけですね。時間がありませんからこの審議内容が一々どうで

あったかという事はいまこでは省略をいたしますけれども、この三十日の委員長談話の二項の内容と関連をして、日本では起こり得ないと、心配ないんだということを盛んに科技厅、通産サイドでは言っておたわけですね。ところが、この第二項と関連をした、あるいは第一項の大丈夫だと、日本では起こり得ないんだというおそれまで断定をした委員長談話から見ても、今度は大飯1号の原子炉というものをとめて点検をするんだと、こういうふうに変わったわけなんですけれども、この処置というのは実質的には三十日の委員長談話第二項がちょっと言い過ぎたといえますが、余りにも断定をし過ぎた、こういうものに対する反省というものが私は含まれておるんじゃないかと。さらに言うならば、従来の当局は事故は日本では起こり得ないということをもう繰り返して言われてきたんですね。しかし、絶対に起こり得ないということになればその必要はないわけなんですけれども、そうではなくて、事故の可能性というのはこれはやはり否定できないという立場から大飯1号というのはとめて点検をするということになったんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○説明員(吹田徳雄君) 三月三十日の委員長談話というのは、二項はあくまでも三、四を誘導するための実態を示したものでございまして、二項だけをとりあげての委員長談話を批判されますと非常に私たちの真意でございませぬ。大飯の1号炉をとめたのは、実は三に総点検と運転管理、つまり人為ミス、あの三十日の時点におきましては、多重防護の各防護を質量ともに健全にする必要がある、ああいう幾つかのバリアの検査をしなさいというのが三の前半でございまして、あとは人為ミスが非常に多いということを私たちはいろいろな情報からキャッチしましたので、その二つをする、そういう総点検の中で大飯の1号炉が浮かんでまいりましたので、特にああいう特殊な事情というのが、Pに非常に特別な条件を与えますとああいう事故が起こるということをわれわれ

は直視いたしまして、そういう意味で大飯の方は専門家の意見も十分聞きましてああいう措置をとりました。安全委員会というのは、やはり安全を十二分に考えて、そしてわが国の原子力施設の安全というものはわれわれ日本人でやはり真剣に考えてやるべきであるという基本的な姿勢を私たちはとっておりますので、手もとに十分なデータなしに安全であると言うことはできないので、やはり通産の申し出を了承いたしましたああいう措置をとりました。

○吉田正雄君 いまの委員長発言では、結局事故の可能性というのは完全には否定できないと。事故だつて起こり得るといふ、起こり得ないために、万全を期するためにそういう措置をとったというふうな言ひはきわめて科学的な、しかも安全をあくまでも追求をするという原子力安全委員会の態度としては私はこれは当然なことだといふうに思っているわけですね。

そこで、その安全委員会のとられた措置と関連をいたしまして、内田委員の例の一連の言動なんですが、これもこの前同僚委員の方から若干話が出たと思うんですが、米国における例の談話の正確な内容については本人に直接聞いてみたいとよくわからないといふうな話がありましたけれども、二十一日帰国の夜記者会見で幾つかのまた発言をされておるわけですね。大分アメリカにおける談話の内容とは変わっておるわけですね。この中で、「人為ミスなどが重なって思わぬ方向に発展した事故だったが、わが国の原子炉でも計測系や保安規定などで改良すべき点がありそうだ」と、こういうふうな述べられておるんですね。

もしこれが正しいといふと、やはりこの根底というのか考え方の中には、あの事故というのは人為ミスの連続、重なりによって起きた事故だといふ、こういう人的災害といふ考え方が、そういうものに原因を帰して、だから計測系や保安規定という操作を完全にすればいいんだと、その面での改良すべき点があるんだといふうなことで、もと

もと事故の原因というのが現在まだ完全にははっきりしていない、説明をされていない段階で、またこのような人的ミスの重なりといふうな、一体こういう発表というものは現段階で委員として軽率ではないかと思ふんですよ。アメリカにおける発言でも、物議を醸すといふますが、問題があるといふことで委員会でもこの前も取り上げられたわけですね。帰ってきてからの発言を見ても、あくまでもこれを人為的ミスに帰せようといふ、こういう動きといふものが非常に露骨に見えるわけですね。この点についてまだ現在真相究明中という段階でこの発言は、もしこのとおりだとしたら私は不適当だと思ふんですが、これは委員長としてはどうですか。

○説明員(吹田徳雄君) 内田委員は、恐らく、あの事故の中で人為ミスというのは非常に重要な役割をしておるということを強調したんだと思ひますが、それだけではないと私は考えております。で、私自身といたしましては、あの事故はやはり機械と人間との相互作用といふところが非常に私は重要だと思ひます。そういう設計ミス、人為ミスと完全に分けられないところに非常に問題があったと私は考えております。

○吉田正雄君 いまの委員長の考え方というのは、私はやはり正しいと思ふんですね。人為ミスだけでは事故は起きないだろうといふことはもうはつきりすると思ふんです。これはNRCの方でも言っておりますように設計上でもいろいろ問題があるでしょうし、操作上も確かに問題があったでしょうし、具体的に機器に故障が起きたり、機器が十分に作動しなかったということも、これはもうはつきりしている事実ですから、当初のバブルの故障が起きたといふことは人為ミスの以前の問題ですから、そういう点で一連のものが重なってああいう事故が起きたんだらうと思ふんです。いまおっしゃったように人的の問題とその他の問題といふものが重なって生じた事故だろうと。いずれにしても真相といふものは今後まだ解明されるべき部分が残っておるという点で、私は

委員長に要望しておきたいんですけれども、委員会というのは、これは何も安全委員会に限らず、原子力委員会でも教育委員会でも、その他の審議会といふのは合議制だと思ふんですよ。したがって一委員が、特に問題が重要であればあるほど、しかも真相の究明中の段階では新聞記者の求めがあったとしても軽々に断定をするような発言をすべきではない。これは国民を惑わす。惑わすことから逆に安全行政に対する不信感といふものを一層増大させる結果になるんじゃないかと私は思ふので、これは委員会の中で相互にひとつ今後のあり方については慎重を期するような委員長からもそれなりの指揮、指図といふのは変でしようけれども、それなりのやっぱ発言があつてしかるべきではないかといふうに思ふんですが、この点はいかがですか。

○説明員(吹田徳雄君) 安全委員会は最初から合議制で大体全員一致の結論を持っております。いま先生御注意の点、よくわかつておりまして、今後とも慎重に会を運営していきたいと思っております。

○吉田正雄君 それからもう一つ、委員会の運営とは別に、私は委員会と事務局との関係についても委員長に要望しておきたいと思ふんですよ。と申しますのは、今日の行政全般を見た場合に、各種の委員会、審議会といふものと事務局との関係を見ますと、ややもすると事務局に密着をした委員なり審議委員によつてその当該委員会、審議会がリードされている。つまり端的に言うならば、官僚主導の委員会に陥る傾向といふものが私は最近非常に強いんじゃないかと思ふんです。したがって、場合によっては当然委員に報告をしなればならない重要な情報、資料といふものを意図的に秘匿をする、委員をつんばさじきにおくといふ事態が想定されるし、現にあると思ふんですよ。NRCの場合にもそういうことがあつたといふことが委員によつて暴露をされておりますし、そういう点で私は一、二の点について事務局から委員会に対して情報といふものが提供され

ておったのかどうか、次の点についてお聞きしたいと思うんですが、これはすでに新聞で報道されているんですけども、たとえば原子力発電所の事故に関しては今回が初めてではない、炉心溶融という事故が過去何度もアメリカとカナダにおいて発生しておったといういわゆる極秘資料というものが、四月の十二日に米下院国内問題委員会エネルギー・環境小委員会のユードル小委員長によつてこのことが暴露されたということが報道されているんですね。これは事故発生後です。これはもちろんNRCの非公開会議議事録なんですけれども、これが公表されたということで、この内容には、ごらんになっていればあれですが、念のために申し上げますと、現場に急行したNRCのシステム安全部長とヘンドリー同委員長との電話での会話が収録をされている。「これまでの部分的炉心溶融の事例と状況は同じだ」と、こういうこととが電話でもって行われておるとのことなんです。だから初めての事故ではない、似たような事件というものが公開されたわけです。それから、規制委員会の以前の原子力委員会の原子炉部長はこれに関連して、「炉心の部分溶融事故はこれまでにもたびたび起きており」と、これは一九五二年にワシントン州のハンフォード工場の原子炉とそれからカナダのある原子炉でほぼ同時期に炉心に溶融事故が発生、五四年にアイダホ州アイダホフォールズの実験炉で完全溶融を実施し、六〇年にはベンシルベニアのワイツミルズの実験炉で部分溶融が起きておるし、六六年にはデトロイトのエジソン社のフェルミ原発で燃料の一部溶融事故、いずれも冷却装置の故障と、こういうことが報道されているわけです。さらに十六日のNRCの公表報告書で、B&W社製の同型炉が他の七カ所の原発で五十七件以上の同性質の故障を起こしている。それから、私もこの前ちょっと申し上げたと思うんですが、一九七六年のNRCのPWR、BWRの異常事象報告というものが報告されておるわけですね。こういう資料というものに

つては、この事故が起きる以前にも私は当然安全委員会ですから報告があつたと思ひますし、また事故が起きた以後においてはなおさら、いままでなかつたんだとか、起き得ないなんていうことでなくて、現にこういうふうにあるわけですから、そういう点でアメリカにおけるこういう事故の詳細をいうものが委員会に報告をされたかどうか、その事実だけお聞かせ願ひたいと思ひます。（委員長と呼ぶ者あり）ちよつと待つてください。私はいま委員長に聞いているんですよ。いいですか、事務当局に聞いているんじゃない。特に事務当局と委員会との関係で、私はきわめて重要な問題だと思ひがゆえに委員会委員長に聞いているんですよ。事務当局に聞く事務的な問題とか、かわつて答えてもらいたいということとはこれは本質的に違ふ問題なんです。そういう点で私は正確に資料、情報というものが委員会に提供をされているのかどうかということで、一々細かいことは覚えなくておいでにならぬと思うのですが、とにかくそういう報告というものがあつたのかどうか、このことをお聞きしてゐるんですよ。

○説明員（吹田徳雄君） その報告はございました。しかし非常に詳細な報告ではございませんで、それは今度のT.M.I.の事故と直接関係しないようないろいろな原因によりまして起こつたものが多いのでございますので、共通のところもございましてけれども、そういうことが過去にあつたということは報告を受けました。

○吉田正雄君 スリーマイルと余り共通がないというふうな、ちらつといまお聞きしたと思うのですが、非常に共通部分がある、同種の事故というものがないぶん起きておつたという報告なんですよ。ですから、そういう点で事務当局の報告というのは委員会の判断というものを壊すと言つちやうなんです、正しい判断を導き出すそういう情報提供については私はやはり欠けている面があつたのではないかという感じがいたしますので、そういう点では今後やはり委員会として事務当局に対して常に正しい情報の提出というものを私は命ず

る必要があるのじやないかというふうに思うんです。これは要望になりますけれども、そういうところから私は原子力安全行政というものが事務局によって引きずり回されるという、まさに委員会そのものの形骸化というものを恐れるわけですね。そういうことで私はこの点特に委員長として留意をしていただきたいと思うんです。

○説明員(吹田徳雄君) ちよっと補足さしていただきます。

ＴＭＩの事故に関しましては、幸いその当時田島安全委員と調査室長の佐々木室長が向こうにおりまして、ＴＭＩに関する限りは非常に十分な連絡を事務局としてはとっておったと私は考えております。

○吉田正雄君 先ほどちょっと申し上げたんですが、私はこの前の委員会でも申し上げておりますけれども、ＮＲＣ発表の事故記録によりますと、一九七六年において三十五のＢＷＲ型原子力発電所において合計千二百五十三件の故障が発生をしているわけです。異常事象と呼んでいる場合もありますけれども、いずれにしても故障なんです。そこで、いま申し上げたＰＷＲ、ＢＷＲ両方が七六年に公表されているのです。これについて安全委員会に報告がありましたでしょうか。

○説明員(吹田徳雄君) 詳しいことは私記憶してないでございますけれども、アメリカでそういう故障というのは非常に小さいものから大きいものまでございますけれども、そういうのはある程度は私たちは事務の方から聞いておりますが、詳しいことは、必要な事故にあるいは故障に對してはわれわれからもう少し詳しいデータを出すようには要請しますけれども、一々小さいことに對して詳しいデータを寄せるようには事務には申ししておりません。

○吉田正雄君 これは新聞報道なんですが、五年前に、御承知の新型転換炉ＡＴＲの「ふげん」ですね、「ふげん」の開発時に緊急炉心冷却装置が誤作動することがわかったということが報道されてあるのですね。それでその改良に着手をして間

違ひなく作動するようになったということであり、ずれにしても五年前にその問題点というのがわかったということが報道されているんですけども、このECCSの「ふげん」における誤作動のそういう過去の事例について、これはECCSの事故ですから、これも委員会にそういうことが過去あったという報告がなされたでしょうかどうでしょう。

○説明員(吹田徳雄君) 私はそのうう記憶はございません。

○吉田正雄君 それから、今月の九日付の「米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故について」という科技庁原子力安全局と通産省の資源エネルギー庁から出されたこういう資料がございます。これは御存じだろうと思うんですけども、この中の図面なんです、本図は説明のための概念図であり、細部は必ずしも正確ではない。」「こういうふうを書いてありますし、事故等についても現状では必ずしも正確でないで、後に変更があり得るという前提的なそういう注も書いてあるんですけども、原子力安全委員会には今回のスリー・マイル・アイランドの原子炉の——原子炉のというよりもこの発電所の全設計図、正確な設計図が資料としては出されておりますかどうか。

○説明員(吹田徳雄君) 委員会の方には出されております。

○吉田正雄君 これは何も秘密にすべき事項ではないわけなんです。ところが原研にこの図面があると、しかし、これは公開を渋っておると、科技庁が渋っておるといことが言われているんですが、渋る理由は何もないはずなんです、この点は安全局長に聞きますが、渋っておいでになるんですか、それとも何か公表できない理由がありますか。それとも正式にそういう要求がなかったから提出をしなかったんで、要求があれば提出をするということですか、どちらですか。

○政府委員(牧村信之君) B&Wの正確な設計図というのは私どもも入手しているわけではござい

いせんが、安全解析書、これは先生御指摘の原研にもあるといったものでございますけれども、そういうものは事故が起きてから直ちに私どもも国会図書館から入手しております。そういうものを専門部会等において御議論いただいておりますのでございます。また行政庁もそれを利用して日本の設計との比較をやっておるわけでございます。したがって、この問題、そういうような資料であれば、すでに日本におきましても国会図書館等で公開されておるのでございますので、私どもがこの資料を出す必要はないという性格のものでないものでございます。したがって、洗る洗らないというようなことはあり得ないかと考えております。

○吉田正雄君 いま国会図書館の方から安全局としては手に入れたというふうなことがあったと思うんですけれども、私の方でもそのことは国会図書館の方で安全解析の——大分膨大な、千何百ページから成るものだと思うんですが、そのことをおっしゃっているんだらうと思うんですが、私はそのことはとにかくとしても、原研にもいま資料があるというふうにおっしゃっているんで、少なくとも安全解析が行われているわけですから、当然詳細な図面というものがあられるわけですね——あるわけでしょう、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 私どもがいろいろ安全解析を行っておる、特に通産省でございますけれども、国内の原子炉の安全をアメリカの事故の経緯に照らしていろいろ解析しておるというのが中心でございます。ただアメリカの今回事故を起こした原子炉がどういふ基本設計のもとにつくられておるかという対比のもとでそれを利用しておるといふ段階であると思っております。

○吉田正雄君 委員長にお尋ねいたしますが、スリーマイルアイランドの事故の全容が——原因も含めてですけれども、わかるのは大体いつごろになるというふうに見込んでおいでになりますでしょうか。

○説明員(吹田徳雄君) 安全委員会といたしま

しては、アメリカの発電所の事故の特別委員会というのを私たちの安全委員会に直属させまして来月一日からスタートいたします。現在派遣しております専門家が帰りますので、そこで十分現在まで得られたデータを解析してからその事故の全容をまとめることになるかと思っております。いつまでにとどういふことはございせんが、われわれといたしましてはできるだけ早く事実を、どういう事実があったかということをやまずとめて、できる範囲でそれを中間報告の形でやりたいと思っております。期限がいつかということとはちよつとここで申し上げられませんが、できるだけ早く事実をまずわれわれが知ること、それからどこまでわかかって、どこからはわからないかと、それに対する評価というのはその次になるかと思っております。時間的には二つに区切った方がよろしいんじゃないかと私は考えております。

○吉田正雄君 通産省が沸騰水型原子炉、BWRの原子炉の立ち入り検査というものを言うということ、十八日に東電の福島第二の3号機などBWR三基、それからPWR四基の安全審査作業をすべて停止をしたと、私はこの措置というのは正しいと思うんですね。というのは、先ほども申し上げましたようにPWRについてはあれだけの重大事故が起きておりますし、BWRについても先ほどの原子力発電所で千二百五十三件の事故が起きているというNRCの報告があるわけですから、これが公表されているわけです。そういう点で私は通産省のこの措置は正しいと思うんですね。そこで私はもう一つだけお聞きしたいと思うんですが、BWR型において今回のような事故が全く発生しないとは断言できないと思うんですが、この点はいかがですか。(委員長「と呼ぶ者あり」)ちよつと待ってください。いま安全審査の立場から安全審査委員会の見解を聞いていますので。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生最初BWR型の

安全審査を中止したというふうにおっしゃいますけれども、そういう事実はございせんのでここで申し上げておきます。

○説明員(吹田徳雄君) TMIのあの事故というのは非常にどちらかといいますと水位計等を通じて、いろんな条件が重なった特殊な一つの現象、非常に貴重な現象だと考えます。しかし、あれと同じような事故がBWRに起こるかといえますと、水位計の問題が非常に重要でございますけれども、専門家の意見を聞きますと、ああいうものは構造上やはりあれと同じような事故は起こり得ないということでございます。われわれもそういうふうには判断いたしました。

○吉田正雄君 起こり得ないというのは、あのような同種の事故が起こり得ないということなんではないですか、それともアメリカで先ほど言ったようないろんな故障があるわけですが、全く弁の故障から今回のPWRの事故と非常に同種の似た事故というものがBWRにおいても起きておるわけですね。きわめて重大な事故だというふうにはNRCでは言っているわけですね。そういうことが日本で全く発生しないというふうには断言をしてもよろしいんでしょうか。

○説明員(吹田徳雄君) あの事故をどういふふうに見るかというのが非常に重要だと思えます。われわれの考えとしては、今回の米国の原発事故における重要なポイントとなりました二次給水系、加圧器を備えていないなどPWRと比較しまして構造上基本的に異なつたものでありますから、TMIと同様の事故をBWRに当てはめて考えることは非常に困難でございます。しかしながら、さらに安全確保に万全を期するため早急に保安規定、運転要領等の総点検を行うべきであるということを指示しているところでございまして、その指示を踏まえて通産省は現在総点検を実施しているところでございます。これらの総点検は運転中のまま実施することは十分可能でありまして、今回の米国の事故に関連して稼働中のBWRを停止する必要があるとはいまのところ考えて

おりません。

○吉田正雄君 時間がありませんから、これは委員長に要望しておきますけれども、私はNRCのいわゆる事故報告、公表された事故報告書というのを見る限りにおいては、PWRに起きた事故です。今日まで幾つかのいろんな形の事故が起きているわけですが、原因別あるいはいろんな分類の仕方もあるわけですが、その事故の分類等とそれからBWRの事故ですね、この両方というものを比較してみますと、ほとんど変わりがありません。変わりがありませんので、これは私は安全委員会として、もう少しNRCの発表された資料について検討していただきたいと思っております。単に事務局サイドの、わが国においては大丈夫、わが国においては大丈夫という、そういうことでは私は決して委員会としての責務を果たしたことになるんじゃないかということで、うのみでなくて、その点をひとつ独自に検討していただきたい、そのための資料提出を先ほど言ったように事務局に求めていただきたいというふうには思っているんです。

そこで、委員長に対しては、余り時間があるまいので駆け足でお聞きをいたしますけれども、御承知のように、現在東海第二発電所の原子炉設置許可処分を取り消し請求事件というものが起きているわけです。これは従来科学技術庁——まあ原子力委員会が国という立場で科技庁が中心になつてやってきたわけです。ところが法改正によつて今度は通産に移管をされたわけですが、私は直接訴訟事務を取り扱うものが通産に移管をされたとしても、事安全に関する部分については原子力安全委員会としてもダブルチェックの責任上やはり重大な関心を持ち、場合によってはこれにかかわつていかなければいけないんじゃないかと思つておるんです。たとえば通産の側でちよつと行き過ぎであったとか、あるいは過ちと言ひませんが、間違ひといひますか、そういうふうな部分が出てきたとするならば、これは当然通産に対する申し入れ等もなされなければいけない

だろうと思うんです。

そこで、今度のスリーマイルアイランドの事故に絡みまして、通産からと思いますが、四月十九日に準備書面が水戸地裁に提出をされたわけですね。これは私もほかから聞きまして、実はきのう通産の方に資料要求いたしましてこれを入手をしたわけですね。この最後の第五というところに、「原子力発電所の事故と本件安全審査との関係について」という部分があるわけですね。これも、委員会としてはこの準備書面が出される段階で事前にこの内容について通産から相談がありましたでしょうか。

○説明員(吹田徳雄君) 全然ございません。

○吉田正雄君 この安全審査は実は通産がやったのではなくて、法改正以前ですから、これは原子力委員会の安全審査会が実はこの審査を行ったわけですね、安全審査を行ったんです。したがって、争訟担当官庁が違つたとしても、当然私は、連閣上、安全審査会の意見を聞いてこの準備書面というものを提出すべきではないかと思つておつたんですが、全然御相談がなかったという事実がわかりましたから、それはそれで事実として受けとめておきたいと思つたわけですが、そこでこの中でどういふことが言われているかといふと、「本件原子炉において今回の事故に類する事象が発生するおそれはない」、「今回の事故のよう

な事象が発生するおそれは全くないといえる。」と言つて完全に否定をしているわけですね。これはもう人間のつくつたものであり、人間が操作をする以上、同様事故が全く発生するおそれはないという、そういう断定こそ非科学的ではないか、また原子力行政としてはそういう断定をするところからは出てこないんで、常に万一というものを考へて安全行政というものをあるいは安全対策というものを講ずる必要があると思つたわけですが、このように断定については、所管官庁が違ふんですけれども、これは安全委員会としてはどのようにお考えですか。

○説明員(吹田徳雄君) それは行政、つまり通産

の見解でございまして、ここでもうかとお聞きになりますけれども、私としてはお答えすることは非常に困難でございます。

○吉田正雄君 それでは時間の関係がありますから、まだたくさんお聞きしたいことがあるんですけれども、最後に一つ安全委員会の運営について幾つかの点でお尋ねいたします。

まず一点は、委員会は原子力基本法の精神から公開が原則であると思つておられます。これは各種の委員会や審議会等は公開が原則になっているわけですね。したがって、人事を取り扱う等特別の場合を除いて、公開と言つても一般の人にとつてどうぞというところではないわけですね、内容というものが秘密にされないという意味での公開ですけれども、そうあるべきだと思つたんですが、どのようにお考えになっておられるでしょうか、これが第一点です。

それから第二点としては、私は自主・民主・公開というこの原子力平和利用の三原則からして、秘密会というものはとりわけこの安全行政にあつてはあつてはならないと思つたわけですね。秘密にしないやならぬような論議が行われること自体が問題だと思つたわけですが、それから雲の上で、だれが発言したかもさっぱりわからぬという議論が行われている。やはり一定の所信なり判断に基づいて発言をするならば、それこそ私は堂々と国民の前にその自分の委員会における発言というものが公表されることこそ私は委員として国民に信を負つてやるべき姿ではないかと思つたわけですが、そういうわけですね。したがって私は秘密会というものはあつてはいけないと思つたわけですが、そういう秘密会というものがあつたのかどうか、それはどういふ場合なのかということ、それからもちろん委員長が委員会の司会と言つたらいいんですか、会議の進行、議長を私は当然務められていられると思つたわけですが、意見が合わない場合には多数決というふうなことが行われるのかどうかということ、それから議事録は私は当然作成をされておられると思つたんですが、作成されているのかい

ないのか、作成をされていないとしたら、私はこれほどの手落ちはないと思つたわけですね。作成しないなら一体作成しない理由はどうなのか、あのときの委員会の論議がどうであつたというふうなものを正確に記録としてとどめるのは、やはり議事録を作成するのが私は当然だと思つたわけですね。そういう点で議事録の作成がどうなつておられるのかどうか。そうしていま言つた委員会の内容については、公開の原則からして当然請求をされた場合には、委員会の内容については公開をすべきではないか。特に秘密会にしたという場合には、秘密会にした性格なり理由なりというものを明らかにすべきではないかというふうな思つておられるんですが、これらの点についてどのようにお考えになつていらっしゃるか。

以上で質問を終わります。

○説明員(吹田徳雄君) 公開でございんですが、先生おっしゃる通りに、安全に関する限りはできるだけ公開したいと思つております。しかし公開は一から百まで公開するかといふと、やはり成果の公開というのがありますように、その過程におきましてはできるだけ委員の自由な発言があるのが好ましいと思つてます。ですから安全委員会としてはできるだけその結果は公開したいと思つてますけれども、その議論の過程であります。ちやうど委員長談話に四つ書いてあります。も二つだけがひとり歩きするように、その意見のどれかが非常にひとり歩きましたと委員会の真意が伝わりませんので、やはり委員会としてはできるだけ全員合意の結論を得ましたところで公開したいと考えております。

それで民主・自主・公開でございんですが、その三原則はわれわれとしてもできる限り守つていきたいと考えております。

議事録でございんですが、委員会の議事録は作成してございまして、

○委員長(塩出啓典君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十五分まで休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(塩出啓典君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、吉田君の質疑を続行いたします。

○吉田正雄君 これから原発事故に対する防災計画について関係省庁にお尋ねをいたしたいと思つたんです。

その前に、午前中の質疑との関係で二点だけ通産にちよつてお尋ねしておきたいと思つたわけですが、先ほど申し上げました東海の例の訴訟事件に関連をして、先ほど申し上げました準備書面の内容に関連をして先ほど安全委員長にお尋ねしたところ、事前に通産の方から特に連絡とか協議ということとはなかったと、こういう話だつたわけですが、私も、私は従来の経過からすれば、所管官庁が法改正に伴つて通産にかつたとしてもやはり一貫性があるわけですから、そういう点で、いま中身のいい悪いじゃないですよ、事前にやはり科技庁というか、安全委員会に連絡をすべきではなかったかといふふうに思つたんですが、その点がどうかということ、それから、きのうからの報道で大飯1号の再開を決定をしたといふふうになつておりますので、その点検、解析ですね、安全再評価についての結果を資料としてこれを提出をしていただきたいといふふうに思つたんですが、よろしゅうございませうか。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生のただいまの御質問の最初の安全委員会に東海第二の訴訟の準備書面の内容についていろいろ御意見を賜るべきではないかと、こういうお話でございまして、現在行われております訴訟は行政訴訟でございまして、行政機関そのものが訴えられているという問題でございまして、手続の上では安全委員会にいろいろ御意見を承つて行つたという筋ではないと

考えております。

それから、大飯の再開について決定というようなお話でございましたが、これは別に決定もいたしておりませんし、昨日安全委員会に大飯の逃がし弁が閉まらない場合の解析、まあ要するにスリーマイルアイランドのような事故が起こったときのECCS作動の機能確認のための計算結果の説明をいたしたわけでございます。そういうことで、その計算の内容と申しますか、ということについては資料として提出したいと思っております。

○吉田正雄君 それからもう一点だけつけ加えてお尋ねしますが、同じく先ほど私の方で福島等のBWR三基についての安全審査をいま中止をしたというふうな新聞報道があったということについては、そういう決定はしていないと、こういう回答だったと思うんですけれども、そうしますと私、非常に重要な問題ですから……これは一体新聞記者が聞き間違えて書いたのか、皆さん方の発表がそういうふうな受けとめられるような発表であったのか、事が事だけにし新聞報道が誤りなんだということになればその訂正方というのは当然申し入れはなされたんじゃないかと思うんですが、いまこれだけ重要な問題でもって論議をされているわけですから、そこはどうなんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 別に安全審査の問題について新聞発表もいたしたことございませんし、あの記事は記者の自由取材ということであらうかと思っておりますので、当方といたしましても特にその問題について訂正を申し入れるとかというふうなことは考えておりません。

○吉田正雄君 それじゃまあ、記者の取材がどういふところで行われたのか、事が事だけに勝手に取材をしたんだということで済ますことのできない私は内容じやないかというふうな思っておりますから、私なりにそれは調査をしてみたいというふうな思っておりますが、いずれにしてもいまの大飯1号の再開についても、これもどうもテレビ、新聞に出ておるといふふうなことになりますと、これもテレビ局の記者あるいは新聞社の記者がそ

れぞれ勝手に取材をして報道をしたというふうなことになるわけですか、この問題も。

○政府委員(児玉勝臣君) 当方の発表の内容については、それは一つの書き物にして渡してございますので、それ以上の類推というのはそれは記者がいろいろ取材等の印象からいろいろ書かれたものだと思います。

○吉田正雄君 じゃ、その問題、それでやめます。それでは本題に戻りまして、原子力発電所の事故に対する防災計画がどうなっておるのか、また防災計画に沿って具体的には一体今日までのような訓練などが行われてきたのか、そういう点についてお伺いしたいと思うんですが、最初に、これは国土庁になりますでしょうか、中央防災会議の組織構成についてお伺いをいたします。

まず、「委員は、指定行政機関の長及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」ということになっておりますけれども、現在はどうなっておりますか。

○説明員(柳見君) 現在は中央防災会議の委員は、会長が総理大臣でございますが、委員といたしましては、国務大臣全員と、そのほかに学識経験者としていたしまして国鉄あるいは電電公社あるいはNHK、日本銀行、それから日本赤十字社のそれぞれを代表する者、総裁の五人が、合わせまして二十五人が委員になっております。

○吉田正雄君 専門事項調査のため専門委員を置くことになっておるわけですが、現在のその専門委員はどういうふうになっておりますか。

○説明員(柳見君) 現在の中央防災会議の専門委員は約三十人任命されておりますが、それは昨年度施行されました大規模地震対策特別措置法の施行のための地域を指定したり、あるいはそこに置いて基本的な計画をつくったりするための基礎的な事項につきまして調査をお願いするための学識経験者、大学の教授等を約三十人ばかり現在は委嘱しております。

○吉田正雄君 中央防災会議には事務局を設けることになっておるわけですが、事務局構成

については、事務局長がどなたでその他の職員がどうなっておるかということと、先ほどの専門委員の名簿を資料として出していたかと思っておりますが、よろしくごさいいますか。

○説明員(柳見君) 現在事務局長は災害対策基本法の政令で指定されておまして、国土庁の政務次官がなっております。その下に事務局の次長といたしまして国土庁の官房長と自治省消防防庁の次長。それから専任の事務局というふうな考え方をとっております。災害対策は広く関係各省にまたがる事項でございますので、各省の局長クラスの方を局長として、あるいは課長クラスの方を主事といたしましてそれぞれ二十人あるいは四十人前後任命しております。その方々で運営をしております。一般的な庶務、それとか連絡調整等の仕事を国土庁の方でやっております。

○吉田正雄君 この十九日ですか、原子力発電所等防災対策連絡会議というものが設置をされたという報道がなされておりますけれども、もしそうだといたしますと、ただいま申し上げました連絡会議と中央防災会議との関係、それからいまの連絡会議の性格、任務、これが法的にはどこに準拠をいたした連絡会議なのかということをお明らかにしていただきたいと思っております。

○説明員(柳見君) ただいま先生御指摘の防災関係の連絡会議等の話は、そういうことがあるということは私も承知しておりますが、その担当は総理府の方でやっておりますので、私の方がお答え申し上げるよりも総理府の方からお答え申し上げた方がよりふさわしいかと存じ上げます。

○吉田正雄君 総理府は呼んでおりませんが、これは科技庁の方では当然承知をされておると思うんですが、これはどうなんですか。

○政府委員(牧村信之君) ただいま総理府で設けられております原子力発電所の事故に関連いたしましての各省連絡会議は、スリーマイルアイランドの原子力事故に伴いましてアメリカでも住民の避難等が行われたということにかなりがみまして、わが国の防災計画におきます原子力災害に関

してより効率的な体制をつくる必要があるのではないかとということに関連いたしまして、総理の指示によりまして総理府に設けられたものでございまして、関係各省が総理府に集まりまして、現在この原子力災害に対する防災計画につきまして種々検討を行っておるところでございます。

○吉田正雄君 この性格は総理の私的諮問機関ですか。何か法的に準拠すべき法令が何かあるんですか、どうなんですか。

それと、いままでの中央防災会議もこの原子力事故も含んだ防災計画というものが当然策定をされなければならないというふうな思っておりますので、それと重複をするということになるんじゃないかと、二つの会議でそれぞれ別個に行われるということになったんではあまい悪いんじゃないかというふうな思っておりますが、その点どうなんですか。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの方は防災会議との関係はつまびらかでございせんが、いずれにいたしましても原子力災害にかかわる防災対策につきましては、関係する省庁が全部集ましまして今後の対策を検討しておるということでございます。いずれこの政府間の協議の結果は当然災害対策基本法に基づきますそれぞれの関係省庁並びに地方公共団体等の防災計画等に反映されるものでございまして、その反映する前の議論をしておるというふうな解釈しておるところでございます。

○吉田正雄君 ちょっととはっきりしないんですが、ですから、この機関の法的な性格はいかがなんでしょうか。総理大臣の私的諮問機関なのか。防災会議は法律とした災害対策基本法に基づいて設置をされているわけですね。こどもって原子力災害を含んだ計画というものが立案をされるのに、また別途新たに似たような連絡会議というふうなもの法的な権限が明確でないのにつくられて、そこで議論をされたものがまた防災計画の中へ反映をされていくんではないかということになったら、一体どちらをどうとるかという問題が出てくるわけでしょう。任務、権限の問題からしても、私は

この連絡会議の性格というものをきちんと明らかにしておく必要があると思ふんです。そこが非常に不明でいいいんですから、いとお尋ねしていただきます。

○政府委員(牧村信之君) たいだいまお答えいたしましたように、総理府に各省の担当者が集まりまして連絡会議を開いておるわけでございまして、私どもの方からその法的な根拠がどうかあるかというのを申し上げる立場にはないと思ひますが、実質的に原子力災害にかかります各省庁の人間が集まりまして、いろいろな災害対策に對しての検討を行つておると、したがひまして、これらの結果が防災会議等にかかる必要があるようなものが出てまいりました際には、当然先生御指摘のような防災会議にもこう持ち上がつていくことはあり得るのではなからうかと思ひますが、その辺の体制につきましては、私、責任ある立場でございませんで、私の感觸を申し上げて御容赦をいただきたいと思います。

○吉田正雄君 これは感觸の話をいましてゐるんじゃないやしませんでね、法的に不明確でしょう。だから、私的機関なのかあるいは国家行政組織法に基づく機関なのか、そこが明確でなければ、ここで仮に策定してもそれがどう法的に防災会議に反映するのかわからないやないかい、これはよく聞かなくてはね。あなたの感觸だとかそんな問題を性格もわからなければ法的にどうなのかというそんなものが全然わからないや、これは話にならぬわけでしょう。大臣、いまお聞きになっておつてどうですか。全然わからないやあ困りますよ。

○國務大臣(金子岩三君) 閣議に議題になりまして、総理府が中心になって各関係省庁と具体的な対策について検討を続けようということでは、検討を続けておるものでありまして、これは結局、国の災害基本法に基づいた一環でございまして、したがつて、この統括、総括はやはり基本法に基づいた総理大臣の責任でこの対策を立てていく、こういうことになるわけなんです。

○吉田正雄君 これは大臣、ちよつとおかしいんじゃないですか。災害対策基本法に基づいて設置をされるということになったら、この法律の第何条に基づいておるんですか、これは。

○國務大臣(金子岩三君) 私は法律は見えていませんから第何条かわかりませんが、ただ、このアメリカの問題が起つてから、わが国でもこの防災対策を具体的に検討を始めて、そしてまあ原子力発電所のもし事故があつた場合の地域住民に安心を与えるだけの対策は早く樹立すべきだということから、それじゃ総理府で中心になつて取りまゝとめて具体的な処置を講じよう、これは基本法に基づいたその中の原子力に対するいわゆる災害対策だと、私はこういう理解をしておるんですが、別に第何条で、これひつつかつてどうだという理解は何も持つてないんですがね。

○政府委員(牧村信之君) ちよつと私の説明が不十分な面もありましたので補足させていただきますが、現在やつておるのは、災害対策、特に原子力災害に對してそれぞれ関係のある省庁、これは関係ある省庁は災害対策の業務計画をそれぞれ持つことになつております。そういうような省庁が集まりまして連絡——それぞれの所掌について打ち合わせをしておるといふ會議でございまして、したがひまして、たいだいま大臣もおっしゃいましたことではございしますが、私もいまやつておりますのは、そういう連絡の場を設けていろいろ議論をしておるといふことでございまして。

○吉田正雄君 具体的にその内容を検討するということになれば、防災會議の中にも各省庁の局長クラス、課長クラスというものを集めて事務局というのを構成をして、れつととした中央防災會議というものがいま設置をされておるんでしょう。そこにまた屋上屋を重ねることになるのか、並列的になるのか、何か性格がいまいちもこととした連絡會議というものがまた設置をされる。閣議でもつて十分検討せよというのはいいんです。し

かしそれは本来は防災會議というものであるのだから、その防災會議の中の任務として災害対策についてやることになつておるわけですよ。この中に原子力災害が除外をされておるといふならば、これはまた別の問題でなければ、もうでなく、原子力災害もこの災害対策基本法の中に含まれておるはずなんです。そうだとすると、いまの連絡會議というのはいくつを目的として、どういう性格で、防災會議とは一体どういう関係になるのか、きわめてあいまいだということを繰り返して言つておるんで、わからなからぬとおっしゃればいいんです。だれか総理府の法的専門家を呼んで聞きますというのなら、それでいいんですよ。わからぬ人に聞いたつてしようがないんですよ、幾らやつてみたつてしようがないもの、どうなんですか。

○國務大臣(金子岩三君) いま吉田先生が御指摘しておるとおりですよ。ただ、防災対策の中に原子力の防災、いわゆる災害防止の具体的なものができてないから関係省庁集まつてひとつ具体的な作業を進めておるのが、いまこの人たちの集まつておる會議なんです。したがつて、これに對する取り扱いはやはり災害対策基本法に基づいた、いわゆるれつとしたものでこれはやつていくと、こういうふうには御理解をいただいていいんじゃないでしょうか。

○吉田正雄君 大臣、それはそうなりませんが、れつとした機関がすでにあるんですよ。しかも似たようなメンバーですよ、みんな。先ほどもありますように、防災會議というのは、各國務大臣で構成をしておりますし、専門委員も設けてありますし、各省庁の局長クラスが事務局の中に全部入つておるんですよ。そうでしょう。構成メンバーは同じなんですよ。何か名前だけ変えてまたやりますなんて、そんなことにならないでしてね。だから性格がいまいちならないや……、それから従来の防災會議では事実上原子力災害についてはいままですべての論議をやつてこなかつ

たということなので、改めて防災會議で検討しなきゃならぬということは、これはみなさんごなたもその点では認識は一致していると思ふのです。だけれども、私の聞いているのといふよりも、新聞報道では、そういう新たな連絡會議というものを設置をするとなつておるものだから、それが災害対策基本法上どういう性格を持ったものなのか、あるいは国家行政組織法に基づく全く新たな組織であるのか、そういうことを聞いているんです。意図するところがどうかというところは別段どうつてことないですよ。そこに疑義をはさめてあいて、ちよつとはつきりしないとおつちやつていただければ、改めて総理府の方から明確な性格づけなり位置づけというものをききんと答弁してもらいますよ。わからぬでそんないいかげんな、あいまいな答弁ばかりじゃ幾ら繰り返したつてだめですよ。

○國務大臣(金子岩三君) はつきりしておるのだから申し上げておりますと、基本法に基づいたいわゆる具体的な対策を関係省庁の担当者が集まつていま協議を続けておる最中でありまして、これはやはりれつとした防災対策の機関の中、いわゆる段取りづくりをしておるわけですから、別のものでないんですよ。で、新聞にどういふことを書いておつたか私は見ておりませんが、災害基本法に基づいたれつとしたいふゆる災害対策を具体的に立てようと思ひます、こういうふうには御理解いただければいいと思ひます。

○吉田正雄君 これは、委員長、全然違ふんですよ。さつきも聞きましたら、災害対策基本法に基づくとはおつちやつていないですよ。国土庁の方では、そうでしょう。閣議でそういう話が出て、原子力発電所等の防災対策連絡會議というのであつて、災害対策基本法に基づいてやるといつたら、これは防災會議じゃないですよ。ないです

よ。これは防災会議のことをおっしゃっているのですか、いまおっしゃっているのは、どっちなんですか、それをはっきりしてくださいよ。そうしたら何で名前を変えるのですか。法上のものだったから、きちんとしていきますよ。中央には法上は防災会議しかないのです。

○政府委員(牧村信之君) 大変誤解を招くような表現をして申しわけありませんが、私もがやっておりますのは、単なるいわゆる関係省庁の打ち合わせをやっておりますわけでございます。そこで、新聞等に連絡会議を設けるということが報道されたやに聞いておりますが、これはいまい何にもそういうものがつくられておるわけではございません。新聞の憶測記事であらうかと思えます。私も、原子力災害を所掌するそれぞれの役所が集まりまして、その集まるのを総理府が集めまして大臣が言われたような内容の打ち合わせ会を行っておりますことでございます。

○吉田正雄君 それでは納得できませんね。それじゃ、この原子力災害については防災会議はどうなるのですか、これは従来任務外ですか、どうなんですか。

○政府委員(牧村信之君) これからの審議の進み方かとも思いますが、その成果は各省庁の防災業務計画等にも反映されますし、その方針等については必要があれば防災会議等に報告されるような段取りになることではないかと考えております。

○吉田正雄君 その連絡会議がどういう仕事をやるかとか、目的は何かというのを聞いていますのじゃないのですよ。新たにそういうものを設けなければならぬという法的根拠がどこにあるのかというのと、あわせて、いまおっしゃったように、新たに検討するそういう各省庁のあくまでも連絡だとか計画策定だとかおっしゃっているのですから、そうであるならば、防災会議との関係がどうなるのかですね。それは至って不明確ですよ。これは何時間やってみたらわからぬ方に聞いたらどうしょうがないんでね、それをきちんとしたもので

を文書にして出してくださいよ。幾ら聞いたってそんなものはわかりませんよ。そんなことでやっているから、今日までこの防災計画というものが放置をされてきているのですよ。そういうことでこれは文書にして出してください。よろしいですか。

○政府委員(牧村信之君) ただいま申し上げましたように、連絡会議をつくるというようなことはこの打ち合わせ会でもまだ決められても何にもしていないことでございます。いろいろな各省庁でとるべき措置等について議論をしておるわけでございますので、先生の御指摘ではございますけれども、連絡会議を設置するということや、まだ決まったわけでも何でもございせん。もしそういうようなことが決まれば、先生御指摘のような点も踏まえての御説明をさせていただきますと、かように考えるところでございます。

○吉田正雄君 そうしたら局長のいまの答弁とさっきの大臣答弁、違うじゃないですか。何を言っていますか、あなたは。どっちが本当なんですか。大臣は閣議決定でそういうものを設けてやれという事になったとおっしゃっているでしようが、それが、そういうものを設けてなくて、ただ各省庁から関係者がそれとなしに集まって検討しているなんて、一体そんなばかな話がありますか。大臣答弁と局長答弁全然違っていますよ。

○国務大臣(金子岩三君) 閣議で、災害基本法に基づいた防災対策の中に一応原子力の防災に対する項目はあるけれども、詳細な具体的なものがうたわれてない、したがって、早く関係の省庁、担当者、総理府を中心にして集まってひとつ具体的な対策を立てるべきであるというような申し合わせをいたしました。それからその後、前々閣議にも、いまこういう検討を続けておるという中間的な報告がありました。まあやがて結論がออกมาして、結論がออกมาしたならば、別な機関でこの防災対策をやろうというんでなくて、災害基本法に基づいた、いわゆる法律に基づいた防災対策をやるの

でございますから、別に機関をつくるということも閣議で決めてないし、ただ具体案を各関係省庁が寄り合つて練っておるということでございますから、そのようにひとつ御理解をいただければいいんじゃないかと思えます。

○吉田正雄君 そうすると、要するに防災会議ということですか、端的に言ったら、どういふことなんですか。

○国務大臣(金子岩三君) これは防災会議に最終的にはかかって、そして具体案を決定するわけ

○吉田正雄君 防災会議に最終的にかかるといふことと防災会議としていまのことをやるというんじや意味が違ふんですよ。最終的に防災会議にかかるといふのはやっぱり別のそういうものがあつて、そこでもって関係各省庁の関係者が集まっている議論をして、そして防災会議にかけると、こういうことでしょうか。そうじゃなくて、本来は防災会議そのものが各大臣と関係各省庁の局長クラス、課長クラスというのによつて全部構成されているんですよ。いまもだから当初国土庁の方に聞いたでしよう。何で改めてまた別途そんなものをつくる必要があるかというんですよ。ですから防災会議そのものが本来やるべき仕事でしよつと、こう私は聞いています。

○国務大臣(金子岩三君) 防災会議にかけるといふことと、いま関係省庁の専門家に原案をつくらせようというように御理解いただければいいと思ひます。

○吉田正雄君 そうすると、中央防災会議の事務局のようなことを言っているわけですか。——もうでもなさそうなんですよ。どういふことなんですか。

○国務大臣(金子岩三君) 別に名前は何かもつけてないんですよ。何も名称はつけてないですよ。ただきめ細かい原子力に対する防災対策を関係省庁で早くひとつ立案をしてくれと、それがまともしたら当然基本法に基づいた防災会議にかかつて、これがこつこつと取り扱ひをするというような

対策が決定される、このように御理解いただければ異存はないんじゃないですか。

○吉田正雄君 いまおっしゃっているその仕事をやるのが中央防災会議の事務局なんですよ。だから私は先ほどから防災会議そのもののなか、事務局なのか聞いていますよ。ところが、違ふところやつてまたかけるとおっしゃるからおかしな感じがするんですよ。そうであるならばそれはどういふ法上の権限なり根拠なりというものがあつたのか、その性格はどうなのか、防災会議との関係はどうなのかというのを聞いていますよ。それは何回聞いたつてわからないです。大臣、口酸っぱくおっしゃつておつても、目的とするところは、言わぬとするとこれはわかっているんですよ。要するに、原子力災害のことで検討しなすよ、研究しなすよ、それはわかりますよ。わかるんですよ、そこで検討するその組織といつたらいいの、機関といつたらいいの、名前はどういふのか、これは本来防災会議でやるべきことなんですよ。また別にとおっしゃるから、これはおかしくなつてくるんですよ。まあこれ以上聞いても皆さんもどうもはつきりしないようですから、これは改めてどういふ性格なものなのか、これは国土庁もよく聞いてください、あなたはさつき総理府とおっしゃいましたからね。どちらでもいいですよ、科

ください。

○説明員(柳見君) いろいろ先生からの御質問でございますが、中央防災会議で最後に仮に防災計画等に手直しをするというようなことがありましたら、そのベースに乗せるわけですが、仕事のやり方と申しますか、手順と申しますか、それにはいろいろのことがございまして、現在いろいろな災害対策について、特に原子力のような専門的、技術的にわたるようなものにつきましては、あるいはほかのものでもそうでございしますが、そういったものが中央防災会議で最後締めくくりますというものでありまして、事前に関係者が寄りまして連絡、協議するような場をいろいろのところに設けてございまして、したがって、先ほどの連絡会議というお話はまだ政府として決まっていないうございまして、どうこうであるということは現段階では申し上げられませんが、一つの仕事の進め方、特に専門的あるいは技術的分野の大きい災害対策の進め方の一つの仕事のやり方がいろいろ検討されているというふうに御理解賜ればまことにありがたいと思います。

○吉田正雄君 幾ら聞いてもわかりませんから、とにかくそれは文書にして出してください。いいですね。わかりませんよ、そんな。何回言われたって全然答弁になってないですよ。よろしいですね。大臣、とにかくそういうことで総理府の方から出してもらいますから、いいですか。

○国務大臣(金子岩三君) はくはわかり切っておるんだけど、どうも吉田さんがわからぬので困っておるので、もっと詳しく理解がいくように、文書に書いてくれと言えは、これは所管は国土庁であらうと思えますから、国土庁でいまだういことを協議しておる、それを総理府で取りまとめて結局災害基本法に基づいた防災対策でこれを決定していくという筋書きですから、文書に書けと言えはそういう筋書きで出させるようにいたします。

○吉田正雄君 それじゃ大分むだな時間費したんですが次に移ります。

災害対策基本法に基づく防災基本計画の中には当然原子力発電所、広く言ったならば原子力施設に関する事故に関して内容が盛り込まれていなきやならぬと思うんですけれども、たとえば防災業務計画であるとか地域防災計画、こういうふうなものに当然入っていないなきやならぬと思うんですが、今日の防災計画の中にはこの原発事故に関しては当然私は想定されて入っていると思うんですが、それはどうなんですか。

○説明員(中川登君) 原発事故に関する地域防災計画につきましては、営業運転中の原子力発電所の所在する七県では都道府県地域防災計画において原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について具体的な計画を定めております。

○吉田正雄君 それではその防災計画、資料として出していただきたいと思えます。

○説明員(中川登君) どの分でしょうか。

○吉田正雄君 いまおっしゃった分。

○説明員(中川登君) ええ、よろしいですか。

○説明員(中川登君) 原発の関係の部分でしょうか、全部でしょうか。あるいは場合によりましては国土庁の方から出していた方がいいかとも思いますが、いいですか。

○説明員(柳見君) 消防庁とちよつと重複する面があるかと思えますが、中央防災会議がつくります防災基本計画の中で災害の予防の中の部分、あるいは災害の応急対策としてこういうことを国の関係各省あるいは原子力研究所等の指定公共機関等における防災業務計画の中に重点的に書き込めというふうなことで、原子炉周辺地域の整備とか、平常時の放射線の監視の徹底とか、あるいは災害の応急対策としましては通報とか警報とか避難とか、あるいは汚染拡大の防止等の事項をたつておりまして、それによりまして関係省庁、たとえば科学技術庁さん等におきましては防災業務計画の中でいろいろな計画をうたわれております。

それから、さらに地方公共団体、都道府県あるいは市町村の場で都道府県防災会議あるいは市町村防災会議等がございまして、その場で——われわれ総称しまして地域防災計画と申し上げているんですが、そういう地域防災計画の中で災害の予防の面あるいは応急対策あるいは放射性物質による汚染状況の調査とか、あるいは被曝者と申しますか、そういう方の救出とか、住民の避難等につきまして詳細にいろいろと計画を立てております。

それから、(「都道府県知事の通知等」ということで、関係機関から災害の予報もしくは通知を受けたとき、またはみずから警報したときは、「指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をする」と、こういうふうになっておるのですけれども、これは具体的に一体何を指しているのか、具体的な中身は何なのかということですね。

以上、ちよつと聞かしておいていただきたいと思います。

○説明員(中川登君) 災害発生時における通報連絡といたしまして、これは静岡県の場合ですけれども、災害発生の日時、災害発生場所、災害発生原因、それから災害発生程度、気象状況、その他必要と認める事項を通報すると、そういうふうなことになるかと。

○吉田正雄君 もっと細かく聞きたいのですが、時間がありますから次に移ります。

「事前措置及び避難」ということで、これは五十八条になりますが、「(市町村長の出動命令等)」というところで、災害発生のおそれのある場合、「消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならぬ。」というふうになっておりますが、防災計画のある当該市町村の計画ではこの点が盛り込まれておるのかどうか。具体的にどうなっているのかということ。

それから、(「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならぬ。」というふうなこともここで書かれておるわけですが、これも「市町村長」と、ここのところの「関係機関」というのが一体何を指しているのか、どういう通報をやるといふことになるのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、(「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならぬ。」というふうなこともここで書かれておるわけですが、これも「市町村長」と、ここのところの「関係機関」というのが一体何を指しているのか、どういう通報をやるといふことになるのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、(「都道府県知事の通知等」ということで、関係機関から災害の予報もしくは通知を受けたとき、またはみずから警報したときは、「指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をする」と、こういうふうになっておるのですけれども、これは具体的に一体何を指しているのか、具体的な中身は何なのかということですね。

以上、ちよつと聞かしておいていただきたいと思います。

○説明員(中川登君) 災害発生時における通報連絡といたしまして、これは静岡県の場合ですけれども、災害発生の日時、災害発生場所、災害発生原因、それから災害発生程度、気象状況、その他必要と認める事項を通報すると、そういうふうなことになるかと。

○吉田正雄君 もっと細かく聞きたいのですが、時間がありますから次に移ります。

「事前措置及び避難」ということで、これは五十八条になりますが、「(市町村長の出動命令等)」というところで、災害発生のおそれのある場合、「消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならぬ。」というふうになっておりますが、防災計画のある当該市町村の計画ではこの点が盛り込まれておるのかどうか。具体的にどうなっているのかということ。

それから、(「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならぬ。」というふうなこともここで書かれておるわけですが、これも「市町村長」と、ここのところの「関係機関」というのが一体何を指しているのか、どういう通報をやるといふことになるのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、これは消防庁にお聞きいたしますが、従来、原子力災害に関し科技庁と協議をしたことがあるのかどうですか。あつたらその内容。

それから、「出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ」とあるわけですが、原子力災害で、その出動に応じて具体的に行動するような、そういう原子力災害に対応できる装備というものが果たして消防団や水防団に一体あるのかどうかという点ですね、これをまず消防庁にお聞きをします。

○説明員(中川登君) お答えいたしますけれども、計画の方はどうなっておるかということにつきましては、一応防災計画一般としてはございます。特に原子力対策としてはやっております。それから、中防との打ち合わせはちよつと記憶ございません。

それから消防団あるいは消防組織に対する組織の点でございまして、これは消防団そのものについては持つておりませんが、県の段階において防護服その他必要な器具を持つております。

○吉田正雄君 原子力災害についてのいま観点から聞いておりますから一般の防災計画があるだけではだめなんですよ。そうでしょう。先ほどは七県についていろいろ原子力災害ということでおっしゃっているわけですから、一般的な話じゃなくて、現実に原子力事故が起きた場合には放射能というものが出てくるわけですから、そういう災害救助というふうなことになるわけですから、そういうものについて具体的に、ですからここに書かれておるようなことが事前に十分準備をされておるのかどうか。

それから、いま県の方へ行けば何か防護服があるみたいなことをおっしゃっておりますけれども、果たして各県にありますか、それはどうなんですか。

○説明員(中川登君) 現在の消防の活動につきまして、これは非常に事故が特殊な事故でございまして、そのために一応科学技術庁なり、いわ

ゆる専門家の方の意見を聞いて、それによって行動するということになっております。

それから防護服等の事項につきましては、一応まだ完全には調べておりませんが、県におきまして持つておられるはずでございます。

○吉田正雄君 完全にそろえてないと言つて、どの程度そろえてあるのでしょうか。これはその辺の火事で、ちよろちよろと五人や十人が防災の防火服を着て行くのと違うんですよ。これは全然質の違うものなんですよ。これは本当に各県でお持ちですか。

○説明員(中川登君) 防護服といひますものよりも、むしろそのほかの計測器具でございますね、放射能があるかないかのサーベーター等の計測器具、こういうものを持つておられるようでございます。

○吉田正雄君 それは私の聞いたことに対する答弁にはなつていませんよ。出動を命ぜられるというの、原子力災害上、放射能が出たということ想定してのことです。そうでなくやこれは事故とは言わぬですよ、単なる機械の故障なんかではこんなこと問題にしていけないでして、あくまでも原子力災害なんですから。

きょうは時間がありますから、もうちよつと次回さらに聞きますから答弁できるようにしてください。

同様に、警察庁にお尋ねいたしますが、もし警察官——海上保安庁はいいでから、警察に對して出動要請があつたという場合、同様にいままで原子力発電所のある当該市町村や県知事との間に、原子力災害が起きた場合には、どういふうなことをやるという話し合いというものが今日までなされてきておりますか。

○説明員(依田智治君) 先ほど他の省庁の方から答弁がありましたように、七県につきましては原子力災害応急対策が規定されております。これをつくる段階で、まず原発事故があつたときは警察官に通報する。これを受けた警察官は、それを知事等に通報するというような規定があると

もありまして。また、その他市町村関係機関等と協議するという形で、応急対策をつくる段階で、私どもも各県の方でそれぞれ警察が関与しておるといふように承知しております。応急対策の中にも警察官という文字が相当出てきておるところもあります。ただ、スリーマイル島の事故等に完全に直結できるほどの問題であるかどうかはあれですが、一応現時点で想定できた範囲でのものは協議したりしてやつておるということでございます。

○吉田正雄君 通常地震であるとか水害であるとかというものは全然性格が違いますので、やつぱり消防と同じく、そういう放射能災害に対応できる警察の防護体制から装備から、あるいは機器から、そういうものは具体的にそろつておりますか。

○説明員(依田智治君) これもスリーマイル島のような大事故は想定しておりませんが、現在、五十三、五十四年で一応被曝防止服みたいなものは、主として燃料輸送等の安全検査というようない見地から関係府県に百数十くらいあるという程度でございまして、それと同程度のサーベーターがある。そこで大規模な事故対策というものになりますと、機動隊全員が出動した場合に、避難誘導等の場合に全員が着るというふうなことになると思います。全然そういうものはありませんので、今後いろいろな省庁との検討結果を踏まえて対策を講じていく必要があるのではないかとこのうに考えております。

○吉田正雄君 たとえばスリーマイルアイランドのような事故が起きた場合には、具体的に出動を命ぜられても、とてもいまそれに対応できるような装備から何から体制にはないと、こういうことですか。ありますか。

○説明員(依田智治君) 結局どの程度の事故であるのか、一般の人が避難していてもそれほど体に影響する程度の状況のところまではやられますから、そこところは専門的なひとつ十分意見を聞いて、警察として、危ないから一切出られないということはないと思います。ただ放射能の程

度が相当強いようなところは現状においては出動できないというように、ただ、周辺で相当混雑するところの交通規制とか避難誘導対策を講ずるといふことになると思います。

○吉田正雄君 それじやいまいちやつたように、交通規制であるとか、ある程度の軽微の災害ならばいいけれども、やはり防護服のようなものを着なかならぬということになってきたら、それだけの数からしても訓練——さらには具体的に、従来の避難訓練とか、そういう事故が発生した場合、いままで警察としてどういふ対処の仕方をするというふうな訓練はされましたか。

○説明員(依田智治君) 一般の災害対策ではやっておりますが、原子力の災害対策訓練というのは現在までに具体的に実施しておりません。

○吉田正雄君 それから六十条の「市町村長の避難の指示」ということで、このところでは立ち退きの勧告と緊急の場合の指示ということになっておるわけですが、状況に応じて市町村長が立ち退きの勧告をやる、さらには指示をやるということになっておりますが、避難の基準というものがあのかどうか。

それから、その基準が仮にあつたした場合に、だれが立ち退きの勧告、さらには指示というふうなものを判断して市町村長にそれを要請するとか、勧告をするのか。要するに避難の基準と、だれが判断するのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 避難の指示をいたしますのは都道府県知事でございます。放射線審議会が、その基準につきましては、放射線審議会が審議いたしました応急対策にかかわる避難基準に必要な線量が現段階で定められておる、全身被曝二十五レムを超えるおそれがある場合に避難をしないという基準はございまして、しかしこの二十五レムというものは、できるだけ低い線量で、住民が被曝を受けないように低い線量にするようにという注意書きが書かれておるわけでございますが、この基準が積算線量で示されておる

わけでございます。この積算線量で示すようなやり方が今後の住民に避難を求めるようなときに一番いい方法かどうかという点につきましては、いま学者の間でもいろいろ議論があるところでございますので、それについては近く安全委員会の方でいろいろ検討を進めていこうとしている段階でございます。

○吉田正雄君 二十五レムというふうなものはかつてというふうなことをおっしゃっているのですけれども、仮に事故が起きた場合に、炉心溶融というのは、スリーマイルアイランドの場合にも燃料棒の一部溶融というのは起きているだろうというところはもう想定をされているわけですから、ども、本当に事故が起きたら、炉心溶融は一時間もあれば十分なんです。したがって、具体的にその死の放射能が出て、はかっているからでは遅いということになるわけですね。したがって、判断をして、出ないうちから避難ということになればパニックという状況が出てきますし、出てからは遅過ぎるという、非常にむずかしいことになると思うのです。その辺をどのように考えておいでになるのかということ、それから、さっき、だれが判断をしてどうしてというふうなときに、何か果知事というふうなことがちよつと出たように思うのですけれども、ここで言っているのは、市町村長の権限で立ち退きの勧告とかやることになってくるのですが、もう一つ聞きたいのは、「勧告」ということと「指示」というのがあるんですよ。『指示』というのは強制力を有するものなのかどうか。それから六十一条では、市町村長が立ち退きを指示することができないと認めるとき、または市町村長から要求があったとき、警察官または海上保安官は避難のための立ち退きを指示できる、こうなっているのです。そうすると、市町村長の指示ではだめで、警察官または海上保安官の指示ということになってきますと、一体指示には差があるのかどうかということ、市町村長ができないと認める場合と、指示できるのにできないと認めて、あえて警察官や海上保安官

にその指示を出してくれいというふうな要請するというのは、どういう場合を指しているのかという点がちよつとあいまいなんです。それはどういうことになるわけですか。

ちよつと委員長、実は時間が参りまして、防衛庁の方からきよう来ていたというふうな思っておったんですが、当初くだらない論議で二十分も費やしちゃったものですから時間がなくなりまして、防衛庁にしましては次回に、それから警察庁に対してもまだ質問が残っているのです。非常に重要な内容ですので、もうちよつと質問の要旨を私の方でもある程度整理できますので、あらかじめまた御通知もしておきたいと思いますが、時間が来ておりますので、防衛庁の方、せつかく来ていただいて恐縮ですが、次回にひとつ質問を譲りたいと思っております。そういうことで、きようの私の質問を終わります。

○藤原房雄君 午前中から午後引き続きまして、いろいろ同僚委員から質問ございましたが、私も法案に入る前にスリーマイル島発電所の被害に伴います問題について過日もいろいろ御提言を申し上げ、または質疑をいたしました。二、三点についてまたお聞きをしたいと思います。二、三点に

先ほども同僚委員からいろいろお話しございましたが、私も過日も触れましたあの災害対策基本法にのつとつてどういう対処をするかということ等についても、わが国の対処としましては、このたびの問題が起きたというところで各省庁間のいろんな連絡会議を開いている段階のように、具体的なものはまだ出ていないように思うわけであり、私も、私も長く災害対策の委員会におりましたが、いろんな問題について過日も提言を申し上げました。

（委員長退席、理事松前達郎君着席）
これはアメリカに起きたことで日本ではないんだということではなくて、ひとつ真剣に取り組んでもらいたいということを御提言申し上げましたが、過日の申し上げた点につきましては、ひとつ早急

に対処をお願いしたいと思います。

今回の事故に伴います諸問題については、NRCからの正式な報告というものがあって、この全貌というものが明らかになるだろうと思えます。そういう点ではまだ、もはや三週間経過をいたしましたという段階でも、私どもがいろんな面で質疑をし、または検討するという段階では明らかになっていない問題も多々——どつちかというところ、これからというところのようでございますが、今日までわかつている範囲内、そしてまたそれを他山の石として日本の国で同じことを繰り返さないことのためにどういう処置をしなければならぬか、このことについては過日の委員会でも何点か申し上げたつもりであります。政府としまして、この事故にかんがみまして発電所の総点検をすべきだと、こういうことを私も主張いたしましたし、また安全委員会におきましても、大飯の原発1号炉の停止ということでも非常に慎重に取り組んでいこう、こういう姿勢が私どももいささかながらともうかがい知ることができたわけであり、この原子力問題につきましても、国民の注視の中、どういう判断をし、どのような処置をするかということについては非常に注目を浴びていることでございますので、慎重な対処が必要だろう、こう思うわけであり、

それで、大飯原発の停止によりまして——ほかの八基につきましては中間検査の途中でありましたからあれですが、運転中の原子力発電機をとめたということとは私はそれなりに評価をするわけであり、

（理事松前達郎君退席、委員長着席）
それに伴っていろんな角度からこれは検討したわけ、この大飯の原発1号の模擬試験解析結果、これについてはどういふ点について——まあ新聞にはいろいろなことが報じられているわけであり、まず、何項目に分けて検討し、その結果についてはどういふことであつたのか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。これは通産省になりますか。

○政府委員（児玉勝臣君） 大飯原発の解析の問題につきましては、原子力安全委員会にもお諮りいたしまして、今後検討すべき事項等の問題を決めた上で大飯原発をとめたわけでございまして、その問題について、いわゆるとめましたのが実は十四日になるわけでございまして、具体的なその検討内容を詰めましたのは原子力発電技術顧問会の先生方にお集まりいただきまして、翌十六日の午前にその方法を検討をいたしまして、それでその検討の内容をいたしましては、解析条件をいたしましては、第一が原子炉が定格出力で運転中に主給水ポンプが全停止し、しかもその際に自動起動するよう設計された補助給水ポンプ四台が自動的に作動しない場合のプラントの過渡応答を解析するというところであります。

それから、第二には、いま申し上げたことのような二重事故の際に何らかの原因により加圧器逃がし弁が開き、かつ一次系の圧力が低下しても閉止せず、その結果加圧器逃がし弁のラプチュアデイスクが作動し、格納容器内へ一次冷却材が流出した場合のプラントの過渡応答を解析する、この二つのケースについて検討したわけでございます。

○藤原房雄君 そのほかの諸問題についてもいろんな角度からこれは検討したろうと思ふんですが、新聞の報ずるところでは、資源エネルギー庁としましてはおおよそ——おおよそといいますが、大丈夫というふうなことで原子力安全委員会の方へ報告をしたというふうな報じられておりますが、しかしこの解析の結果についての通産省のお考えと、これと安全管理体制全体としてのエネルギー庁としての検討結果というものはやっぱりあったらうと思ふんですけれども、その間のことについて御説明いたしたいと思ふます。

○政府委員（児玉勝臣君） まず解析の結果について申し上げますと、先ほど申し上げました二つの解析がございまして、その前段の解析におきまして、その結果では、主給水が全部喪失するというふうな場合でございまして直ちに原子炉が停

止いたしまして、加圧器の圧力上昇は非常に軽微でありまして、加圧器の逃がし弁の作動設定圧力にまで到達しないでプラントは安全に停止するというものであります。

それから後段の解析におきましては、この加圧器逃がし弁が開いたまま固着して閉まらないというのを仮定いたしましたも、事故後三分後に上部炉心冷却装置が作動いたしました、また十分以内に格納容器圧力「高」という信号が発信いたしました、それにより高圧注入系が作動し炉心の健全性を損なうことなくプラントは安全に停止すると、そういうことであります。したがって、このECCSが作動しないというような場合には運転員が手動で操作して高圧注入系を運転するというような十分な時間的余裕もあるというようなことが明らかにされたわけでございます。

それからさらに、運転管理の体制の問題につきましては、これは資源エネルギー庁長官名によりまして、三月三十一日各電力会社にその検討を指示いたしました、その結果を十日に報告を得まして、その後、書面の審査という、具体的に現場の責任者からいろいろお話を聞いてそれを取りまとめている最中でございます。それで昨日安全委員会の方に中間的な報告をいたしたわけでございますが、その中にやはり大飯発電所の分も当然入っております、詳しいことはちょっと一概には申し上げられませんが、従来の方法で十分に安全が確保できる体制にはなっておるといふうに判断しておりますが、ただ、今後の問題を考えた場合に、責任体制、教育体制、それからいろいろな要項の表現問題と、そういうものの修正、若干の修正はしてもらわねばならないのではないかと、こうは考えております。

○藤原房雄君 技術的な問題になりますと、私どももわからないこともいろいろあるわけですが、要するに、このたびのスリーマイルの事故、これはまだ原因等については明確にNRCでも発表になつておるわけでも、調査の結果がまとまつておるわけではございませんから、今回の資源エネルギー

ギー庁の模擬試験解析というのは、要するに十分にECCS側が働かどうか、そしてまた、いざという場合には手動でも補い得ると、こういうことでいろいろ想定される中での対処というものは十分だということなんだろうと思ひます。こういうことで、これで十分かどうか、今後またアメリカにおけるNRCの原因究明によります詳細な結果によつてまた十分な検討も必要だろうと私は思ひます。

そこはいま審議官からお話ございましたが、いざというときには手動する時間、タイムも十分だというお話もございましたが、きょうのお話の中にもございましたけれども、やはり操作する操作員の教育訓練ということが非常に大事になってくるし、また運転要項というもののについてもこれは十分に検討しなければならぬことだと思ひます。いまもいろいろ責任体制とか教育のこととか運転要項云々のことについてはお話ございましたが、これはどちらかと言うと、今日まではこういうことについてはもう十分過ぎるほど十分だといふようなわれわれに対する説明でもあり、また私どもも、そこはもう十分になっているものといふうに、どちらかと言うと考えさせられるといふような感じでしたわけですが、これを機会にひとつ徹底的にこれを検討していただきまして、少なくともこういう人為的な操作ミスといひますか、判断の誤りといひますか、責任体制の明確でないといふことのためのダブルミスとか、三重、四重になりやすいような事故を来さないように徹底するような指導強化といひますか、こういうものについては当然やっているとと思ひますけれども、こういう考え方で厳しくひとつやってもらいたい、こう思ふんですが、どうですか。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生から御忠告いただきました件につきまして、十分肝に銘じまして今後の保安問題に対処したいと思ひます。

○藤原房雄君 こういうことで、いま私が申し上げたことから考えまして、アメリカにおける十分

な解析というのは、原因というものがまだ究明されていないわけですから、そういうことからいってこれですべてが終わったということではなくて、現時点においての諸問題についての手だてはしたということであつて、これはやっぱりNRCの正式な原因究明なり、またはそれに對しての見解なりいろんなものが出てからこそ初めて安全宣言といひますか、それに基づいてのいろいろな解析結果、こういうものによつて安全宣言といふものが出てくるので、まだ現段階では、現在入手できる情報の中での解析結果と、こういうふうによつてやっぱり私も厳しく見るべきだと思ひます。その点はどうか。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生おっしゃいますように、現在知り得る知見の中でのベストを尽くしているということでございます。したがって、また今後新しい知見が出てまいりましたら、それに合わせましてますます安全第一という観点からその対策を立てていきたい、こう考えております。

○藤原房雄君 それから、この前の委員会のときにもいろいろ避難体制といひますか、災害対策といひますか、それからそれぞれ原発を抱えている地方自治体に専門官といひますか、そういう方々が、現実には担当の課があつたとしても専門的な方がいらつしやらない。そういうことで常時監視する体制といふものが必要ではないかといふことを申し上げたわけですが、新聞の報ずるところでは、常時監視体制で検査官を常駐させるようなことも言われておるわけですから、これも、これは政府としてはどういふふうにお考えになつていらつしやるんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おっしゃいますように、原子力発電所の安全問題といふのは、単に企業者の安全といふことばかりでなくて、第三者的なやりの国の監督下にあつての安全といふことが期待されているということも考えておりますので、したがって、なるべく原子力発電所の近くに原子力発電所の内容に通じた検

査官を置きまして地元の方々の安全に対する不安がないようにすると同時に、ふだんの保安体制といふことについての監督、監視をするということが必要であらうかと考えております。しかしながら、この問題を具体的な制度にするまでにはまだ関係の省庁、たとえば行政管理局とか大蔵省とかいふようなところの問題もございまして、ただいま通産省の手持ちの姿勢での辺までございまして、したがって、そういうことで早急にとり得る対策をなるべく早くやりたいと、こう考えております。

○藤原房雄君 大臣、居眠りしている暇ございせんよ。いまお話ありましたように、これはやっぱり予算処置とか、それから行政全般の問題として定員増といひますか、こういうことにもつながりますので、いまこういう問題が起きたからにかにということではなくて、これは常時今日まで叫ばれておつたことですね。しかしこの事故が契機となつて、いままで言われておつたが、さらに大きくクローズアップしてきたということで、これは本当ならば今日までも検討しなきゃならぬことだったんです。それが大きな日本の経済という枠組みの中で押し込められておつたといふことで、ひとつ閣僚の一人として、来年度の予算では何とかなんという、それは予算措置の中ではいろいろなことがあるのかもしれないけれども、やっぱり地方自治体の方々が不安のないようにな、やっぱりこういう専門的な立場の方々が常時いるんだという、そしていざというときには、そういう方々の本省との連携、いろんな中できつとした対処ができるんだという安心感といふものを――まあこれ安心感だけじゃないんですけれども、そういう体制といふものは、これはぜひつくつていただきませんと、これからの原発の推進とか、現在あるものについても、これから建設についても住民の同意を得られたところについても、非常に不安があつて、ぜひひとつ延期をしてもらいたい、こういうことが各地で、役所の方にも延期すべき

それから、アメリカのいろんな議会でお話報ぜられるところによりますと、新しい技術が採用になったといつても、それはやっぱり危険が伴うといふことを念頭に置いての検討が必要なんだといふようなこともいろいろ言われているようでありましたが、今日まで日本の自主開発ということとそれなりの研究開発を進めてきたとは言いながら、やはりそれを過信するようないことがあつてはならないだらうと思ひます。問題が問題、原子力発電といふ、放射能といふ問題であるだけに、技術の開発といふことにつきましても、新しい技術といふものにつきましても、当然これは慎重な取り扱ひが必要だらうと思ひます。今日までも世界各国、また日本におきましても、原子力発電に對します技術の進展といふものについてはそれなりの評価をしてまいりましたが、やっぱり今回の事故、現在わかつてゐる範囲内でも機械的なミス、また人為的な問題等、複合してこゝういふ問題が起きているわけでありまして、当然これは慎重な配慮が必要だらうと思ひます。こゝういふことで、今日までわかりました範囲内からいたしまして、スリーマイルアイランドの問題につきましても、私どもは多くの教訓を学び、そして現在日本で稼働しております原子力発電に對しましても総合的な検討をし、そしてまた同じような事故の起こらぬような対策強化が要求されると、私はこゝう

思います。こういう点で、何点が申し上げた点についてはひとつ慎重な御配慮をさせていただきたいと、こう思っております。

次にお聞きしますが、いま加圧水型は八基、中間検査をしておるわけですが、今回のこの事故に伴いまして、いろんな検査項目の中に、今回の事故を踏まえて検査をするということで、やはり中間検査の長期化といえますか、こういうことが考えられるだろうと思うんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(児玉勝臣君) このたびの管理体制の点検におきまして、スリーマイルアイランドにおきまして教訓を受けまして、当然その補助給水系とか加圧器逃がし弁、それから非常用炉心冷却装置、それから格納容器内部スプレー隔離弁、非常用電源と、そういうような非常用に使用します非常に肝心な設備につきましては、停止しておるわけでございますので非常に詳しく点検をいたしております。したがって、これはもう通常定期点検の点検項目にも実は入っておりますものでもございまして、特にその定期点検に入っておりますものについては念入りにその点検をいたし、また、その取り扱ひの仕方という問題についても、保安規定、運転要領等をもつて見ると同時に、今週実施しております点検におきましてその実行を点検したいと思っております。PWRにつきましては現在定検中でございますので、点検は実際に運転開始を始める前に参りまして、その点検も実施したいと思っております。

そういうことで、今回の点検では、先ほど先生おっしゃいましたように、その運転員のやはり心構えといえますか、運転員とそれから機械との融合といえますか、そういうものが非常に大事であるかと私たちが考えておりますので、単に運転要領とかいうようなものは、一つはメーカーからのいわゆる一つの運転手順というふうなもので、こういうふうな機械を動かさないというものの、機械側からの注文というふうなものも含まれるので、今回の点検におきましては、実際に運転する人たちの

のいわゆる意見をよく聞くと、そういうことで設備をかけるというふうなこともあり得るのではないかと。また、運転要領そのものも非常な過大な要求をするということがあるれば、それを訂正しなければいけない。そういうことで、メーカーなりユーザーといえますか、監督者の方からの一つの要求と、それから運転員からの希望と、そういうものを両方やりまして、人と物とのいわゆる融合ということによってその間にミスがないようにしたい、こう考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 まあ、それによって今度のそういう検査、点検、まあ、それまでのチェック項目の中にも入っておることだからということですが、けれども、いまお話のように運転する方と機械、こういうことでやっぱり再点検なされる、こういうことで、いままでの点検、これはどこか修理をするとか、また故障があったとか、まあ故障がないにしても改善すべきだということなので、停止しておる期間が長期化する場合もその機械によつてはあったんだけれどと思っておりますけれども、今回こういう問題が起きて、そのためにいろんな角度から検討する、まあそれは項目の中に入っていたとしまして、もやっぱ慎重を期すと、こういうことになりまして、どうしても運転休止の期間が長くなるのではないかと、それがこれから夏季を迎えて電力使用の増大する季節にどういう影響を及ぼすかということ、私はそれなりに通産省としてもいろいろお考えになっていらっしゃると思っておりますけれども、原子力発電というのは日本全体でまだ大きなウェイトではないとはいえないながら、原子力発電の持つ重要性ということから考えますと、これらのものの長期化というものがやはり電力需要に影響がいささかあるのではないかと、こういうふうに危惧しているんですけれども、それをどういうふうに試算なさっていますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 大飯発電所につきましては、一つの計算結果が出て、その対策を講ずるまでというふうなことで暫定的に停止いたしましたおるわけでございますので、これにつきましては

その対応策が決まり次第、その手当てをした上で再度直ちに運転をさせたい、こう考えております。また、定期点検中のものにつきましては、ただいまちょうど最盛期でございますし、先ほど申し上げましたような点検につきましては並列的に点検もできますので、さほど定期点検の期間が延びるとは現在のところ考えておりません。したがって、そういうことで、私たちが考えておりますような見通しとおりまいりますれば、夏季需要についてはそう心配なくいくのではないかと、こう考えております。ただ、定期点検中に発見されまして若干長引きますと、電力会社によつては非常に需給が苦しくなるということになりますけれども、いまのところ全くそういうことで需給上どうにもならないというふうなことにはなっておりませんで、何とか隣接の電力会社からの応援によつて賄えることも可能であるという見通しでございます。

○藤原房雄君 これは横雪も余りなくて、水力発電ですね、こちらの方については例年より非常に少ないようでありまして、これから夏季に向けていろんな雪という積雪または雨量というものの影響というものがあられるだろうと思っておりますが、そこらあたりとらみ合わせで、これから定期点検の中でどういふことが起きるのか、こういうことも予測はできないだろうと思っておりますが、いまの御答弁では大体支障なくやっているとありますが、このようにですが、ことしの暑さとか何か、そういうこともいろんな影響もするだろうと思っておりますけれども、需給状況についてはおおよそ支障なくやっていると、こういうふうなエネルギー庁としては考えている、こういうことですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 現在のような、私がいま申し上げたような前提におきますと大体支障なくいけるだろうと思っておりますが、決して樂觀はできないということは申せるかと思っております。

○藤原房雄君 時間が参りましたのであれですが、これは通産大臣が担当の大臣がいらっしゃっ

て私ともいろいろな角度から質疑しなきゃならぬことだと思っておりますが、国際エネルギー機関におきまして石油によります発電所につきましては非常に厳しく規制しているというところで、原子力、また石炭火力、こういうものにウェイトが置かれると、世界的にはこういうことがお互いに協議し合つて進めていくような方向に聞き及んでおるわけでありまして、これはまた東京サミット等におきましてこの問題についてはいろいろな論議があるんではないかと思っております。原子力発電につきましても、それぞれの立場で非常に厳しく見る方もありますし、私も決して樂觀して見ておるわけじゃないわけでありまして、しかしこういう諸情勢の中で、いままでのようなデンプで設置が進められるかどうかということにつきましては、これは非常にむずかしいことだろうと思っております。いままでの同意を得られた地元につきましても非常に危惧を持っておる。これは市町村及び県知事さん、地方自治体の方々が直接そういう問題を投げかけられる立場の方々でありますから、慎重になるのはこれは当然だろうと思っております。こういうことで、日本のエネルギー構造というものの、現在、何とかとしはしのげるといいますもの、今後のあり方としましては火力と水力と原子力、こういう今日までいろんな試算がなされてきておるわけでありまして、いままで想定、見通しを立てたほどのスピードではそう建設は進まない。こういうことになりまして、火力発電というものに非常にウェイトを置かざるを得ないのではないかと、私はそう思うわけでありまして、新聞報道ではいろんなことが言われておるわけですが、エネルギー庁としての考え方をちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おっしゃいますように、国際的に石油専焼火力が建設できないというふうな立場に追い込まれてまいりますし、そういう意味からいまして、日本の電源開発ということも、原子力それから石炭、LN

Gと、そういうものにだんだんと転化していかなければならないかと思ひます。しかしながら、原子力についてはスリーマイルアイランドのような事故がございまして国民のコンセンサスというのはなかなか得にくいということもありますので、われわれとしては全力をふるって原子力の安全の信頼性の回復、信頼の回復を図りたいと、こう考えております。そういう意味で、従来の原子力安全に関する行政にさらに加えて、われわれもえりを正して大いに安全問題に万全を期したいと、こう考えております。そういう意味では、原子力がやはり石油代替の主流であるということについては変わりはないかと思ひます。

次に、石炭とLNGでございますが、これも非常に大規模な石炭火力の開発、それからLNGの開発ということになりますと、どういふ地域から石炭またはLNGを導入するかというところによりまして、相手の国のいゆる開発、導入というよな問題も起きますし、それから石炭については石炭によるまた公害問題ということもございまして、そういうものを乗り越えても石油代替の道を開いていかなければならないと、こう考えております。

○藤原房雄君 諸問題については後日にいたしまして、法案に触れてみたいと思ひますが、過日もこの法案のことについて、世界の再処理工場の状況についていろいろ御説明いただいたわけでありましたが、これまでの説明の中にもございまして、商業用と非商業用といふことが、こういうふうに分けますと、実際世界各国で商業用のベースで再処理工場が動いているところとはほとんどございせん。まあ軍事用や公社、こういう形のものが非常に多いのであります。こういうことからいいますと、民営でやることとそれから国営と、こういうことで、諸外国でもいま非常に検討といひますか、ひとところ、昭和四十年代で、民営というものが非常に華々しく論じられて、そつちの方向に進んでおつたものが、最近に至りますと民営というのはストップをしておつた

り、それから検討中とか申請中とか、こういう形になつておるわけで、そういう中で日本の国が他国に先駆けて、これから初めてなさろうとするわけですけれども、民営といふものに道を開くといふことをなせ急がなければならぬか、こゝろあたり非常に私は問題だらうと思ふんですが、そのことに關しまして二、三お聞きしたいと思ふのであります。

一つは、今日までの各国の再処理工場の状況を見ますと、やっぱり途中でいろいろな事故があつたり、そういうことで、検討とか、それから先に進まないといひますが、こういうことで民営ベースといふのは余り順調にスタートしてないですね。計画はあるようだけれども、いままでも動いていたものは大抵ストップしたりその先やらないことになりたりというやうな、アメリカにおいてはそういうものが多いやうなんですけれども、また、これに關しましてわが国の東海の再処理工場の事故とか、最近報じられておりますやうに、イギリスにおきます再処理工場の事故とか、こういうことで、私は、再処理工場というのは技術的にまだ未成熟といひますが、完成されたものになつていないと見るのが正しいのではないかといふやうな気がしてならないのですけれども、これはまず政府の見解をひとつお尋ねしておきます。

○政府委員(山野正登君) まず御質問の第一点でございますが、なぜこの際急いで民営の道を開くかといふ点でございますが、一つは、世界の平和利用のための再処理工場の運転状況といふものを見ました際に、前回も簡単に御説明申し上げましたけれども、確かに米國におきましては、規制基準の見直しに伴う経済性の問題でございまして、あるいは新しい技術に挑戦したための失敗とか、いろいろの原因はございまして、結果的にそれらの平和利用に伴う再処理工場といふものが運転開始に至らない非常に大きな理由といふのは、現在の米國政府の核不拡散政策強化のために、商業用の再処理事業といふものを期限を定めず延期したいといふ政府の政策に基づくものといふ

うに私もは考へておるわけでございまして、ヨーロッパの方におきましては、わが國と非常に似たやうな資源状況、エネルギー状況にございまして西独の場合を見ますと、核燃料再処理会社のカールスルーエの再処理施設といふのは、これはパイロットプラントではございまして、稼働いたしておりますし、また同じく原子力開発、特にブルトニウムを利用する高速増殖炉開発に熱心なフランスを見まして、濃縮ウラン用の再処理工場といふのが現在運転中であるとして、こういう意味で、確かに再処理技術といふものにつきましては今後さらに改善をする余地はもろろあると存じますけれども、しかし技術そのものはすでに二十年以上の実績を持つておるものでございまして、実用に耐え得ないものではないといふやうに考へておるわけでございまして。わが國におきましては、東海の工場が昨年八月以降トラブルで運転できない状況になつておるのは非常に遺憾でございまして、これは導入した技術によりまして実証工場をつくつて、この建設と運転によりまして将来第二再処理工場に活用し得る技術を蓄積していこうと、そういう趣旨で現在の工場を運転しておる次第でございまして、ただいまのトラブルといふやうなものもできるだけの教訓にして生かしていきたいといふやうに考へておるわけでございまして。

そういうふうなことで、民営に移すといふことと平和利用に伴う再処理事業を行うといふことは必ずしももちろん同じ言葉ではないわけではございまして、いま一つの御質問でございまして、民営になせ急いで移すかといふ点につきましては、これは原子力の平和利用を進めるに当たつて、核燃料サイクルのなかめでもございまして再処理事業といふものをできるだけ早くわが國に確立するためには、現在の東海工場に続きましては、電力も民営でやつておられますので、ぜひ広い意味の公益事業の一環としてそういう再処理事業といふものを民営でやりたいと、これは官民ともにそのやうに考へておるわけでございまして、できるだけ早く

法律的にその道を開いてその準備をさせたいといふ趣旨でございまして、イギリス、フランスにおきまして、これは電力が公社の形で運転されておりますので、再処理につきましても公社の形で行われておりますが、これも平和利用のための再処理事業を行つておるといふことでございまして、形は若干異なりますが、その内容につきましては全く同じやうな状況にあるといふことではないかと考へております。

○藤原房雄君 最近イギリスの再処理工場から廃液が漏れたといふことで、大規模な放射能漏れがあつた、こういうことで、二十二日に先月の事故が明らかになつたといふことで報じられておるわけでありまして、このイギリスにおける再処理工場の放射能漏れについて現地から何らかの情報を入手なさつていらつしやいますか。これはどういふことでどうだつたのか、そこら辺ちよつと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 英國のウィンズケール再処理工場で放射性廃液の事故がございまして、状況につきまして、外務省等を通じて入手した情報を御説明申し上げます。

事故は三月に再処理工場の敷地内で起きております。発見は、サイト内に掘りましたサンプリング孔から水を採取して分析したところが放射能汚染を検出したという動機でこの事故を発見したやうでございまして。この様子は、調査の結果、高放射性廃液を濃縮する前の中間貯槽がございまして、現在使用しておりましたガラス固化実験用に廃液を搬出した施設の鋼製のライニングをいたしました受け槽から放射性廃液が漏洩をしたといふやうに推定しております。この事故を発見いたしました後、直ちにサイト内のサンプリング孔の水あるいは受け槽の廃液はサイト内の廃液貯槽に移送いたしました。現在は漏れた受け槽には廃液が流入しないやうに処置したやうでございまして。したがって、これ以上の漏洩はないと原子力公社は言つておるやうでございまして。それから、サイトの周辺の他のサンプリング孔の水を分析した

ところが異常がなかったということが言われております。
で、どのくらいの量の放射性廃棄物が漏れたかということにつきましては、二万ないし三万キュリーの廃液が、量にして約十トン以下と推定しておりますが、漏洩したというふうには言われておりません。汚染した土の量は、いまのところその周辺の数百立米の土が汚染しているのではないかとこのように推定しております。

イギリスの原子力公社は、この漏洩がどのようにして始まったのか、もっと早く検知できなかったのかというふうなことで原因の調査を現在実施しているようでございます。今回の漏洩によりまして、従業員であるとか一般公衆への危険がさるにふえるというふうなことはないとこのように言っております。なお、ウィンズケールの再処理工場につきましては、これは通常どおり現在も操業を行っているというふうでございます。

なお、先ほども御説明いたしましたが、日本の場合にはこのような貯槽、受け槽を設置する場合には二重の建屋の中にこういう槽を入れるとか、漏洩があった場合にこれが地中へ散らばらないように必ず受け皿をつくっておく、ドリフトトレイを設けておく、そういう点。また漏洩検知器を常に備えさせておくというふうなことで、漏洩があってもそれが敷地外と申しますか、地中に放出されるというふうな設計にはなっていないのを日本の東海の再処理工場における設計で確認しております。

以上でございます。

○藤原房雄君 いま御説明ございましたが、この事故が重大事故であるのか、また初步的な——初步的といえますか、当初予測されるような事故であったのか、こういう事故の位置づけといえますか、こういうことになりましたと、いろんな考え方があられるかもしれませんが、大きなものでは発展しないという説明がいまいちいろいろありまして、そういう点では拡散しないというところで、それなりこのことはあったのかもしませんが、しかし、そ

れならそれなりに、こういう中間貯槽の中でこういうことが起きるといことは、初步的といえますか、もっと重要部分での問題でなかったということでは、そういう面での技術的な問題として、やっぱりこれは二十年の歴史が、実績があると言いながらこういう問題が起きているということとして、これは軽視できないことだと私は思うのです。また東海村の事故にいたしまして、今日までフランスの技術で導入して日本独自の自主技術というものもかみ合わせてということなんでしょうけれども、試験段階ということでは、非常に慎重にいろんな面から検討しておるということとで時間がかかるとおっしゃればそれまでのことですが、二十年前の蓄積があるとか実績があるとかいうことの前に、いまだにまだこういう問題が続いておるといふことで、まだしっかり技術的に完成されたものと言えない段階ではないかというふうな考えざるを得ないんです。

先ほど、民営か国営かということについていろいろございましたが、民営ということになりますとやっぱり商業ベースで考えなければなりません。しよつちゅうこういうことで事故があつて、その事故対策なり何なりいまだに経費をかけなければならぬということになりますと、やっぱりこれは安全性という観点からしまして、最初にできる第二工場というものがこれからまだ十年近い年月がかかるということでありまして、その間にも相当技術は進むであろうけれども、そういうことから予測し得ない——私どもは現時点で余り憶測がましいことを言うのは適當ではないのかもしませんが、しかし現時点で考えますと、決してこれは樂觀視できるものではないと、こういうことで、民営といえども電気事業連合会、こういうものの中で進めていくという、各電力会社の出資でやるということですから、これは経済性というものを重視せざるを得ないということになってまいりますと、現時点ではこれは一つ

の核サイクルの中で必要であるということは私もわかりませんが、そういう必要性だけで、技術的な面とか経済的な面とが、こういうことから言つて、諸外国でいろいろ検討されておる段階でありながら、そこで日本の国が一步も二歩も前に出るようなことが適當であるかどうかという、こういう非常に危惧を抱くのですが、どうですか。

○政府委員(山野正登君) 第二再処理工場の建設、運転のための技術につきましては、これは先生御指摘のように従来の技術蓄積というもののだけに甘んずるわけでは決まらぬのでございまして、今後とも安全性とか信頼性を向上する技術開発というものは引き続き続けまして、確かに民営に移してコマースベースに乗らないといふふうなことで困るわけではございまして、そういう面からも一層技術の蓄積を図りたいと考えておるわけではございます。

今後のこの第二再処理工場のスケジュールを考えると、用地の取得とか、あるいは各種設計、建設準備といったふうなことに今後さらに数年程度を要する見込みでございまして、その間、先ほども申し上げましたように、東海工場の運転を通じての技術の蓄積というものをさらに図る、また自主技術というものを私どもは中心に考えておりますけれども、それにこだわらないで海外におけるその間の技術進歩というものを十分に取り入れてまいりたい、そういうふうなことにまいりまして先生御懸念のふうなことにまいり努力したいと考えております。

○藤原房雄君 第二工場というのは東海の再処理工場のおよそ七倍ですか、これぐらいの大ききになるだろうというところで、おおよその見当ですけれども、ですから、ただ東海の再処理工場の七倍に大きくするということだけではなくて、やっぱり技術的にはその何十倍もいろんな面で問題点が出てくるんだらうと思ひます。そういう点で、現在日本の国で自主開発で東海の再処理工場で蓄積された技術、こういうものと、それから諸外国

の技術ということでしようけれども、しかし何とんでも運転するのは日本の技術者、技術屋さんというふうになりますと、当然日本の技術水準というものが高くなければならぬかなし切つていけないということになるわけでありまして、こういうことから言ひまして非常にこれは——十年先の話だということではございまして、相当な技術的な蓄積、そしてまた進歩発展というものがなければこの実現というのは非常にむずかしいことになるんじゃないかと私は思ひます。

各委員からもいろいろな質疑があつたようではございますが、改めてこの第二工場の規模なり、また計画なりについて、それからどのくらいの年数の計画についてひとつあらまし御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) まず第一点の第二再処理工場の規模は現在の東海工場の七倍程度かという点でございまして、これは一日当たりの再処理量という点では、現在東海工場は〇・七トンでございまして、現在電力業界を中心に考えておりますものは一日当たり五トンでございまして、そういう意味では先生御指摘のように大体七倍程度というところは言えようかと思ひます。で、技術的には、確かに七倍であるからいろいろな設備の寸法を単純に七倍にすればよろしいというわけではもちろんないわけではございまして、このスケールアップに伴う新しい技術の開発の要素というものもあるわけではございまして、その点も現在関係機関においていろいろ努力をしておるというところでございまして。

それから第二再処理工場の具体的な構想につきましては、これはいまだ正式にはたまだ御審議いただいております法案が成立しました段階で設立される民間の再処理会社が定めることになるわけではございまして、従来、そのための準備組織が考へております構想によりまして、規模につきましては、先ほど申し上げましたように、一日五トンの使用済み燃料を再処理するという規模、した

がいまして年間二百日稼働であれば一千トンになりますし、三百日稼働の場合には千五百トンになるということですが、大体その程度の規模。

それから処理方法につきましては、これは技術的な意味でございしますが、湿式のピュレックス法というものを予定いたしております。それから、運転開始は昭和六十五年ごろということでございします。六十五年と申しますと、あと十年少々しかないわけでございますが、現在この民間の準備組織が調査した結論によりますと、再処理会社をつくりまして実際の再処理施設が運転を開始いたすまでに約十二年程度を必要とするというふうに考えておるようでございします。その点からまいりまして、もはや時間的な余裕というものはないわけでございますので、そういう意味でもできるだけ本法案の早い時期の御審議並びにその成立というものをお願い申し上げたい、こう思っております。

○藤原房雄君 それから、これがスタートするに当たりましていろいろな準備をするわけですが、どこが主体になって進めていくのか、また民間ということでありましても、どういう形になるのか、こういう今後のこの推進母体といえますか、この中心になっていくのはどういう形で進めていくのか、その間のことについてちょっと……

○政府委員(山野正登君) 現在のところは電力各社が協力して準備をしておるわけでございますが、具体的には電気事業連合会の中に再処理会社の設立準備のための部屋というものを特に設けてまして、そこである種の諸準備を進めておるわけでございますが、この法案が成立してしまえば、いよいよ再処理会社をつくるという段階に至りましたときには、現在中心になってやっております電力会社に加えまして、化学関係の諸会社であるとかあるいは電機メーカーといったふうな幅広い関連業界というものの参加も得て、再処理会社を設立し、その設立されました再処理会社が具体的な建

設準備並びに建設に入っていくということになるかと考えております。

○藤原房雄君 衆議院の科技特の委員会である審議がありましてその後で、附帯決議として、動燃事業団の技術と経験を生かしていけると、そういうあれがございましたね。さつきも、十年あるんだから十分にその点も勘案して技術の進歩また開発、こういうことに専念していくというお話もございましたけれども、やっぱりこれは、実際タツチし、そしてまた技術を蓄積しているのは動燃事業団ということになるかもしれませんけれども、やっぱりそこに頼るだけではなくて、こういう世界的にもいろいろな問題も起きておることでもございしますし、国民の関心も非常に高いだけに、技術に対してのさらに強化策といえますが、これはやっぱり考えていかなきゃならないんじゃないかと思えます。ただ精神的に、抽象的に、まあこれから取り組むということだけじゃなくて、具体的に何かお考えがあったら伺いたしたいと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(山野正登君) 衆議院で御審議いただきました際の附帯決議で、今後の再処理工場の建設、運転のための技術につきましては、動燃事業団において蓄積された技術と経験を十分活用するようにということがあるわけでございますが、これにつきましては、動燃事業団の再処理部門に民間各社から技術者が参加いたしておりまして、このようない動燃の実際の活動に参加した技術者が現場においていろいろ技術を習得して帰るといっても一つの方法でございしますし、さらに将来再処理会社が設立された際には、動燃事業団から技術資料の移転といったふうなことに加えまして、技術者が再処理会社へ指導に赴くとか、あるいは場合によっては出向するといったふうなことも含めまして、できるだけ動燃事業団で蓄積された技術というものを活用しなければならぬと考えております。

それからまた、それに加えまして、再処理会社自身、現在の準備組織もいろいろと海外の技術、

特に新しい技術といったふうなものについても調査をしておるわけでございますが、これらの調査結果も生かしまして、先ほども申し上げましたように、諸外国の新しい技術進歩に基づく新技術といったふうなものも活用するということも十分に配意しなければならぬというふうに考えております。

○藤原房雄君 ちょっと話が前後するかもしれませんが、再処理によって有効利用ということについては私も各サイクルの中でわかるわけですが、先ほど申し上げましたように、諸外国では国営——公社でやっておるのが多い、日本では民営でということであると思いますが、やっぱり民営ということになりますと経済性というものを度外視して考えるわけにはいきません。そういう点で、再処理の経済性ということについてはこれはいろいろな試算があるのかと思えますけれども、これはやっぱりとお伺いしておきたいと思うのですが、再処理をしないでウランを使い捨てにするというのと、リサイクルで再利用するというのは、これは燃料のコストはやっぱり相当違うんだろうと思うのですけれども、やっぱりこれはそういう資源の安定、資源の確保という、有効利用ということと、民営ということから言いますと、やっぱり経済性というものが伴ってくるんだと思いますが、そういうことで再処理の経済性ということについては、いままでのいろいろな政府の試算とかなんかが中ではどういふように見ていらっしゃるのか、それをちょっと御説明いただきたいと思えますが、どうですか。

○政府委員(山野正登君) いま手元に細かい資料を持ち合わせませんので、私の記憶で申し上げますが、よくよく大ざっぱに、マクロに申し上げますと、再処理をしないでウラン資源をワンスルーで使い捨てにするという場合と、それから再処理をしましてウランとプルトニウムをリサイクルして再利用するという場合、この双方を比較してみますと、大体リサイクルをする方が一割程度安くなる、つまり経済性が高いと

いったようなことが言えるのではないかと考えてございします。で、これに類する見当でアメリカのNRCの行った調査があったと思いますが、それによりますと、これも私の記憶に頼っておりますので数値がもし間違っておりますら後ほど訂正をさせていただきますが、再処理をし、また廃棄物を処理処分するという再処理以降のいわゆる下流部門を全部含めて、原子力発電単価の中の割合というものは大体四割程度という試算があったと記憶しておりますが、これはもちろんいろいろ前提を置いての計算結果でございしますから、この四という数字自体にはそれほど深い意味はあろうとは思いませんけれども、しかしオーダーにおきましては大体そのようなものであろうというふうな見当はつくわけでございますので、再処理の費用というものがそれほど大きく発電コストに直接響くということにはなり得ない、むしろウラン資源を有効に利用することの経済効果の方が大きいということが言えようかと思えます。

それからさらに、これに関連しまして、先生御指摘のように、この経済性の問題というのはきわめて大事な問題でございしますけれども、わが国の場合には、もし仮に、再処理をするということによって若干経済性が損なわれるといったふうなことを仮定いたしましても、そう簡単に再処理をしないでワンスルーに移行するということは資源面からきわめてむずかしい話でございまして、やはり国内にない輸入したウランを最大限に活用するという趣旨からは、ぜひ再処理をしてプルトニウムの再利用を図ってウランの有効活用を図るのが経済性にも増してもっと重要な問題ではないかということ、これはまあ蛇足ではございしますがつけ加えさせていただきます。

○藤原房雄君 おおよそのオーダーでお話ございましたが、ここで、先ほど冒頭申し上げましたけれども、国営——諸外国では公社でやっております理由といえますか、われわれもそこよく調べてはおりませんが、やっぱり民営ということになりまして、採算ベースといえますか、そういう

ことも、資源の有効利用ということは国家的にはわかるにしても、いかに公益事業とはいえないが、やはり採算ベースを度外視するわけにはいかないだろうと、そしてまた、それがいろんな事故を起こすということによりまして発電単価をアップする大きな要因ということになれば、これは消費者、利用者に対しては大変な負担を強いることになるわけでありまして、そこをどう見るかということには非常にむずかしいことだと思ふんですけれども、こういうことで、きょうもう時間ございませぬからこれで終わりますが、その辺ひとつ民営という形で、本当に十年先の見通しの中で十二年度ですか、いいのかわるか、こちらあたり私は非常に疑義を感じますけれども、最後に、大臣から一言ひとつ御答弁いただいて終りたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) ただいま先生御指摘のように、民営化した場合のこの経済性の確保というのは確かに重要な問題でございます。今後ともこの第二再処理工場の建設につきましては、安全の確保というものを大前提にしなから安全の確保を損なわない範囲で経済性の向上にも努めると、そのための技術開発にも努力するということは御指摘のとおりだと存じますので、そのような方法で努力をしたいと考えております。

○国務大臣(金子岩三君) いろいろ御心配の点はよく私も理解できます。十年先のことでございまして、十年先にこのような準備をわが国でするために、この時点でやはり取りかからなければならぬわけでございまして、いかにもいわゆる営利を目的とする、いわゆる利潤を目的とするような民営にこのような再処理工場をやらしていいだろうかというような御心配の向きもよく理解できます。それから、国でこれをやるとすることになりますと大変膨大な予算を政府に負担をかけることとなりますので、やはりいわば受益者負担というような意味からして民営でこの計画を進めて、この管理、運営については国営でやっておけると等しいような厳しいひとつ規制を設けてい

わゆる安全の確保を図る、このような考え方に立つて進めたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 私も法案の質疑に入ります前に、スリーマイルアイランドの事故の問題でまずお尋ねをいたしたいと思ひますが、具体的質問に先立って一言申し上げておきたいと思ひますが、午前の吉田委員の質問に対して吹田委員長は、本日も三月三十日の談話は間違つておりませんというふうに強弁をなさつておられますけれども、これは先回私も申し上げておりましたけれども、あの翌日、あの日の晩から翌日にかけての安全委員会の議論を通して、四月の十四日、大飯の原発の停止の措置をとられました。こういう経緯から見ると、これは万事に至当なところでありまして、四月十四日の決定は、私も委員会である申し上げておつた、そういう御意見も耳を傾けていたいたしたもので、かというところで適切なものとして評価しておるわけですが、この十四日決定に至りまして、考え方というのか、その基本姿勢をぜひ堅持をして今後の問題についてぜひ対処をしていただくよう、安全委員長と科学技術庁長官に重ねてまず要望をしておきたいと思ひます。これのお答えは要りません。

それで具体的な質問であります。今回の原発事故で明らかにしました加圧器の水位計の誤った表示、ここから出発をしてECCSを手動で停止するといふいわゆる操作ミスに重なつていったということでありまして、こういう誤った表示をするような水位計を取りつけた装置自身が不健全だという問題だろと思ふんです。操作員が水位計が高水位側に振つ切れたのを見てECCSを停止をさせたわけでありまして、時間的経過を見ましても、NRCの四日付の発表によりますと、事故発生から二分後にECCSが作動し、さらにその二分後に加圧器の水位計が高水位側に振つ切れた、その三十秒後にECCSの高圧注水系のうち一系統を停止している。ですから、こうした異常時に三十秒で運転員が判断できたという

のは、そういう場合の一定のマニュアルがあつたんじゃないかといふふうに判断をされると思ふんですけれども、アメリカへ調査団を派遣をされておる、そういう調査団の報告の中ではこの点はどうなつておるのか。

それから、わが国の場合、現行の原子力発電所においてそういう異常時の場合のこの種のマニュアルはどういうことになつておるのか、その点をまずお尋ねします。

○政府委員(牧村信之君) アメリカで調査したところによりますと、アメリカでもECCSを先ず生御指摘のように短時間でとめるようなマニュアルにはなつてないやうでございまして、もちろん日本におきましては、ECCSが入りましたときに、このような簡単な判断でECCSをとめるということはないやうなマニュアルになつております。

○佐藤昭夫君 この問題は今後の一つの検討課題になつていくわけでありまして、それにつけて加えてこの機会にお尋ねをしておきたいわけですが、そういう運転員の判断ですね。これは安全審査の場合の審査項目、こういう場合には運転員はこうすべきという、安全審査の審査項目には当然入つていません。

○政府委員(牧村信之君) 個々のそういう審査におきまして、運転員の問題につきましては審査の対象に入つておりません。そのような問題は保安規定の中に、安全審査の基本的な考え方を受け、その装置等の運転に必要な操業員が守るべき事項は保安規定に定めるといふような仕組みに日本においてはなつております。

○佐藤昭夫君 もう一つついでにお尋ねをしておきますが、今後そういう保安規定、運転マニュアルの見直し、これもやらなくちゃならぬだろうといふことも、必要な場合のこの見直しをやらなくちゃならぬだろうと、今度の事故の教訓から学んで、ということがたびたび言われているわけですが、この運転マニュアル、私もちよつといふいろいろ研究をしてみたいんですけれども、資料で請求をしたらいだけですか、各原子力発電所の

運転マニュアル。ECCSの起動の手順について決めておりますものは保安規定、それから運転要領、それから事故時運転細則という非常に膨大なものにわたりますので、先生のいま御指摘になりました資料要求といたしましては、まず保安規定は、これは私たちの方で認可しておりますので、これはお出しすることはできます。あと運転要領等についても、このECCSの問題のところをピックアップして何か資料にしてお出しするとか、何かそういうことをすれば膨大な資料という、これはECCSの問題全部入つてい

わけでございますので、それでよければ……

○佐藤昭夫君 そういう資料の膨大性ということでありまして、それを抜き書きしていただくという方法もありますけれども、私が見たいと、どここの原子力発電所のその保安規定なり運転要領、これを見たいというなら、その場合には見せてもらえますね、通産省のOKで。

○政府委員(児玉勝臣君) それはお見せすることとはやぶさかじゃございせん。

○佐藤昭夫君 次に、大飯の原発が四月十四日の安全委員会の結論として停止をされたわけでありまして、四月十一日のNRCの告示、それからウエスチングハウス社の通告、こういうものが重要な動機になつたといふことは否めないことだと思ひますけれども、そこで吹田委員長にお尋ねをいたしますが、原子力安全委員会として通産省に対して必要なこの大飯の安全性の解析について要望をされたその内容は、端的に言えばどの点を解析をせよといふふうに提示をされたのかお答えを願ひたい。

○説明員(吹田雄雄君) 御承知のように、TMIの事故というのは補助給水系が作動しませんが、その上に加圧器逃がし弁が開いたままの状態にございまして、そういう状態におきまして加圧器の水位が異常を示すという、そういう現象でございまして、それからわれわれは非常にいろいろな知見を得ることができます。で、安全委員会といたし

ましては、この加圧器水位の問題に關しまして判断を行うには、NRCの指摘に従ひましてECCSを、この前佐藤先生にもお答えしたと思ひますが、われわれとしてはECCSの起動というものは原則的には自動である、しかしバックアップとしては手動を考へるというのがその本筋であらうかと思ひますが、このNRCの指摘に、その当時のデータによりまして、ECCSを手動によつて起動させる場合の原子炉の安全性に及ぼす影響について私たちは独自の、日本で判断するいろいろなデータを十分でございまして、したがつてその判断を下すためには、やはり通産から十分なデータを提出してもらふ必要があると、こう考へました。ですから、ああいう知見を得る裏づけとしてのやはり解析をわれわれとして持つべきである、その上でその解析の結果と通産のそれに対する具体的な措置を踏まえた上で安全委員会は決定すべきである、そして、あの大阪の1号炉をとめるといふ通産の申し出を了承したのでござい

ます。○佐藤昭夫君 続いて、四月の十四日にこのNRCの新しい告示が出された。これは十一日の告示のときとの違ひは、ECCSを手動で動かすというのを、この水位計の信号の回路を外して圧力計の信号のみでECCSが自動的に作動するようにせよという項目が入つてゐるということでありまして、この点について日本の安全委員会としてはどういふふうにかゝるを受けとめられるのか、この方向を採用するといふ考へ方なのか。この点はどうですか。

○説明員(吹田徳雄君) われわれが十四日に出したあの場合の時点におきましては、先生御指摘のように手動といふことでございまして、それをわれわれは非常に重要視いたしました。その後、その六Aというレポートで、それをいま先生が御指摘のようになつて向かうのNRCの考へによりまして、そうなつております。これらに關しましては、通産から出てまいります解析とそれに対する通産の措置をよく見てから判断いたしますが、

それと並行してわれわれは他に安全委員会直屬の米国事故調査特別委員会といふのを一日から早速開きまして、そういう点を十分検討したい。それと同時に、通産から参ります解析データ及びその措置に關しましては、炉安審の下にございまして、安全部会でそれを十分検討する。この二つの会では先生の御指摘のようになつて、そういう点を十分検討したいと考へております。

○佐藤昭夫君 現行のわが国の場合、圧力計と水位計の双方の信号でECCSが自動的に作動すると、こういうふうな設計になつてゐる。これはこれだけの根拠があつてこういうシステムにしているといふことだと思ひますが、この十四日のNRCの告示で触れてゐる、圧力計の信号だけで作動するようになつてゐることになりますと、これは非常に重大な設計システムの変更になる、安全審査指針にもかかわる問題になるといふふうに思ふんですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(牧村信之君) 安全指針にかかわるといふことよりも、安全指針では基本的な考へ方としてECCSは自動でやることを原則とするといふのが一番大事なことだと思ひます。したがつて、現在の安全審査を通りました大阪の緊急冷却装置の自動の条件としてまず圧力と水位計でやるということになつております。したがつて、それを仮に圧力だけでやれば、そういう審査に当たりまして考へたことの変更になるわけにございまして、したがつて基準に違反するといふことではないわけにございまして。しかし、いまのNRCのそういう動向が日本で果たしてより安全を確保するといふ意味から許されるかどうか。これは一にたゞいま通産省が行つておられます解析の結果を踏まえて、安全委員会におきましてその下部機構の審査会等で専門の方のいろいろ御判断を願つた上で安全委員会がお決めになることであらうかといふふうにかゝる考へておる次第でござい

ます。○佐藤昭夫君 吹田委員長にお尋ねいたしますが、この十四日の告示、さつき触れてますやうな、そういう項目が一つありますし、それからその後に

に續けて、加圧器の圧力が測定値に達すれば手動で、手で安全注水を開始するよう運転員に指導すること、こういう内容も入つてゐるんじゃないかと思ふんですけれども、どうしてこういう指示をNRCが出したかという、この点についてはどういふ御見解ですか。

○説明員(吹田徳雄君) あの時点でああいう手動をNRCが出したといふ真意が十分日本の安全委員会ではつかめませんでした。それで、やはりわれわれといたしましては、私たち自身があいう科学技術的なバックデータを十分持つ必要があるといふことを考へまして、通産の申し出を了承したのでござい

ます。○佐藤昭夫君 それで、さつき局長も言われましかつたけれども、現にこの安全審査指針の指針集にも明記してありますけれども、この軽水炉の安全設計の審査の場合、原則的にどうか、すべての場合が自動でECCSが動くといふか、このことを内容としてそれを基準にしてこの安全審査をやつていくといふ、こういう形になつてゐる。ですから、いま問題の緊急必要な場合手動で動かすこともあり得るといふ、これはわが国の安全審査指針との関係でいいますと新しい内容、したがつて、これをわが国の今後の原子力発電所の安全管理上の一つの方法として公式に採用するといふことになりまして、安全審査指針の変更を必要とする問題になつてくるということですね。

○政府委員(牧村信之君) 必ずしも私どもはそういうふうには考へておりません。もし仮にECCSを手動によりまして、ある条件のもとで手動を許すといふことを考へた場合には、安全基準の考へ方からは、その手動でやることによる人為ミスが当然心配されるわけにございまして、もしそういう手動を認めた場合に、これはたとへばの話でございまして、オペレーターがたとへば十分間その手動すべきをし得なかつたといふやうな、非常に長い間それを装置しなくても原子炉の安全が十分に保たれるといふことが確認されておれば、ECCSといへども手動を許すことはあり得る指針になつておると私どもは考へております。しかし、その場合に人為ミスが心配されますので、十分その時間的な余裕があるといふこと、実際にはオペレーターが直ちにやつたとしても、安全上の考へ方は、そういうやうな時間的な余裕が十分あるといふことが安全解析上明らかな場合には許されることといふふうにかゝる考へております。

○佐藤昭夫君 しかし、それはどうしてそういうことになつてゐるんですか。この安全審査指針のこの本でいいますと、三十六ページ、指針二十八、「安全保護系の事故時の機能」といふことで、「安全保護系は、事故時にあつては、直ちにこれを検知し、原子炉停止系及び工学的安全施設の作動を自動的に開始させる設計であること。」ただし、これの場合と、そういうやうなことはどこにもつておらぬでしょう。どうしていまのやうな論法が出てくるんですか。

○政府委員(牧村信之君) 私どもは原則としては先生おっしゃるとおりと申しておるわけにございまして、この解説書の方に手動による場合の問題点を記載してございまして、先ほど私が申し上げたやうな考へ方において十分安全が確保できると判断される場合には、その原則を必ずしも原則を曲げてやることはし得るやうな形になつておることを申し上げたわけにござい

い。」ということがございまして、考慮された場合にはそういう人間の運転員の手動操作というものも認め得るような考え方で安全審査を行っておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 私どもが知らぬ間に、五十三年九月二十九日にこういうものがつくられておるといふことが新たにここで言われておるわけですから、手動かすというものは、当然その場合には、私も前回吹田委員長にも申し上げて吹田委員長も同様の意を示しておられたと思いますけれども、手で動かすという場合には人為的ミスを伴う場合があるという点で、その安全が完璧に全うされるという点にはならないという点から言って、こういう項目を入れて、このことによってその装置の工学的安全性、設計上の安全性が完全に全うされない場合を、それを防ぐ副次的手段として手で動かす場合もあり得るという、こういう論法ですわね。ところが、これが人為的ミスを伴う場合があるという、こういうやり方で安全審査をやっていくということが果たして本当に責任を持つ安全審査たり得るか、こういう問題だと思ふんです。これはぜひ吹田安全委員長、それから当時これをお決めになったのは原子力委員会でありましたけれども、その長である科学技術庁長官、この問題は私も必要があるというふうに思いますが、どうですか。

○説明員(吹田雄雄君) おっしゃるように、原則的には自動でございます。それから、手動のときにはその手動がECCSの起動というのに対してどれだけのウェイトがあるか、つまりそのウェイトが非常に問題だと思ふます。ですから、私もどなたもいたしましては原則は非常に貴重だと思ふておりますが、その手動というものは、すべての機械に手動がバックアップシステムとしてございますので、そういう意味の手動は私は設計上許されると思ふますが、オペレーターに手動によっていろんな判断を強いるよ

うな手動というのは、私はECCSに関する限りはそれを除外するのが正しいんじゃないかと考えます。

○佐藤昭夫君 この文章を読みまして、「適切な時間的余裕」という解釈によつてはいろいろ幅の出でくる、そういう表現になつてゐるわけでありまして、こういう点で、私は人為的ミスがここから発生しないとも限らない非常に重大な問題を含んだ昨年の九月の指針になつてゐるんじゃないかというふうに思ふますから、重ねていまの点、本当に国民が納得できる指針に練り直すという問題を再検討していただきたいと思ふんです。

ところで、先ほど来お話が出ております大飯の原発に関する安全性の解析、これが昨日通産省の側から原子力安全委員会に報告が出されたということでありまして、これは関西電力が行つた安全性解析ですね。通産省として独自の、それをもとに独自にさらに一定の検討を加えて結論を出したものとこのものではありせんか。

○政府委員(児玉勝臣君) 大飯の安全解析につきましては、四月の十六日の午前に通産省の原子力発電技術顧問会の先生方にお集まりいただきまして、それでどのような安全解析をさせるべきかというこの非常に具体的な内容の解析の、何といひますか、入力の問題、それから解析のプロセスといひますか、そういうものを決めていただきまして、それに基つて関西電力が計算をしたものでございまして、したがって、その計算機はもちろん関西電力を通じてやつたものでございまして、けれども、計算の方法、それから計算の入力というのは当方で決めた方法でやつたわけでございます。

○佐藤昭夫君 どういう計算をやるかと、解析をやるかというの項目と方法は技術顧問会で議論をしたけれども、出されてきたあれについてもう一遍その点検をして安全委員会に報告をしたものではないかというところは、そういうこととすね。

○政府委員(児玉勝臣君) 出てまいりました結

果につきましても原子力発電技術顧問に見ていただいて、それをまとめた上で御報告したわけでございます。

○佐藤昭夫君 それはいつやつたんですか。いつ、何時間ぐらいかけて、顧問会の検討は。

○政府委員(児玉勝臣君) 先週の土曜日に実施しております。約三、四時間やつております。

○佐藤昭夫君 私は、果たして技術——というのは前回申し上げた関西電力についてはまあいろいろ疑いを持つてゐるんです。たとえばNRCからの、ウェスチングハウス社からのあつた通告、これが実際は入手をしておりますが、正式の文書等通知がくれたからという理由で通産省への報告も思つておつたという、そういう問題もこの間提起をしておつたわけですが、技術顧問会として二、三時間ぐらいの検討で本当に大丈夫という、そういう確信が持たれたのかという問題もあるわけですが、これをなぜ昨日の時点で記者発表したんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) きのう安全委員会に御報告申し上げたのは、大飯発電所の解析の結果が出た、こういうふうに出ましたということとを御報告したわけでありまして、その安全委員会にどういふことを報告したかということについて新聞に発表するようにという話がありましたので、ただ解析の結果だけを申し上げただけでございます。これについてどういふ判断をするかということとは申し上げたわけじゃございません。

○佐藤昭夫君 片一方、もう一つ、きのうの新聞記者発表の際に、各原子力発電所に対する通産省エネルギー庁としてやつてきたいわゆる保安、運転管理等についての総点検中間まとめというのを発表されておりますね、これも現在もお立ち入り検査、監査が完了してゐるわけではなかつた状況であるのに、これの中間発表もした。私が問題にしたいのは、本当に責任を持って電力会社からいまの解析についても、それから保安、運転管理の問題についても、会社側から報告をされてきてゐるこの問題を、行政庁としても責任を持つて

てその問題をよく検討しないまま、ぼつぼつと、こういう報告が上がつてきましたということとで新聞発表をやるというやり方というのは不見識じゃないか。何かそういうことで、それは会社側は当然、安全です、安全ですというところに力点を置いた報告を上げてくるでしょう。そういう形で何か国民の皆さん方に誤解を与えるようなことを作爲的にやつてゐるんじゃないか、その片棒を通産省が担いでおるんじゃないか、きのうの二つの記者発表をめぐつても——というふうな感を強くするわけです。

きのう発表された大飯原発の解析の場合に使つた解析のコード、これはその電子計算機のプログラムを使つてやつたと思ふんですけれども、どういふ解析コードですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 解析コードの名前はマーベルという名前前のコードでございまして、これはいわゆるこういうような外乱の、外乱というか、外から与えられた問題についての詳細なプログラムの過渡現象を解析するプログラムでござい

ます。

○佐藤昭夫君 そのコードはどのものですか、ウェスチングハウス社のものですか。

○政府委員(児玉勝臣君) これはウェスチングハウス社から技術導入したものでござい

ます。

○佐藤昭夫君 ですから、ますます私は心配になつてくるわけです。これは安全委員会としても、安全の専門審査会と一日と四日ですか、この内容については十分な検討をやるというふうな新聞にも報道されておるわけでありまして、私も、私どもとしてもいろいろその内容についてはちよつと見たいんです。これは見せてもらへますか。単に新聞発表されておるあの結論だけじゃなくて、

ずっとどういふ手法でどういふ計算をやつて、そしてどういふ結論になつてきたのか、その詳細内容について。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま安全委員会の方にわれわれの方の考え方を含めましてこれをお示したわけでございます。そういうことで

の問題が一応結論が出たところで安全委員会の方と御相談いたしましてお出ししたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 安全委員会の結論が出てから見せてもらつたつて、もう結論出ているんですから、その段階では意見を出してみたところで後の祭りということになるでしょう。安全委員会は安全委員会が検討なさつたらいと思ひます、専門審査会があるんですから。しかし、そこへいくまで私も何か気のつくことはなにかということではないろい見たいわけですから見せてもらいたい。

○政府委員(児玉勝臣君) これは現在安全委員会の方と一つの何といひますか、御意見を承つていふところでございますので、いづれまた改めて再度こういうことについて計算せよという御要望があればまたそれについての応用問題を解かなければなりませんので、そういうことでのいふまじやうと何といひますか、会話中の問題でございますので、決着がついたところでお願ひしたいと、こう考へております。

○佐藤昭夫君 それなら吹田委員長に、安全委員会、安全委員会というのをしきりに通産省がおつしやいますから、安全委員会の側は秘密にしてもらわぬと専門審査会で検討するのに困るといふお考へですか。

○説明員(吹田雄雄君) 通産の考へ方は昨日の報告で大体その主要な点は尽くしているんじゃないか、昨日の点で、昨日までです。ですから、安全委員会といひましては一日と四日は開くことになつておりますので、その下部組織の検討する炉安審の発電部会、それには十分な解析データと通産の考へ方が出てくるものと思ひます。

○佐藤昭夫君 私のお尋ねしているのは、安全専門審査会で御検討なさるのは結構なんです。それはそれでやつて下さい。それと並行して私もその研究を見たいから、私も個人的にいろいろ知人の研究を見たいから、そういう諸君にも見てもらつて、本当に果たしてこれで安全性は大丈夫かということについていろいろ見たいから安全委員

会へ出された報告書を見せてもらいたい、こう言つていふんだけれども、通産省はいやちよつと困りますと云う。ですから、安全委員会の方は専門審査会でこれから検討なさる上で秘密にしておかないとぐあいが悪いのですかと、こう聞いているんです。

○説明員(吹田雄雄君) これは行政の方で十分チェックしたのを安全委員会としては再チェックするという姿勢を貫きたいと思つておりますので、そのチェックした結果は恐らく行政の判断でどうこうされるんじゃないかと思ひますが、安全委員会としてはその出てきたものに対して再チェックするという姿勢を貫きたいと思つております。

○佐藤昭夫君 もう何回押し問答しても同じみないなものでありますので、あさつてまた委員会がありますから、それまでによく検討しておいてください。

重ねて言つておきますけれども、わずか二、三時間の技術顧問団のその検討で、これでよろしいと、関西電力側から出たこのメソッドとその結論はこれでよろしいという、こういうやり方で本当に大丈夫だろうかというふうには思へて仕方がないわけなんです。そういう点でぜひそれを——なぜわれわれにも見せられないのかという点についてはどうしても納得できません。これだけ問題になつてきているこの時点で、なおそういう態度を固執をされるということ、これはせつかく国民の信頼をひとつ回復しようということと安全委員会のそれなりの努力をやられておる時期に、通産省のかたくなな態度によつてそれがまたつぶされていくという姿になつていくわけでありまして、あさつてまた聞きますから、通産省よく検討しておいてください。

それから、続けて質問をいたしますが、本来大飯の原子力発電所がつくられる際には格納容器にアイスコンデンサーをつけてECCSにUHIという、アップパー・ヘッド・インジェクションという特別なものをつけ加えられた新型のものだといふことが言われておるわけでありまして、けれどもこのテストはやつたことがあるんですか。

○政府委員(山野正登君) UHIについての実験につきましては原研において行つたことがございまして、昭和四十八年から原研でROSA計画というものを進めておるのでございますが、その一環として、昭和五十年の末から五十一年度にかけまして炉心上部注入系、UHIに関する試験というのが行われております。この試験は冷却材の喪失事故時に原子炉压力容器上部に設けられた炉心上部注入系からの冷却水の注入の諸条件というものが压力容器内の温度、圧力あるいは水の流れにどのような影響を与えるかということとを解析することを目的としたものであるというふう

に承知しております。この試験の結果、炉心上部注入系からの冷却水の注入によりまして压力容器の上部で水蒸気が激しく凝縮する、その結果として压力容器の上部の圧力が低下する現象があらわれまして、その場合には炉心内に上昇流が生じ、その上昇流に乗つて注入水の大部分が破断ループから流出するということが判明したと云われております。

○佐藤昭夫君 いまの御報告ですと、原子力研究所でそういう実験がやられてきて、その結果はうまくいったというふうには言われておるわけでありまして、これは、実はこういう報告が出されておるわけですね。原子力研究所で十回の実験をやつた、で、ラン六〇三という従来型のECCS、これを作動させた実験、それからラン六〇四という、従来型にこのUHIを取りつけたという実験、この二種類をやつた。その二つの実験を比較をしてみますと、UHIを注入をした方が燃料棒の表面温度が早く上昇をするという結果が出た。こういう結果、その分析の上に立つて結論的に、こういうUHIをつけた場合の方が早く温度が上昇をする。そういうことは、この実験をいよいよ実用にもつていくという大飯の原子力発電所についても起り得る可能性があるということとを指摘をしておる原子力研究所のレポートが出ておるわけ

です。こういうレポートは御存じですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 通産省としても存じております。

○佐藤昭夫君 それならばこのレポートはどういうふうな評価をされたのか。この意見は間違つておるといふふうには結論を出したのはいかなる理由なんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいまの実験について、この大飯の問題といひましては、先ほどの実験の条件と実際の大飯に使われておりますアップパー・ヘッド・インジェクションとの関係では若干違ふのではないかと云うふうに考へております。一つは実験がきつめて小規模のものであるということ、それから中が非常にドライになつた後アップパー・ヘッド・インジェクションが入るという時間的な違いがあるというふうには指摘しております。それで、もちろんアップパー・ヘッド・インジェクションが作動するときには、実際の大飯の場合にはまだ水がございまして、その水の中にさらに水を加えるというふうな作用をいたします。それで、上昇流というふうな現象といふのは大きくないかと考へておるようでございます。それで安全審査会における審査の過程には、同実験の結果やそれから三菱重工の実験結果を参考にいたしまして、それで安全審査の上では本原子炉の非常用炉心冷却系の機能及び性能はECCS評価指針を満足するといふようなことでの判断をしております。

○佐藤昭夫君 その評価、判断をなさつたのはどの機関ですか。

○政府委員(児玉勝臣君) これは原子炉安全専門審査会でございます。

○佐藤昭夫君 いま口頭でおつしやつたわけですが、けれども、片や原研で出されておるレポート、それといふあなたが言われた安全審査会が結論を下したその理由です、この要点をあししたじやうに資料で出していただけますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 資料お出しします。ただ、期日についてはなるべく早くいたします。

○佐藤昭夫君 私、いずれにしてもこの問題重大だと思ひますのは、この大飯の場合にはUHIがついてますから、アメリカの原子力発電所と違つて、何といひますか、二重というか三重の安全装置がついてます。大丈夫ですということが言われておる。ところが、このUHIのこの実験が原子力研究所、いわばわが国で言えば一番そういう原子炉についての研究の最高水準が集まつておる研究所じゃないかと思うんですけれども、ここがやられた、その研究レポートとしてそういう非常に重大な指摘がやられておるということが、何かどうもあいまいな根拠のままこれが葬られていくんじゃないか。何となれば、アメリカでも現にMOD3というUHIに関する模擬実験をいまも現在やっている段階です。果たして本当にこの安全性についての信頼がおけるかどうかということについて実験をやっておる段階だと。これをさっきの御説明によれば、それなら、その安全専門審査会が独自の実験をやったわけじゃありません。条件、パラメーターの違いがあるから、それをもつてすべてを推しはかることはできないから、かわりに何か別個の実験をやつて大丈夫という判断を下したわけじゃない。どうですか。

○政府委員(牧村信之君) 大飯の安全審査を行いますに当たって、先ほど原子力局長から原研の研究の結果の概要を御説明したわけでございますが、この研究成果というものを取り入れて安全審査を行ったわけでございます。

で、原研の上部炉心注入系の実験の結果は、先ほど局長から申し上げましたような結果ではございまして、この結果につきましては、大飯1号炉の安全解析に使つております計算コードにサタンというののございまして、これで原研のROSSAIIのモデルの結果を入力いたしましたいろいろな計算することができたわけでございます。その結果、計算コードが、原研の結果等も踏まえて見ますと正しいことが検証されたということを見まして、安全審査会は、このサタン6のコードによる大飯1号炉の安全解析というものは、上部から注

入した水が炉心に到着し炉心冷却が計算できるということを確認されまして、安全審査を行つて設置の許可に至つたわけでございます。したがって、先生の御懸念ではございまして、安全審査会としては、原研のこういう実験があつたから自信を持って審査をし、判断し得たというふうに私も当時の安全審査に携つた者から聞いておるところでございます。

なお、その後も、重要な問題でございまして、アメリカでもこの関係の研究がさらに行われておることは事実でございまして、そのような研究成果を踏まえて、大飯につきましてもそのデータを活用しておるというのが現状でございます。

○佐藤昭夫君 いまあなたが言われておるのは、この原研のUHIに関する研究、これも踏まえて安全審査会としての結論を出した。現にそういう言い方で当時のいろいろな新聞報道なんか書いております。たとえば工業新聞五十二年四月の二十六日のなんかにはそういうふう書いていますけれども、肝心なのは、原研のこの問題の研究についてのレポートの結論のところ、さっき私が言いましたように、危険があるということ、指摘をしておる、その部分がネグられて、とにかく研究がやられたというその姿だけを引き継いでいる。ですから、逆に言えば、あなたもお答えになつていないように、原研の研究はだめだということ、で別個の、さらにどこかに委嘱をして、このUHIについての安全性の研究を、実験を別個にもう一つやつて、これで大丈夫という結論で大飯に対してゴーサインを出したということではないわけですね。ですから、どうしたつていまの説明では納得できません。

ですから、さっき言いましたように——この原研のレポートの実物はお待ちですか。審議官、実物はお持ちですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 安全審査会報告書によりまして、「日本原子力研究所東海研究所がROSSAII試験装置を用いて試験を行った結果を参考とした。」というふうに安全審査会の報告書

には書いてありますので、いま先生御指摘のROSSAIIにおきますこの試験の結果を十分参酌した上で御判断になったと、こういうふうに考えられます。

○佐藤昭夫君 いやいや、それが疑わしいと言つていふんですけれども、いま私が直接質問しましたのは、その原研レポート、この実物はお持ちですか。いま手元に持っているかじやなしに、ありますかと、現在保管されてますかと聞いています。

○政府委員(児玉勝臣君) 資源エネルギー庁には保管されております。

○佐藤昭夫君 それならば、そこまで言い張られますから、それもついでに資料として出してください。その原研レポート、それからこのレポートの、ここは納得しがたい、こういうパラメーターの違いがある、したがつてこうしたら安全なんですというふうに判断を下した具体的根拠、こういうものを一覽表にして出してください。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生のおっしゃるようになつて提出いたします。

○佐藤昭夫君 吹田委員長、いろいろメモもつていただいておりますけれども、非常に重大な提起が、言うなら、そういう原子力発電について、かなり有能な研究者が集まつています原子力研究所のそのレポートにそういう問題が出ていふということでありまして、一遍この点は安全委員会としても独自に必要な調査検討をやつていただくということをお願いしておきたいというふうに思ひます。

時間がもう余りありませんので、まあ、そういうことで資料が出ますので、このUHIにかかわる問題の質問はきょうの程度で、資料をもとにしてさらに次回お尋ねをしたいというふうに思ひます。

次の問題は、今回のスリーマイルアイランドのこの事故、これはまあいわば小口径の事故ですね。そういう小口径の破断事故だと思つていただければ、現在わが国が原子炉の安全審査にやります場

合の安全審査項目は、大口径の破断事故を扱つておつて、小口径の破断事故は扱っておりません。○政府委員(牧村信之君) 安全審査におきましては、各種事故というカテゴリーでいろいろな破断の事故を想定しております。で、そのような小口径の破断もある意味では各種事故の中に加味して行われていると理解しております。

○佐藤昭夫君 行われていると理解をしていますが、この安全審査指針でいけばどこに出ているのですか。私の見る限り、この本でいいますと三百二十四ページ、ここにいわゆるWREM、ウォーター・レクター・エバリュエーション・モデルズ、これについての検討報告書の中の一部ですけれども、「当グループは、未だ小破断時について何等計算を試みておらず、またこれまで入手した限りNRCもこれを行つたという報告はない。したがつて、小破断時にどのような炉をモデル化すべきかは、今の所不明である。」、こういうふう

書いていますけれども、これを尋ねますのは、原子炉での事故という場合に、当然大破断事故よりも小破断事故の方が度々発生するだろうというこの問題が安全審査指針の上でどう具体的に扱うのかということの明記がない。いまの研究グループ報告によれば、それはもういまのところできぬことだと、だからこれは重大じゃないかということ聞いています。

○政府委員(牧村信之君) 「軽水型動力炉の非常用炉心」……

○佐藤昭夫君 何ページですか。

○政府委員(牧村信之君) 「冷却系の安全評価指針」五十五ページのところに「非常用炉心冷却系の安全評価指針」というのがございまして、その「目的」のところのございまして、そこに「原子炉冷却材圧力バウンダリー配管の破断による冷却材の流出を考慮するものとするが、事故解析では、原子炉冷却材補給系の容量を上まわることとなる口径の配管破断から、云々となつております。ここでそういう先生の御指摘のものをやるように

なっておりまして、次のページの3の「解析に当たつての要求事項」、その3の1のところでございしますが、ここで解析に当たつて必要とされる項目が3の1の(1)に書かれておるわけにござい

○佐藤昭夫君 五十六ページ以降のどこにどう書いておるんですか。五十五ページは抽象的なことを書いておるだけで、具体的に、そういう小口径破断の場合にはこういう計算方式でやるということとはどこに書いておるんですか。

○政府委員(牧村信之君) 五十六ページの3の

○佐藤昭夫君 それを書いておるとすれば、さっき私が引用しました三百二十四ページのような、当研究グループはこういう小破断については何ら計算を試みておらず、いまだで入手した限りNR-Cもこれを行ったという報告はありませんと、こういう報告がなされてくるんですか。

○政府委員(牧村信之君) 具体的には五十六ページの3の1の(1)にブローダウン過程の解析に当たつての要求事項の細目が書いてあるわけにございまして、現実的には安全審査では四インチまでの細管につきまして審査を行つておるところでござい

○佐藤昭夫君 納得をできません。これも、こういうことでやっておりますという具体的なことが提示できるんだら、それも資料で出してください。で、次回の委員会議論をいたしましょう。いすれにしても、いろいろ挙げました、原子力発電所で頻発するであろうこの小口径破断の方の安全審査をどういうふうに扱つておるのかという問題やら、それからさっきのUHIの安全審査を實際どういうふうにしたのか、また今後やる方針なのか。それから緊急時の場合の人為ミスを伴いかねない手で動かすというこの問題が、安全審査の中でどういうふうに扱われるのかということ、私は今日までの安全審査指針そのものをいよいよ見直しをしなくちゃならぬという時期にきているんじゃないかというふうに思つています。

どうか吹田委員長、いろいろまた次の委員会でも申し上げると思ひますけれども、せっかくきょうはずっと聞いていたでございまして、ぜひ検討いたしたいというふうに思ひます。

時間がありませんので最後に一つだけ防災の關係の問題でお尋ねをしておきますが、きょうの朝日新聞で見たか、他の委員もちょっと触れておられました。朝日新聞の表現によりますと、二十四日です。昨日ですね、昨日政府はこれこれのことを決めたという形で、原子力安全委員会のもとにも原子力発電所等周辺防災対策特別委員会を設置をするということになった。で、いろんな防災の計画、緊急時の場合の専門家派遣、いろんなことをやっていくというんですけれども、實際これの審議のほどはどうかということがまず一つです。

それからこの新聞内容によりますと、予算を必要とする計画については来年度予算に計上をするという方向で具体的な検討を煮詰めるんだという書き方になってるんですけれども、これは長官にお尋ねをします。

現在BWR、これは運転していますね、沸騰水型は、ここはいつどんなことでこの事故が起こる危険性がないと言えない。これはいろいろな諸処置について来年度の予算で予算組みますと、そういうのんびりしたことで済まぬだろう。やっぱり今のこの事故の問題を契機に国民的にもいま大きな不安、そしてもしもという場合に備えて防災対策をどうしてくれるんだという意見が非常に強まっております。こういう時期でありますし、ほかの原子炉施設についても、すべて同じではありませんけれども、とりわけ現に運転をしておるBWRを持つておるこの地域については直ちにそういう防災上の対策、防災計画を急ぐ必要があると、これから一年がかりで検討しますという、そういう悠長なことでは国民は不安でかなわぬということかと思うんですけれども、この問題についてはどうかということについて。

○國務大臣(金子岩三君) 私もその新聞を拝見いたしておりますが、来年度の予算云々ということを書かれておるの、どこからそういう意見が出たのか知りませんが、私も閣議でこの問題に取り組んで緊急な対策を立てようという取り決めのしたの、やはり県、市町村まで、末端まで財政措置が必要であるならば予備費を流用して緊急な対策を立てると、こういう考え方でございまして、新聞を余り気にせぬ方がよろしいと思ひます。

○佐藤昭夫君 いまの長官の言明、必要なことは予備費流用といういろんな方策があるということでありまして、それなら各行政当局、ここにおられるのは科技庁と通産省ですけれども、そういう見地で検討をやっているんですか。もう急ぐことはすぐにでもやらんといかぬということをやっているんですか。

○國務大臣(金子岩三君) それは末端のいまの専門家の方々がいろいろ具体的なものを検討しておる、その中で予算的な問題までは私は考えていないだろうと思ひます。全く技術的な問題を検討しておるわけにございまして、やはり緊急に予算措置をしなけりやならぬという結論が出たのは、これはやっぱり総理府で取りまとめた、それが災害対策基本法に基づいた正式の機関に上がつてきて、それから予算の取り組み方を、こういうふうにご理解をいただいております。

○佐藤昭夫君 通産省どうですか。私が言つています、特に運転中のBWRがあるこの周辺の住民の皆さんの不安にたいする意味で、直ちにやるべきことはやるということで作業を進行させておるのか、いつ検討の結論が出るのか、その点はどうですか。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま科技技術庁長官がお答えになつたとおり、私たちとしては早急にその対策を立てるわけにございまして、早くも、ただ、そのお金とか人がいないのでその対策から逃げるということはないつもりでございまして、したがしまして、政府全体としてお決めに

ることにはまだ時間はございまして、しかしわれわれとしては最善の防災計画というものをつくりたいと、こう考えております。またBWRの場所ばかりでなくPWRすべての原子力発電所の立地について私たちは早急に対策を立てたいと考えております。

○佐藤昭夫君 何遍聞いても抽象的なことしかお答えにならぬわけにございまして、私は行政庁が行われる作業というのはできるだけ早くという一般論だけじゃなくて、何かこれをやろうという目標を掲げた以上は、一カ月後には結論を出そうとか、そういう目標を持つては行かぬという、いつその結論を出す目標で作業をやっているんですか。どうですか。

○政府委員(児玉勝臣君) この作業はいろんな省庁が関連しておりますので、通産省だけで処置するわけにもまいりませんので、いつまでもは私申し上げられませんが、われわれとしてはそれなりのすべに腹案は持つておる次第でござい

○佐藤昭夫君 科技庁安全局長はどうですか。

○政府委員(牧村信之君) 通産省と同じ立場ではございまして、いまこの会議におきましては、現段階において政府がどういう方針で取り組んだらいいかということに緊急にまとめようとして、関係各省がどういうことをしているかという、このことを緊急にまとめようとしておるわけにございまして、きわめて早いうちに中間段階の取りまとめをしようということにしておるところでござい

○佐藤昭夫君 最後に一言。長官、本当にいまの話聞いておつてもまことにマンマデな、事故の問題もそうです、それから防災対策の問題でも、この問題を具体的にどういうことでやりますというのを提示しないまま、いま出ています再処理工場のこの法案のまともな審議には入れないというふうに思ひます。そういう意味からも、さっき長官としての基本姿勢は言われておるわけに

にしても通産省にしても、アメリカだってやっぱりこういう事故があつて——日本なんかにはえらい迷惑、これはある意味ではえらい迷惑だ、迷惑ですよ。しかし、原子力の行政についてはNRCの監視官の常駐制度を促進すると同時に、原子力発電所の建設の認可期間の短縮法案を再提出しよう、という姿勢。日本の政府あるいは政府機関の姿勢も、やっぱりいまの地方議会の選挙の結果をもつても、何もスリーマイルアイランドの事故によつて騒がれて反対だ反対だという人たちの意見ではないんですよ。そういう意見なんというものは、何もスリーマイル島の事故があつたから起きたんではなくて、それは地質学的に言つて、原子炉工学的に言つて、放射線管理の上から言つても、いまだかつて絶対反対、もう原子力の開発はけしからぬ、はなはだしきに至つては電力会社が原子力発電所の建設をやめない限りは電気料金は払わないと、そういうことまで言つて反対する人たちがいるわけですから、何もいま始まったことじゃない。そういう点については憂いはないでしょうけれども、ひとつしやきつとした——さつき大臣から御切の悪い答弁についてのあれがございましたが、これはしやきつとしてもらわなければ困る。これはひとつ大臣の御所見をまず承つておきましょう。

○国務大臣(金子岩三君) 私は中村先生と全く同感でございます。ただ、積極的な推進をいたします前提にやはり安全を確保することがまず第一であるというようなことを絶えず念頭に置いて原子力行政に取り組んでいきたいのでございます。やはり住民が納得する、その納得の上で建設が促進されなければならぬと思うのでございます。大前提は安全性を確立する、しかる後に原子力の研究開発は従来の考え方と何ら変わることなく積極的に推進をしたい、このような考え方でござい

ます。

○中村利次君 そこで、私は十三日の本委員会でも申し上げましたけれども、このアメリカの原子力発電の事故につきましては、これは私もは国

民の皆さんとともに事実をどう確認をするというんですか、掌握をするというんですか、繰り返しますけれども、これはあの事故を過大にはやしてもいけないけれども、過小にこれを評価してもいけない。やっぱりどうして起きて、そしてこれはどうなったのか、これがやっぱり一番私は大事なことでございまして、先ほども申し上げましたけれども、この事故は日本にとつてもある意味では大変に迷惑千万なことでありましたが、ある意味ではやっぱり安全性についていま大臣がおつしやつたように、私も原子力の開発はあくまでもこれは安全であるということが、安全性を大事にするということが大前提である。したがつてそういう意味では、不必要なものをばかみたいにかかわり合うということは問題でありまして、うけれども、安全性についての行き過ぎというのは、これは私は行き過ぎがあつてもしょうがないと思ひある程度それは認められなければならないと思ひますけれども、そういう意味からしますと、この事故をきつかけにして安全性の見直し、特にアメリカで起きていますよね、パニック状態になつて

いる。情報管理なんか全くどうにもならなかつた。防災上あるいは情報管理をどうしていくか、こういう非常事態にどうするかというところは、これはやっぱり安全性のより一層の追求と同時に、非常事態の情報管理等についても万全を期するような体制をとらなさいかぬと私は思ふんですね。ですから、そういう意味ではこれは私もにとつてはやっぱり他山の石である。これを参考にすべきは十分に参考にして、なお一段と安全性を高めて国民の皆さんの信頼を得なければならぬと思ふんですが、しかしそれにしましても、この事故は二次給水系の——これは事実上事実としてはつきりしておかないといけませんから、くどいぐらい申し上げますけれども、二次給水系の主給水器が停止したとき——これはこの前十三日も申し上げましたよ——自動的の作動する補助給水器が作動しなかつたことによつて発生したわけですね。そして補助ポンプが作動しなかつた原因

は、補助ポンプ及びその系統に何らかの欠陥、故障があつたのではなくて、三基の補助ポンプのすべての弁が閉じられて、これらが二次給水系から遮断されておつて、もし主給水器が故障すれば必然的に重大事故に発展する状態であつたことが運転されてたという、まことに考へられたい、そういうことが原因であつたとされておるわけですね。米国においても原子炉の運転管理基準にこのことは違反していると言われていますが、もう一回確認をしたいと思ひますけれども、そのとおりであるかどうか、いかがでしょう。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おつしやいましたように、スリーマイルアイランドの事故の経過は、主給水ポンプの入口弁の閉鎖ということに端を発しまして、さらに補助給水ポンプが運転できなかったということが事故の拡大につながつたということ、そのとおりでございます。

○中村利次君 このことは、機器の故障——これはいまでも原子力のあれについてはいろいろ言われてきましたけれども、これは機器の故障、トランプではないということももちろんですけれども、それだけではなくて、管理上、運転操作上の人為的なミスであるともこれは言えないと思ふんですけれども、いかがですか。

○政府委員(児玉勝臣君) まあ人為的なミスというのには非常に幅が広いと思ひますが、一つは、人というのはミスを犯すものと考へなければなりませんので、そういう意味では安全規定とか要綱とか、それからまた監督者のチェックとか、そういうものが人為的なミスの防止ということにならるのかと思ひます。したがって、補助給水ポンプがスタンバイできない状態で運転が開始されたというようなことは、とても日本ではちよつと考へられない状態だと思ひます。

○中村利次君 そのとおりでしょう。私は人為的なミスというのは、まあ計器の誤表示もそれはあつたかもしれないけれども、自動的の働いたECCSを手動で切つたとか、それからこれも十三日も言つたんですが、加圧器の圧力逃がし弁が

開いたのを、これはリモコン操作でできる弁があるんですから、それを閉じなかつた。たとえばこういうのがあるいは運転操作上の人為ミスと言つて言えないことはないと思ひます。思ひますけれども、とにかくメインポンプが——これは何もポンプに限らなせんよ、こういう二次給水系のポンプに限らない、ほかのあらゆるものに私は適用できると思ふんですが、この補助機器が作動しないんではなくて、補助機器の弁が閉じておるということは、まさにこれはその回路から遮断をされておる、ロックされておるといふことでしよう。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生おつしやいますように、一つの管理ミスとも言えるのかも知れませんが、それからまた、そういうような管理ミスがあり人為的なミスがあつたとしても、その機能が失われないうような施設をつくつておく。たとえば日本のように、電動ポンプの起動が始まれば電動弁が開く、そういうようなことでのやはりバックアップが必要だつたんではないかというふうに思ひます。

○中村利次君 私は日本の場合のことも何おうと思つたんですが、いまのお答えでその必要もなくなりましてけれども、これは日米の違いがあるようでありまして。

そこで、これは直接原子力安全委員長にかわりのあるかどうかかわりませんが、いまの人為的なミスか管理上のミスというのは、これはミスという範疇に入らないと、もう管理基準に違反するなんというもののじゃなくて、これは私は、だからFBIが調査にまで乗り出さなやならないような、そういうことであつたと思ふんですが、これは安全委員長はどういうぐあいにお考えですか。

○説明員(吹田雄雄君) 私は今度の米国の事故から学びます非常に大きな要素というのは、やは

り機械と人間との相互作用がございます。その両方の、設計ミスと人為ミスをやはり大きくいたしましたのは、やはりそのお互いの相互作用のところから非常に重要であつたと、そう考へております。○中村利次君 どうも御答弁が何と云うか、非常に差し支わらないんですよ。私は、メインポンプがトラブルを起こした、そこでその場合には補助ポンプは起動できるような状態にあつたというんら、これはいまの安全委員長のお答えで納得します。しかし起動できる状態になつた。なかつたわけですね。これはあつたと言ひ得る者はいないと思ふんですよ。そういう状態の中で原子炉を運転していたということの問題の——それがなければこの事故は全くないわけです。だから、これはもう本当に何だと言ひたいが、しかし、それがあつた。ある意味ではその逃がし弁があきつ放してあつた、あるいは気圧計、水位計の——特にウエスチングハウス社製の場合はこれが一致しなければECCSは作動しないと言ひ得るわけでありまして、NRCCあるいはウエスチングハウス社からの勧告だとか通告というものがいろいろあつたと思ふ。それに対する私は日本の原子力安全委員会の対応というのは必ずしも正しなかつたと思ひます。これは後ほど申し上げいます。大飯原子力の停止を私はこれは正しいと思ひません。これは後で申し上げますけれども、管理基準によるものか、あるいは運転操作上の人為ミスによるものか、あるいはそれ以前の、これはもう管理基準違反であつてミスという表現は当たらないのか、そこら辺のけじめを政府はどうも非常にわけのわからないような答弁で、逃げるという表現は当たらないかもしれませんが、私に言わせると逃げられていくような気がする。もつとはつきりと……これはもうミスとかそういうものの以前の問題であつて、こういうことは断じて許されることじゃないと、私はこう思ふんですよ。ですから、ある意味ではアメリカの規制委員会がこれに対してどう決着をつけるのか、つけないのか、これはわかりませんが、もう一回ひとつ。

○政府委員(児玉勝臣君) 今回の問題につきましても、NRCCは規定違反であるということをおっしゃつておられますので、そういう意味ではいま先生がおっしゃつたように全くその規定を——もともとこの規定は守るものというところでこれはつくられておりますので、そういう意味では運転の心得のないものといひますか、これへの以前の問題といひてもいいのかもしれない。○中村利次君 幾らかそれで——だからさつきもちよつと申し上げましたけれども、日本の一部の新聞にも報道されましたし、また四月二日付のワシントンポストにも、FBIがサボタージュの可能性について調査をした、しかしいかなる確証もなかつた。これは英語を日本語に訳して、私は不得意ですけれども、これを意味するのさびたつたこない面もありまして、しかしそれほどこれは意識的な妨害の意図はなかつた、関係責任者の精神状態も正常であつたというならば、とてもこれは考えられないような事故が起きた。これは安全無視の標本みたいなもので、補助機器をロックしたまま世界のいろいろな議論の対象になつておる原子炉を運転するなんというの、私はとてもこれは正常な人間のやることではないと思ふんですよ。まあこれは日本の場合にはそういうことではないという御答弁もあつておりますから、しかし、いろいろな仮定、想定、議論もございまして、改めまして伺ひをしますけれども、日本はこういうまあ規則違反というか、いわゆる運転管理規定、運転管理基準はこうであるとか決めたことと違反して運転することがあり得るかあり得ません。これはそういうことがあり得るしなかつたか、そういう私は議論だつてこれはないとは限らないと思ひますから念のために伺つておきます。

○政府委員(児玉勝臣君) 規定に違反して運転されるということはないと私は信じていたわけでありまして、それは人間のやることでありますので、おのおのにはやはり責任体制というのがそのためにあるのではないかと申しております。私の申し上げるのは、要するに運転にしましては保安規定を認可しております。これは社長がその全責任を負うわけでありまして、それをさらに所長がその一部をその発電所について分担するという形であり、さらにそこには運転要領並びに運転細則というものがあつて、その責任がだんだんと下に行くわけでありまして、そういうことで節目節目のところで責任体制が確実に機能している限り、この規則に違反して運転されるということとはまずないと、こう考へております。

○中村利次君 私も、日本の電気事業者はこういうことをやるといふこと、これは自殺行為をやることになるものだから、そういう自殺行為をやる事業者はそこで働く自身の仲間を含めて断じてない、こういうぐあいに確認をしておりますけれども、そういうことがあつてはいけないと思ひます。そこで、こういう質問をしておりますとまた時間がかつちやうて、この起り得べからざるばかげた原因によつて起きた次々のずつとあれをまたここで順次確認をする、確認質問をする時間がなくなりましたけれども、これはまたいづれかの機会に譲ることにいたしまして、このスリ・マイル島の事故に関連してアメリカの規制委員会の勧告、あるいはウエスチングハウス社の行動について、ウエスチングハウスとそれからアメリカの規制委員会からの勧告というんだか通告というんだか、そういうものがあつた。それに対する対応の仕方が、吹田原子力委員長、私は納得できない。と申しますのは、安全委員会が三月の三十日に安全委員長のあれは談話というんですか、何かコメントをされた、それを私は拝読をいたしました。それから十三日にここで安全委員長が答弁をされたことも私は伺ひました。で、それは間違ひではないと、私はそれを支持するといふことを大臣と事務局としての安全局長に、ぜひこれは吹田安全委員長にお伝えを願ひたいと言つた。ところが、その日から十四日の未明にかけて専門家の御意見も伺つて、大飯についてどうするかということを決めたのが停止してのチェックである。これは、いやいやあの三十日のコメントとは違ふんだよ、それはメーカーのウエスチングハウスから水位計の誤表示があり得ると、こういうのがあつたから、新たな問題に対してそれなりの対応をするのは当然であると言われるなら、私はこれは違ふ、そんな何の国民の皆さんの安全に対する……安全については、これはちゃんとチェックをして、そして営業運転に入ることを許可をしたわけでありまして、じゃあ安全について、私は毎々申し上げるけれども、これは選択であつて、しからば絶対安全かと言われたら、絶対的なものはないでしょう。ラスムッセン報告にしても、原子炉炉心が溶融をして環境に放射能を流して、その結果地域住民の皆さんが放射能の影響を受ける可能性については一原子炉について十七万年に一回あるかないかという報告をしておるのです。このラスムッセン報告についてはいろいろな評価があります。それはデータが正確——そんな世界の原子力の平和利用というものは、そういうようなデータは取り得ないではないかという、その他のろんなあれはありますけれども、しかしそれは二年の長期間にわたつて、あるいは約十億ぐらいの金をかけて、六十人という大変な専門家が検討した結果の報告ですから、私はそれなりの評価をしていまして、ですから、絶対というのは何事にもないで、第一そんなことを言つたら飛行機も飛ばせないし、車も乗れないし、列車、新幹線にも乗れないし、人間外を歩けませんよ。この部屋に隕石が降つてくるその可能性は絶対ないのか、私は絶対ないと言ひたいと思ひます。まあないでしよう、ないと思ひます、この程度でしよ。それから、そういう点について安全専門審査会の審査を経て、まだ運転に入つてから本当に幾らもたない大飯について定検を待たないで、そういうウエスチングハウス社の指摘等によつて停止、チェックをされたということは、私に言わせると、

むしろ国民の皆さんは、やっぱりこれは心配があるんだ、そこに反対派の人たちはそれ見たことか、それ見たことかとたたみかけるわけでありまして、それから、そういう点の、何というのか、確信はございませんでしたか、いかがですか。

○説明員(吹田雄雄君) 十四日の委員長談話で通産の大飯1号炉を一時停止するというのを了解いたしましたのは、われわれはTMIの事故から新しい知見、つまり補助給水系が作動せずに、なおかつ、加圧器逃がし弁が開いたままの状態においてその水位が異常を示したという、こういう新しい知見が出てまいりました。で、安全委員会としては謙虚にこの知見をもとにいたしまして、それではわが国の原子力発電所を非常に安全に持っていくこととするにはどうしたらよろしいかと。そうしますとPWRの水位計の問題というのが非常に重要になってくる。それがしかもECCSの手動に關係する。ウエスチング、NRCの指示はそういう水位計が実際の状態を示さないような場合には手動によりなさいということでございます。それに關しましては残念ながらわが国には十分なデータがございません。何から何までアメリカのウエスチングとNRCの指示を待つて行こうというのがわれわれ安全委員会の姿勢ではございまして、やはり日本の原子力発電所というものはわれわれの力で守ることが必要でございまして。そういう意味で、この判断をするには非常に時間を急ぎますけれども、とにかく十分なデータが必要である。で、通産の方はその解析を、われわれは手動ということに非常に重点を置いてございまして、その解析がそのデータを見てからわれわれは判断する時間がやはり必要であらう。通産の方は大飯の1号炉をとめるというのはそういう意味からはこれは妥当であると私たちは判断いたしました。

○中村利次君 安全性の上からは停止するのが妥当であると安全委員会が結論を出されたことに對して、それはとやかく言うのはあるいは素人のよけいなあれかもしれませんが、私は安全はやっぱり

り守らなさいいけない。スリ・マイル島のこの事故というのは、事業者にとっても、ある意味では原子力行政を行っていく政府にとっても、こんなことをやっているといふこれは自殺行為だ、やめてはならぬといふのが前提ですからね。安全なんか少しぐらいのおそれがあっても開発をやっていくというやないかと、そんなばかした、そういう立場でございませぬけれども、しかし、たとえばいま委員長がおっしゃったウエスチングハウス社からは水位計が誤表示するかもしれない、したがって、これは水位計のいかんにかかわらず、圧力計の表示によつて、気圧計の表示によつて手動操作によるようにというあれがあった。これはまあ安全委員会としては、手動というのは人為ミス等を誘い、手動は日本の原子力安全委員会としてはとらないという立場も、私はそれはいいと悪いとか言いません、結構だと思ふんです。賛否は明らかにする立場をとります。しかしNRCは、アメリカはとめてないんですね、とめていません。ウエスチングハウス社のやつも。世界でとめたのは日本だけなんだ、そうでしょう。そのNRCは水位計をロックして、これは自動で働きます。ロックしなさい、そしてECCSが働くようにしなさいと、こういうことを言っています。で、私たちが決断を下しましたその時点におきましては、手動が非常にECCSの起動に對して相対的なウェイトを持ってオペレーターにかかってくるであらうと、そういう判断をいたしました。そのためにはわれわれが十分なデータを得ないと私たちの判断に迷いを生じますから、そういう判断をするために通産省の解析の申し出がございましたので、それを了承したわけでございます。

○中村利次君 現在たゞいま、ウエスチングハウス社製のPWR型を水位計をロックしてECCSが自動的に操作するといふ点についての憂えがございませうか。その当時はそれとして、これは別問題ですが、現在たゞいまはいかがでしうか。

○説明員(吹田雄雄君) おっしゃるの、その後

NRCの通達だと思ひますが、つまり水位計をやるにしまして、そして圧力計だけに頼つて自動化する、そういう方も確かにいいところがございまして、現在大飯にありまふような水位計と圧力計との同時に指示するといふのもいいところ悪いところがございまして。したがって、私たち現時点では、そういう両方のことを安全委員会の下部組織でございませぬ二つの、特別委員会と、それから再チェックいたします発電部会に検討してもらいたいと思つておるような次第です。

○中村利次君 私いまの委員長の御意向には必ずしも反対ではありません。これは確かに圧力計と水位計の両方が正しく作動をして、そしてそれによつてECCSが作動をするといふことは、より一段とこれは安全性を確保する上において決して間違ひではないと思ひます。ただ、それはあくまでも前提では計器が誤表示をしないといふことが前提ですからね、それについてはそれを前提として決して反対ではございませぬ。しかし、とにかくウエスチングハウスから水位計は誤表示をすることあるべしといふ、これなんかも私はまことに、もつて、私に言わせるとあるいは言い過ぎになるかもしれないけれども、本当に無責任千万、何たることだと思ひます。それはB&W社のこういう水位計ではない、圧力計によつてECCSが作動する。そういうタイプの原子炉が、ばかげた原因ではありましたが、とにかく起きた。しかし、当然ECCSは自動的に働いた、それを手動で切つた、これだつて私はいろいろ取り上げてやればいろんなあれがございませぬ。しかし、とにかく働いた。しかしウエスチングハウス社の方は水位計がやっぱり一致しなければ働かないから、こういう事故があつてみると、おれのところの水位計は誤表示することあるべしなんて、こんなメーカーなんてものは、本当にこれは何といふんですか、少しぐらい違約金といふか、罰金といふか、そういうものを請求するぐらいのあれがあつていいと私は思ひます。しかし、そういうことによつて動いた日本の原子力安全委員会について私は言

い分があつたんです。ですから私は大飯の停止は決して正しくなかつた、いまでも思つていますよ、やりようはほかにあつた。しかし、まあまあいふんなデータ不足でもあつたし、それはそういう結論を出したんだといふことに對しまして、私はこれ以上追及する意思はありませんですけれども、どうかひとつ将来にわたつては——私がこつていふことをせし上げるかといふと、安全に對してはやはり足りないよりもやり過ぎた方が私はいいという立場をとりますから、停止にチェックについて、本当は何も……、安全性について追求し過ぎたの、何を言ふんだといふ考えもあると思ひます。しかしそのことがやっぱり——安全だ、安全だと政府も言つておる、それから安全委員会も発足したばかりで、それは安全については責任を持つてやつていくと言つておる。しかし、安全だと言つておるのに、やっぱりそういう新たなあれが起れば、安全ではないじゃないかといふ、そういう言ひ分に対する国民の反応、これは国民の皆さんなんといふものは本当に原子力万般について熟知していらつしやるわけじゃありませんから、それ見たことが、こんなものだといふ宣伝に對してはお弱いですよ。ですからそういう点について、安全性について、疑義がある場合ならともかく、これはもうどんなに後戻り、マイナスがあつても私は安全性の確保は優先だが、私が素人考えに考えてもその必要はなかつたんじゃないか。それはアメリカだつて運転をしたままでちゃんと安全性の追求は怠つてないがそれで用が足りておる。ヨーロッパにおいてはどうかんだといふことを考えますと、日本の場合にはまだこれから原子力の開発についてはいろいろな難問がございまして、ひとつ確信の裏づけを、自信の裏づけを持つたびしつとした態度を今後私はひとつぜひ要望をしたいと思ひます。大変どうも失礼なことを申し上げて恐縮でございました。ありがとうございまして。

それから、きょうはまた法案すばりのところまでいきそうにございませぬけれども、やっぱり事

故の環境に与えた影響、これなんかぜひ明らかにして、それほど騒がなければならなかったが、結果してね。それから、確かに現地では恐慌状態、パニック状態になったようであります。しかし、これはなぜか。こういうことは日本ではやっぱり正しい認識の上に立つて正しい情報管理を誤らないで、そういう間違つたパニック状態を起すようなことがあつてはならない、そういう意味での非常事態に対する防災対策、非常事態があつてはならぬけれども、そういう対策というものを怠つてはならない、誤つてはならないと思ふんです。ですから、そういう意味ではこの事故の環境に与えた影響、これはもうつまびらかに、私はここで明らかにして本委員会の速記録に永久にとどめなければならぬと思ふますが、しかしそういうことをやりますと、時間がもうあと幾らもございませぬ。

それから、パニック状態が起きたということは、ペンシルベニア州の知事があらかじめこういうレベルになった場合に避難勧告をするという、はるかそれよりも低いものによつて避難勧告を出さざるを得なくなつたという事態もいろいろあるようです。

しかし、私はもう最後になりましたからまとめてお伺いをいたしますけれども、このことは続いて私はずっと政府の対策をただしていきたいと思います。IEAが以降石油火力をつくらないという決定をしたことはこれ事実であるかどうかです。そして、日本もこれからは石油火力はつくらないというこのIEAの取り決めに對して同調をしていこうというように報じられておりますけれども、このことが事実かどうか。

それから、そうなりますと石油火力が今後新しく建設できない、建設はしないんだと、あるいはまたそこまですでに石油火力の建設の度合いを落としていくんだということになりますと、しからばそれに見合うものは何によつて補うんだということになるんです。長期暫定見通しは、昭和六十年、六十五年まで省エネルギー分を含ん

昭和五十四年五月九日印刷

昭和五十四年五月十日発行

でかなり細かな、私に言わせると非常にその実現は困難だと思ひますけれども、そういう見通しが出されておるんです。そうなりますと、石油火力の減分ですね、減る分、それを何によつて賄うのか、私は石炭の利用を積極的に進めていこうというところに反対ではありません。石炭であらうとLNGであらうとあるいは地熱であらうと、その他のいろんな波力、潮力あるいは太陽熱の利用、あらゆる新エネルギーにすべて賛成。これはもうエネルギーバランスが崩れたら、どんなにばつぱんな政策なりりつぱなことを言つても、国民生活はもうこれはめっちゃめちゃになるわけでありまして、策なつてこれは全部賛成ですが、前提としては原子力は安全であるべしというのが、これは原子力をエネルギー源として選択するに足りるというか、十分な安全が確保されなければならぬというところが前提であると同じように、石炭についても、環境に対してどういふ影響があるのか、これは現状では原子力以上に人間生活には環境に対する影響があると私は思ふ。しかし、環境に与える影響をどうなくして、そして人間の幸せのためにこれを利用するか。やらなきゃいけません。これは、ちりをどうするか、あるいはNO_x、SO_xをどうするか、あるいはたきがらの処理をどうするか、これだけだつてこれは大変ですよ。それから日米協力協定を結んでおる液化技術の開発、ガス化の問題もその後にあるでしょうが、こういうものの見通し、それに対する取り組みはどうなつておるのか、こういう点ですね。これはどうしてでもここでわれわれは同時にこういうことをやっけていきたいと思います、ただ単に原子力問題だけをとり上げてとやかく議論するのは私は非常に危険性があると思ふ。

そこで、おしまいですからやつてしまひますが、石炭対策というものは短期中期的に見て当面それほど期待の持てるようなものではないとすれば、原子力以外に何かあるのか、エネルギーの裏づけとしてこれは全部われわれは取り組もう、しかし原子力をなしにした場合、原子力の開発が非常に

常におくれた場合、その代替エネルギーがあるのかないのか、大変にたくさん課題ですが、とりあえずその基本だけ伺つて、あとはこれからの次々の質問にいたします。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生ただいまおっしゃいましたように、IEAにおきまして、三月の一日、二日とパリで会議が行なはれて、その際、石油専焼火力を原則としてつくらないということ、それからエネルギーを五%節約すること等のエネルギーのいわゆる先進国間の約束事と申します。申し合わせをしたわけでございます。したがひまして、日本といたしましてもその線に沿ひまして五十四年度の電力の施設計画というのをつくつておりますが、それによりますと、石油の専焼火力につきましては、もう石油専焼火力以外のものはつくれないという非常に立地的にむずかしいところ、さつき先生おっしゃつたように灰捨て場だとか、それから揚炭場とか、そういうようなものもはやつくり得ないところについては石油を認めるといたしまして、現在石油は六千万キロでございますけれども、それを昭和六十年には六千四百萬キロにする。ということとはわずか四百万キロの増加しか認めないというふうにしております。しかし、これは全体の電源のシェアで申しますと、五十三年度は石油に五一・七%頼つておりますけれども、六十年ではこれで三六・二%ということ、非常に脱石油ということをねらつておるわけでございます。しかしながら、あと、ではその分をどこがしようのかということになりますと、石炭におきましてはただいま四百四十一万キロの電源がございまして、これを九百九十五万キロと約倍以上にするという計画になりますし、LNGにつきましては一千三百三十六万キロのものを三千三百九十六万キロということ、これも二・五倍ぐらいの増加という非常に増加をしない限り脱石油ができない。原子力につきましては、二千九百八十八万キロという約三千万キロということを考えております。まあそういう意味では、石油の減つたシェアの分を石炭、LNG、

G、原子力で分担しておりますが、その中で増加の最も大きいのは原子力、率といたしましてはLNGが大きいわけでございますが、まあ原子力がその石油の節約の効果という意味からいいますと、何といつてもこれは原子力はベースロードに入りますので、これは単にキロワットだけのバランスだけじゃなくて、キロワットアワーのバランスの方からいいますともうちょっと大きな寄与率になるのではないかと思ひます。そういう意味で、原子力の開発というのは欠かせない問題であるということは言えるかと思ひます。

○中村利次君 これは次回以降ひとつ大いにこういう大事なことは議論していきたいと思ひます。

○委員長(塩出啓典君) 本案に対する今日の質疑はこの程度とし、これにて散会をいたします。

午後六時二十三分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局